



うに思つております。私としても幾つかの疑問点をこれからただしていきたいと思っております。まず、基本的な質問でございますけれども、有識者の意見の中には、宗教法人法は憲法二十条の信教の自由、政教分離の原則を具体化するためのものである、あるいは宗教団体が法律上の人格として誕生する上で必要な手続を定めたものである、このように言い切つている方々も多いわけあります。本当に基本的なことで恐縮ですが、總理からこの宗教法人法そのものの立法の趣旨、もう一度御披瀝をいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今委員から、戦前戦中の治安維持法あるいは宗教団体法等の問題についてお触りがございました。私も全く同じように受けとめて理解をいたしております。

そういう反省の上に立つて、二度とこういう過ちを繰り返してはいかぬという意味で、私は、憲法も新しくつくられた、新憲法ができたというふうに思いますし、その新憲法の二十条では、今委員からもお話をございましたように、信教の自由とそれから政教分離の原則というものがしっかりと確立されているわけですね。この憲法で確立されておる二十条の条文というものを前提にして今の宗教法人法がつくられておる、私はそう思つております。

ただ、お話をございましたように、二十六年につくられた法律で、それ以後宗教団体のあり方も変わつていて、社会全体も変わってきておる。したがつて、そうした変化に対応して、もう少し適正に信教の自由が保障され、同時に政教分離の原則が守られるといったようなものにしていくた世論の背景というものも十分踏まえた上で今回の改正案というものは提出されておる、私はそういうふうに理解いたしておりますから、御心配のようないふうに申し上げなければならぬと思ひます。

うことを言うつもりはないのですが、ただ、全体の傾向としては、少しずつ趣旨が変わつていつついるのじやないか。特に、これから申し上げますけれども、所轄庁の権限ではないのですけれども、所轄庁の役割ということについても、これはじわじわと何か監督に近いような状況になりはしないか、いろいろ心配の種は尽きない、そういう状況であります。本当に詳しく述べてお聞きをしたいと思つております。

そこで、文部大臣にお尋ねをします。

○島村国務大臣 たしか昭和二十六年の法成立の際の国会審議、大変古い資料で、なかなか読みにくいところもあつたのですが、政府の答弁の中に、宗教法人法は、宗教団体に法人格を与えることを目的としており、宗教法人の宗教活動を規制したり監督するためのものではありません、したがつて、宗教法人の所轄庁には、社団法人等の主務官庁に与えられているような監督権限はありませんといふうに明確に政府答弁が行なわれております。

したがつて、これが守られていると思ひますけれども、今回の改正案の趣旨の中にも、決して政府として所轄庁に監督権限は与えないのだ。あるいは本来監督権限はないのだということをもう一度文部大臣に確認をしていただきたいと思います。

一般には、公益法人につきましては、所轄庁等の一般的な監督権限が法律上規定されているところであります。しかし、宗教法人につきましては、宗教法人の自由と自主性を尊重するという基本的な考え方によります。しかしながら、宗教法人法は、収益事業の停止命令あるいは認証の取り消し、解散命令等についての所轄庁の権限を規定しておるところでありまして、所轄庁が宗教法人に対して何らの権限も有していないわけではありません。なお、今回の法改正についておただしがあります。したけれども、所轄庁はこれらの権限を適正に行

使することができるようにして、宗教法人法の適正な運用を図る等の観点から必要最小限の改正を行なうものであります。宗教法人の監督のための新しいものであります。宗教法人の監督のための新たな権限を設けようとするものであります。

○船田委員 今御答弁で、新たな監督権限を与えるものではない、こういうことでありますので、このことをしっかりとあります。このことをしっかりとあります。私は、憲法において信教の自由が保障される、これ以上のことは申し上げませんが、反省をしていただきたいというふうに思います。

同時に参政権が一緒に保障されているわけでありまして、これは、宗教を持つ者であろうと、どのような宗教を信じていようと、あるいは宗教を持たない人であろうと、その人たちが政治に参政権を持つておられます。私は、憲法において信教の自由が保障される、この一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

私は、宗教が民主主義と相入れないというのは大きな間違いだと思つております。宗教もやはり民主主義の中に存在をし、民主主義を助長するもの一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

私は、宗教が民主主義と相入れないというのは大きな間違いだと思つております。宗教もやはり民主主義の中に存在をし、民主主義を助長するもの一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

私は、宗教が民主主義と相入れないのは、その一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

私は、宗教が民主主義と相入れないのは、その一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

私は、宗教が民主主義と相入れないのは、その一つとして積極的に評価をしなければいけない、こう私は思つております。この問題については、まあ御本人がそこには座つておられませんので、これ以上のことは申し上げませんが、反対をしていただきたいというふうに思います。

にございましたように、個人があるいはまた宗教団体が政治活動を行う、選舉活動を行うという自由は、私は保障されておるというふうに考えております。

○船田委員 ノーサポート・ノーコントロールの部分ですが、この場合のノーコントロールというのは、要するに、宗教団体、宗教法人であれば何をやつてもいいということでは全くないわけで、それはやはりこの法律の中にもありますように、もし公共の秩序を乱すというようなことがあります。それはその他のすべての法律に基づいてきちんと処罰をされ、きちんと処置をされるることは当然である、こういうことをちゃんと宗教法人法の中に書いてありますので、そういう意味でのコントロールということはあつてもしかるべきだ、こういうふうに思いますが、一般論としてのノーサポート・ノーコントロールというのは、国が恣意的にコントロールを行う、こういうことだと思いまして、その辺は誤解のないようにしていただきたいというふうに思っています。

捜査に対して、宗教法人法が私は障害になったとは余り思つてないのです。ただ、もう少し管轄する都道府県なりあるいは文部省が宗教団体の日常活動というものを把握できれば、こんなことはならなかつたのではないか、こういうことが起つたり得なかつたのではないかというふうには思ひますけれども、現行の宗教法人法が刑事案件を捜査する上で支障になつたというふうには考へていません。

刑事事件は法と証拠に基づいて厳正に捜査が行

われておりますといふに私は思つておりますから、これはもう宗教団体であろうと個人であろうと、いかなる団体であろうと差別はない。平等に法と証拠に基づいて刑事案件として捜査を行われるは当然であつて、私は、そこは区別してはつきり分けて考える必要があるといふうに思つてます。

○深谷国務大臣 今総理からお答えになりましたからそれで十分であるうと思ひますが、ただいま先生御指摘の、所轄が違うから捜査に支障を來したという話もあつたといふ件については、そういう発言は私の知る限りだれもいたしておりません。

捜査に関して申し上げれば、特定の宗教団体であろうと個人であろうと、犯罪の疑いがあれば当然厳正に捜査を行う、それが進むべき道であり、それをきちつと守つてきたと思っております。

○船田委員 今、国家公安委員長からお答えいたきましたが、改めてこの捜査の経緯とことについて簡単にちょっと検証してみたいと思うんです。

古くは平成元年、あの坂本弁護士一家が十一月の三日に失踪されています。その事件が発生いたしました。それに対して神奈川県警が十一月の十七日に捜査本部を設置をいたしました。それから平成二年、翌年の十月二十二日、熊本県阿蘇郡の波野村における国土利用計画法違反事件、これで熊本県警が捜査に着手をしております。次にずっと遅くなるわけありますが、平成六年の六月二

十七日、例の松本サリン事件の発生、これに対しでは六月二十八日に長野県警が捜査本部を置いております。七月九日、山梨県上九一色村教団施設に対する異臭事件発生ということです。これに対しても山梨県警、長野県警も多分合同で行つたと思いますが、九月に現場付近の土を採取して、科学警察研究所でしようか、そちらに依頼をして鑑定をしたところ、平成六年の十一月十六日にサリンの副生成物、残留物であります、これが検出をされております。

この時点での捜査当局としてはこのサリンのこととオウムのことがどうも一つの線に結びついてきたのではないか。相当な疑いを捜査当局はお持ちだったはずであります。

しかし、この段階までも実は東京都内でのオウムの事件はほとんど発生をしていない。したがつて、警視庁が関与する状況にはまだなつてないと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○深谷国務大臣 今委員御指摘のような経緯であることはそのとおりであります。ただ、それぞの担当の警察が、これは犯罪の疑いがあるというので直ちに捜査本部を設けて、全力を挙げて捜査をいたしたという経緯がござります。

この件に関しましては、全体的にまず言えることは、証拠物件が非常に乏しかつたということ、それから、宗教団体であつて、いわばカルト集団のような、尊師を中心としたマインドコントロールまで行われているような状態でございましたから、証拠隠滅であるとかあるいは偽証だとかそのような状況があつたために、極めて捜査は厳しく状況に追い込まれていたわけでございます。しかし、一つ一つ証拠を積み重ね、警察官の努力が実りまして、ついに今日のような大捜査と方向性とが思つてます。

ただ、私が言いたいのは、個々の県警それぞれ全力を尽くしているのだけれども、もう少し各県警間の連携、とりわけ警視庁がこの一連の事件に初めて関与したというものが平成七年のあの日黒公證役場の坂谷事務長拉致事件からでございますから、これはやはり余りにも遅いというか、余りにももつたないことだつたなというふうに思つてます。

これに関連をして警察庁國松孝次長官は、九月二十四日付の中日新聞に出でおりますが、これは共同通信の取材に対してもおしゃつた言葉のよう

を行つというそういう前提でまいりますと、非常な苦しい捜査であつたという点で御理解をいただかなければならぬといふうに思つてゐるわけであります。

私どもは、宗教団体だから捜査を差別するといふことはありませんが、あのような宗教団体がテロ集団であるとは想像もつかなかった。宗教団体という名前をかりてテロ集団があんなことをやつていたというのは、当時としては全く想像できなかつた。想像できないことが起つてることも前提にして深く考えていく点では、極めて大きな参考になつたなと思っております。

なお、後半おつしやられた警察の体制であります

が、委員御承知のように、我が国は都道府県警察ということになつたなと思っております。それぞれの都道府県の警察本部が中心になりまして、そこの地域の捜査を担当するわけであります。ただ、広域にわたるような場合には、当然警視庁が報告を受け、そして指示をいたしまして協力体制をつくつていくというようなやり方を今日まで進めてきたわけでございます。

○船田委員 これまで申し上げた、各県警が本当に必死の捜査をして全力を尽くしてこられたといふことは、私もそれは否定するものではありません。本当によくやつてきたし、また今でも頑張つてやつていただいている、このことには敬意を表したいと思います。

この警察法をどこか改正をするか、あるいはその解釈を変えるか、解釈論で対応するか、いずれにしましてもこの警察法の問題、改正問題といふのはその後検討を始めているのでしょうか、それとも何らかの一一定の結論が出ていたのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○深谷国務大臣 ただいまの御指摘は大変重要な事柄だと私たちちは思つております。近ごろの犯罪が特定の単独の地域だけで起つてではなくて広範囲にわたるということを考えますと、合同捜査

ということの重要性というのは非常に高まってい

るというふうに思ひます。

この警察法をどこか改正をするか、あるいはその解釈を変えるか、解釈論で対応するか、いずれにしましてもこの警察法の問題、改正問題といふのはその後検討を始めているのでしょうか、それとも何らかの一一定の結論が出ていたのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○深谷国務大臣 ただいまの御指摘は大変重要な事柄だと私たちちは思つております。近ごろの犯罪が特定の単独の地域だけで起つてではなくて広範囲にわたるということを考えますと、合同捜査

規模においても非常に大きいものがござりますし、装備あるいは経験等々につきましてはかなりの力を持つていると思われます。そういうところがいざというときに出動するのは一体いいことかどうなのか、現在の法律でも出動することは可能でございますが、もつとそれをしやすくする必要があるのではないだろうかといったようなことをについて、オウム真理教事件の反省の中から今警察庁の内部で検討を進めているところであります。一体変える必要があるかということも含めて、ただいま検討中であるというのが状況でござります。

○船田委員 少し細かになりますが、警察庁はおいでございましょうか。——警察法の第五条、これは国家公安委員会の任務を書いてあるわけでございますが、けれども、例えば今国家公安委員長がおっしゃったような、広域で対応するあるいは連携をとつて対応するという点については、その第五条の二項の十五号ですね、「警察行政に関する調整に關すること。」これが国家公安委員会にゆだねられている、任務としてあるのだ、これが根拠法になるのだと思います。

ただ、私はこれはその根拠としてはちょっとと弱いのではないかとうふうに思つておりますし、例えはござりますけれども、その第五条の中に追加をいたしまして、都道府県における公安の維持に重大な支障を生じるおそれのある事案または特殊の犯罪であつて、一の、つまり一つのですね、一の都道府県警察においてその処理を行つことが困難と認められるものに係る警察行政に関する調整に關すること、これを国家公安委員会に付与するというような条文といいましょうか、号を一つつけ加えたいと思うのであります。例えはそういうことについて、感想といいますか、当然これは今後検討しなきやいけないことだと思いますけれども、現状における感想、できればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○深谷国務大臣 担当の総務審議官が来ておりま

○山本(博)政府委員 お答えさせていただきま

その問題につきましては、先ほど大臣からも御  
す。

答弁させていただいたところでございますが、概めて事件が大規模、複雑、広域にわたつておるところでございます。これに対しまして現在、先ほど先生が御説明のありました警察法五条の調整規定によりまして、また、昨年改正していただきました都道府県相互の関係の規定を活用いたしまして必要な相互調整を行つておるところでございまが、さらには、新たな問題も今回の捜査を通じまして散見されたところでございます。

外はおとし大臣が申しましたように、警視庁や大阪府警がもつと早い段階から出動することができないのかどうか、また、それに対しまして警察庁はどのような対応をしていけるのかどうか、こういうことにつきまして現在総合的に検討しておりますところでございまして、先生御指摘の案につきましてもその中でいろいろ検討させていただきたい、このように思つておるところでございます。

○船田委員 これは大事な問題でありますから、ぜひ真剣に検討していただきたいというふうに思

います。宗教法人法の改正ということにちょっと  
目が奪われ過ぎているところが私はあると思うのですね。  
やはりこういう捜査の結果としていろいろな教訓が出てきますから、  
ついても私は真剣にやるべきだという感想を強く持たせていただきました。

それともう一つですか。これは外国の例なんですが、アメリカでRICO法というものが一九七〇年に制定をされています。これはマフィアなどの組織犯罪、これを主に、それを組織として罰していくための法律というふうに聞いております。

内容を簡単に申し上げますと、一つは、不法活動によって手に入れた資金で企業を経営することや不法活動によって企業から利益を得ることを禁じ止するという内容、あるいは、日本でもありますけれども、マネーロンダリング、資金洗浄、これを規制すること、それから秘聴、これは電話傍聴

聽、こう申し上げてもいいと思いますが、そうい

う傍聴を行う、あるいはおとり捜査などの捜査手  
法を駆使して組織犯罪の壊滅を図る、こういう内

容であります。もちろんこれは捜査令状を裁判所からとつて、そういう手法を使うということは三うまでもないことなんですが、なかなか日本ではこのおとり捜査のようなものは、議論はありますけれども、まだまだ克服すべき課題があるのでないかというふうに思っています。

ただ一方では、日本でも麻薬の密輸の捜査などといわゆる冰がせ捜査、コントロールドデリバリー、この手法というものはある程度これは認められて、そこそこ効果を上げて、あるい

うるまとして、そしてその效果を上げてしているところが、ふうに聞いております。RICO法というのは、そういうものをすべて合体をして、非常に組織的罪といふものに効果的に作用している、このよう伺つておるわけであります。

また、日本では暴対法が成立をして、これも大変大きな効果を上げていると聞いておりますが、こういう組織犯罪について何か新規立法、新たに立法をして、これをやはりオウムの教訓として前進めていくべきではないか、またその検討をする

べきではないか、こう思つておりますが、國家公  
安委員長、いかがでしよう。

○深谷国務大臣 委員御指摘のよう、RICO  
法というのは、主としてマフィア、ギャング集団  
組織を撲滅するためにアメリカでつくられた法律で  
ございますが、後にカルト集団等に対してもも

日本の場合にはそのような法律はございませんが、例のオウム真理教事件が起りまして、例によればサリンというような今まで全く考えなかつたとうな、新しく大量に人を殺りくるようなそういう毒ガスまで使われたわけであります。これで、国民の皆さんの御理解と国会の御理解をいただきまして、サリン人身被害防止法という法律を制定させていただいて、今これを十分に駆使して努力をしてまいっている最中でございます。大量殺り

### の兵器

規制の  
ます。

犯罪、  
にあら  
せんし  
度や例  
だと心  
るところ  
適切で  
○船田

なした  
それ  
ちょっと  
まず、  
ですが  
いろいろ  
証とい  
可とい  
可とい  
をお願

○小野

転庁になつてこのままはどう件を備るものというます。としてけでご

として使用される可能性のある物質の法的

強化なども今図られているところでござい

の一連の経緯を踏まえて、このような凶悪な団体が横行するようなことのないよう、何らかの角度から検討していくかなければなりません。これらの問題は、諸外国のさまざまな制度にも照らしまして、十分検討していく課題です。ただいまそのような研究を進めていくべきでございます。委員の御指摘はまさにござります。

く、宗教法人法改正の少し細かい中身に  
触れていくみたいと思っているんですが、  
「これも本当に基本の基本というところなん  
所轄庁の権限」ということでこれまで相当  
な議論がなされてきました。私たちは認  
言葉と、それからほかの公益法人では認  
う言葉を使っておりますが、この認証と認  
ものがどう違うのか、文部大臣、御説明  
いたします。

元)政府委員 御指摘ございました宗教法人等の認証とはかの公益法人等で言う認可と申しますが、宗教法人となるために、注める宗教団体の要件に該当いたしまして、所の規則や設立の手続が適法であつて、所

より規則の認証を受けるということが必要であるわけですが、この認証でござりますけれども、この認証につきましては、法律で定めている要件を備えているかを所轄庁が審査いたしまして、所定の要件をそなえていたるというふうに認めた場合に行わわれます。ございまして、いわゆる確認行為であるとふうに從来から解されているものでござるこの認証を得ることが宗教団体が宗教法人の法人格を得るために要件となっているわざいます。

一方で、読学上の概念として認められることで認可といふものがあるわけでござりますけれども、認可は、第三者の法律行為を補充してその効力を完成させるという性格のものでございまして、例えば学校法人の設立認可といったようなものがあるわけでござりますけれども、これと認証とは性質上の違いがあるというふうに考へておるところでござります。

船来いろいろ御説明いたしまどおりますように、宗教法人審議会において慎重に御審議いただいた結果を踏まえての法改正でござりますので、この私の発言は一政治家として、当時文部大臣になることを全く予測しなかった時点の文章でございましょうから、その点については訂正をいたしたところであります。

例えはこういうことはどうなのでしょうか。これまで同一県内、つまり、一つの県の中に境内建物がとどまっていた宗教法人が新たにほかの県に境内建物を取得する、あるいはそちらに拡大をするということになると、その都度、境内建物を取得しましたということを提出させるということになりますか。

つまり、どういうことかというと、この法の改正案の中では、二十五条の四項にもありますように、書類の提出の義務というのは、毎会計年度の終了後四カ月以内に提出をしなさい、こういうふうになっていますが、その都度提出しなさいというふうにはなっていないわけですね。ただ、やはり文部省、文化庁あるいは政府として把握をしたい、ということであれば、どのような宗教法人であれ、境内建物の変更があった場合にそれを届け出をする、提出をするというふうなことに発展をして、そして、その所轄庁が逐次宗教法人の動向を把握するというふうに発展するのではないかということ

ります。これは、お認めいただいた後に、通達になりますか通知になりますかあれでございますけれども、通知でそのことは明らかにお示しをしたいというふうに思つております。

それ以外の、例えば現在既に県内に境内建物をお持ちでございますけれども、さらに県内にもう一つお持ちになつたといったような場合は、所轄庁の変更を伴わないわけでございますので、これにつきましては毎会計年度四ヵ月以内に境内建物に関する書類を今回の法改正でお出しitただくようになりますので、その手続でお願いしたいといふふうに思つておるわけでございます。

最初に申し上げました所轄庁の変更を伴うものについての通知による取り扱いでござりますけれども、現在、県内だけの包括宗教法人が県をまたがつた包括宗教法人になる場合に国の所轄になるわけでございますけれども、この場合の取り扱いと同じでござります。

る場合、一度都道府県に申請し認証を受けている宗教法人でも、そのまま國に移管するのは無理な点が多い。その時は、再申請を提出し、國が認証決定の再審査を行い、宗教法人として管理、指導を行ひ易いようにしたほうがよい。」というふうに書いてあるのです。今の説明から考えますと、再審査であるとか、あるいは管理、指導であるといふのは、これはちょっと違うのではないかなど思うのですが、いかがでしよう。

○島村国務大臣 本件に関しましては、昨日でしたか、貴党のどなたが委員の御質問にお答えしたところですが、なるほど今おっしゃるように、私も文芸春秋というのは非常に社会的評価の高い権威ある月刊誌である、こう受けとめておりますが、急に原稿の依頼があつて、にわかにぱっと書いた文章であつて、そういう権威あるものに書くについてはもう一つ話の詰めをしておけばよかつたな、こう考えておるところであります。

しかし、現在私どもがお諮りしているのは、先

もりでおつたのですけれども、実はその表現は適切でなかつたということは訂正いたしました。ただ、特に御理解をいただきたいのは、これは御専門の方々が長い時間をかけて御検討いただいたその結果を踏まえての法改正であるということになりますから、文部大臣としては当然に一個人の私見にどうこうすべきものではない。そういう意味では、今回はまるつきりそういうものを離れて文部大臣としてお詰りをしている、こういうところなのであります。

○船田委員 よしといふことはちょっとと言えないので、この点についてはなおまたよくお考えをいただきたいといふふうに思つています。

次に、少し細かくなるのですが、境内建物の問題なんです。これは外形的な要因というのでしょうか、これによつて一つの県内にとどまるものなのか、あるいは二つ以上の県にまたがるものなののかというふうなことを決めて、その違いによつて所轄がわかる、こういうことになつてゐるわけですが、

いや、それはそうではないんだ、それは毎年毎年の書類の提出によって事足りるのだということなのか、その辺の確認をちょっととしたいのです。

○小野(元)政府委員 宗教法人が境内建物を取得するたびにその都度所轄庁に報告が必要なのではないかという御指摘でござりますが、今回の法改正によりまして、ほかの都道府県内に境内建物を備える、そういう宗教法人の所轄庁は、都道府県知事から文部大臣に変更になるわけでござります。この場合に、所轄庁といたしましては、所轄庁が変更になるような事態であればそのことは的確に把握をいたしまして、所轄庁の変更をきちんと円滑に行うことが必要でございます。

したがいまして、これは從来都道府県知事所管の法人についてでございますけれども、この法人がほかの県の中に初めて境内建物を持つというときにおいては、所轄庁の変更を伴いますので、速やかにその旨を旧所轄庁を通じて文部大臣に届け出るようにお願いをしたいというふうに思つてお

であります、が、この点は私、やはり法律できちんとこれを書いておく必要があるのではないかというふうに思つてゐるのです。

法律はもちろんすべてを書くわけにはいきません。しかしながら、時の政府なりが恣意的にこの問題についていろいろ解釈を変えてくる、扱いを変えてくるというところに今までのさまざまな問題があつたのではないか。これが日本のといえど日本的なのかもしれません、私は、やはりそこはきちんとこういう国会の場でも議論をし、そして、できれば法律の中にきちんと書くということをぜひやらなければいけない、こう思つておるのであります。この点については、またいずれかの機会に質問することになると思います。

それから、財務関係書類の提出義務のことなどです。実はこの前の二日ですね、最初の総括質疑の日に同僚の北側一雄議員から、一つは国政調査権と、それから提出された書類の国会への提出の問題、それと公務員の守秘義務の問題、この関係

卷之三

卷之三

というのが、ちょっとまだ私の手元に来ておりませんが、きょう午前中に回答が出るということであり、それともう一つ、附則二十三項におけるこの收支計算書を作成しないことができる宗教法人の金額ですね、これなどについてまだ明確な回答がないというふうに伺つておるので。これは後ほどまた同僚議員が質問申し上げると思いますけれども、これはこの程度にとどめておきたいと思つておりますし、実は私の方でもう一つ質問申しあげなければいけないのは、信者その他の利害関係人の閲覧のところなのであります。

これも既に議論が出たところなのですが、もう一度これは確認をしなければいけないと思つております。それは、第二十五条の三項にある「正当な利益」というのは一体何なのか、いまだに答弁をお聞きさしてもよくわからないのです。

財務関係書類の閲覧の権利ですが、これはほかにも、例えば株式会社とか有限会社、それから協同組合などに認められているわけですね。これは、どちらかとどうおお金を出した出資者として持ち分権を有するものであつて、自分の財産の運用状況を知ることにやはり一定の利益、一定の利害関係があるからだというふうに思つております。ですから、この閲覧の権利が当然これはある。しかし、宗教法人における信者というのは、財産を預けて、それを運用してもらつてふやしてもらうというようなそういう関係にはないわけですね。あくまでこれは宗教法人に対する精神的な満足を自分で持つために、そういうような精神的な意味合いが非常に強いわけでありまして、資産に対する信者が持ち分権という権利とかその他の権利を主張する、あるいは持つてあるということは本来おかしい話ではないか。ですから、宗教法人の資産、年間の収支の詳細について信者が知らなければならぬといふ法律上の利益は私はないと思っているのですが、この「正当な利益」が一体何なのか、改めてこのことを御説明ください。

○小野(元)政府委員法二十五条三項の「正当な利益」というのは何を指すのかという御質問でござ

ざいますが、今回の法改正におきましては、閲覧係人であつて、かつ、当該閲覧の請求が不当な目的でないというふうに認められる方につきましては、法二十五条第一項の備えつけ書類の閲覧を請求できるということになつてゐるわけでござります。

この「正当な利益」でござりますけれども、法二十五条第二項の各備えつけ書類を閲覧することについて、それぞれの書類を閲覧することについての正当な利益でございまして、各備えつけ書類ごとに、かつ、信者その他の利害関係人ごとに、個々に判断するということになるわけでございま

この場合、宗教法人が判断をするわけでござりますけれども、まさに宗教法人として、こういった信者に對してこの書類を見せるということについては確かに相手方に正当な利益がある、そして不當な目的ではないという御判断を一義的に宗教法人の方でしていただくというものでございます。

そこまでお話をいただいたと思うのですが、基本的には宗教法人側にその判断をしていただく問題である、こういうことであります。これはこの前から小野次長がお話しになつてゐるところなんですが、これに対し、先ほどのは例示であると思われます。ですから、そうじやない者もあるいは宗教法人として認めるかもしません。

しかしながら、例示をいたしますと、だんだんそれが固定化するということにもなつていく。つまり、何かの基準、信者とはこういうもののだといふ基準をつくられて、そしてその基準に適合すれば、宗教法人が拒否をしても、宗教法人側がこの人はまずい、ダメです、こういうふうにしても、ほかの宗教法人では認めているんだ、だからそれは構わないではないか、そういう文化庁側からの指導なりそういうことが行われかねないのじやないかと私は思うのですが、大臣はその辺はどうお考えですか。そうしない、そういうことはないというふうに言つていただけますでしょうか。

○島村国務大臣 少なくも私はすべて性善説で物を考えますので、常識的には、まともな宗教活動を行つてゐる宗教団体において、信者の認識そのものも一義的に宗教法人で行われるということでもござりますし、このようなことが起きることは

とにかくたった一人の信者でもそれは構わないことになるのじゃないかと思うのですね。もちろんそれは、宗教法人側がそれでいいということであればいいのかもしれません、今申し上げたようなことは、商法の規定と、それからこの場合の財務関係書類の閲覧のやり方と、その辺の関連といいましょうか、あるいはそのバランスといいましょうか、そういうものについて単純な比較はできないのですけれども、この宗教法人法改正において一人の信者というのはちょっと行き過ぎではないのか、こう思つておるのですが、いかがでしょうか。

○小野(元)政府委員 ただいまお話をございました商法の二百九十三条ノ六でございますが、これはたしか現在、発行済み株数の百分の三以上の株式を所有する株主について閲覧が認められているというふうに私は理解をしているのでございますけれども、宗教法人においては、どの方が信者であるかということについて、あるいは信者の名称等についてもそれぞれの宗教法人でさまざまですございます。ここは宗教法人の自主性を尊重し、財務会計の透明性を高めていただきたいということがあつて、この情報開示の問題、閲覧請求の規定が入つていてるわけでございますけれども、まさにその宗教法人の側で御判断いただくわけですがあります。

○船田委員 それと信者の問題であります、信者というのは、先ほど小野次長からお話をあつたが、ようやく、例えば代々そのお寺と長年の関係を築いてきた者、檀徒経代であるとか、そういう一定の方々というものを出しになりました。

しかし、人数という点から考えて、これはもう一回商法のところをちょっとと言つてみたいと思うのですが、商法の二百九十三条ノ六に株式会社の帳簿閲覧請求権について規定があります。ここでは、それができるのは発行株式総数の十分の一以上を保有する株主のみに実は閲覧が限定をされてゐるといふことがあります。

しかしながら、この改正案をどう読んでも、これはたつた一人のと言つてはあれですけれども、

ごくたつた一人の信者でもそれは構わないことになるのじやないかと思うのですね。もちろんそれは、宗教法人側がそれでいいということであればいいのかもしれません、今申し上げたようなことは、商法の規定と、それからこの場合の財務関係書類の閲覧のやり方と、その辺の関連といいましょうか、あるいはそのバランスといいましょうか、そういうものについて単純な比較はできないのですけれども、この宗教法人法改正において一人の信者というのはちょっと行き過ぎではないのか、こう思つておるのですが、いかがですか。

○小野(元)政府委員　ただいまお話をございました商法の二百九十三条ノ六でございますが、これはたしか現在、発行済み株式の百分の三以上の株式を所有する株主について閲覧が認められているというふうに私は理解をしているのでございますけれども、宗教法人においては、どの方が信者であるかということについて、あるいは信者の名称等についてもそれぞれの宗教法人でさまざまですございます。ここは宗教法人の自主性を尊重し、財務会計の透明性を高めていただきたいということがあつて、この情報開示の問題、閲覧請求の規定が入っているわけでございますけれども、まさにその宗教法人の側で御判断いただくわけでござります。

したがいまして、仮にもし一人の信者でも、その方が長年その宗教法人にとつて大変御関係があつて、財産形成等に協力をなさつておったということであれば、その宗教法人においてはその一人でも選ばれるかもしれません。そうではなくて、ある宗教法人では、単なる信者ではなくて、一定の長い間の御貢献等がある方に絞るということもできるわけでございまして、まさにこれは先ほど私が申し上げました例も一つの例でございますので、こういったことを基本的にお考えいただければということをございます。あくまでも宗教法人の側で御判断いただくというものでございます。御理解を賜りたいと存じます。

○船田委員 それぞれ理由をお聞きしましたけれども、なかなかすとんと落ちないところが残ります。文部大臣にこの一連のことでお尋ねといいますか御意見を聞きたいのですけれども、確かに宗教法人も社会を構成する立派な一員であるし、それが性善説であるとか性悪説であるとか、そういうことでこういう法律の議論をしてはいけないとうふうに思つております。しかしながら、例えばこのオウムの事件が発生をしたということ、もちろんいろいろあると思いますけれども、そういうことでいきなり宗教法人というのは悪いんだと、性悪説に何か急にころつと変わってしまったような印象を私は覚えてしまふのがないです。

大臣はそうじやないとおっしゃるかもしれません、今申し上げてきた閲覧のことにつきましても、本来は、本来はですよ、やはり宗教法人が自発的に信者の皆さんと信頼関係を保つために、実は多くの宗教法人はそういうことでやっております。現実にやつております。もし必要であれば、必要な人に対する、信頼関係を保つためにはみずから財務関係の書類などを提出をして、あるいはお見せをして、自由に閲覧をしていただいけて、それで信者との信頼関係を保つという宗教法人だって私はあると思いますし、現にやつているところもあるかもしません。

ですから、そういう自発的な、宗教法人のみずから透明性を保とうという自浄能力というか、あるいは自律性というか、そういうことが一方であるのであろう。にもかかわらず、こういう閲覧の権利ということを、閲覧権というものを法的に保障してしまうと、どうもそういう宗教法人と信者との自発的な信頼関係の維持ということに悪い影響、ますい影響を与えてしまうという危険を私は感じます。その点、大臣はどうお考えでしょうか。

○島村国務大臣 宗教法人につきましては、その自由と自主性、責任と公共性を尊重いたしまして、所轄庁の一般的な監督権は規定されておらず、所轄庁の関与は必要最小限のものとなつておるわけ

であります。宗教法人には、その運営の民主性、透明性が特に求められるということでござりますが、実際問題としては、むしろそういうトラブルは余り起きないのでないか、私はそう予想をいたします。

ただ、今回の法改正について申し上げるならば、その閲覧については、正当な利益のある信者その他利害関係人に宗教法人に備えつけられている財務会計書類等の閲覧権を認めるということでございますが、一般の信者が一々閲覧を求めることが果たしてそうたくさん起きたのかどうか、この辺は少しく船田先生と考えが違うところであります。

ただ、これによりまして、これらの一層の利便を図るということが逆に宗教法人の適正な管理運営に資する目的だということは、また逆に御理解がいただけるのではないか、こう思うところであります。

○船田委員 一株株主とかそういうような感覚で、とにかく閲覧を認めろということでわあっと信者が殺到することはまずないだろう、こういうお話を聞きますが、一たび法律にそれを書いてしまって、そういうことも将来のケースとしてなくてはない。これはもういろんな法律でそういうことがありますけれども、やはり法律に書くということは非常に大事なことであって、それはあらゆるケースを想定して考えなければならないわけですね、最悪のケースも考えて、しかし法律にこう書けばそういうことは防げるというよくな、そこまでの慎重さが立法には必要じゃないかと私は思つております。その点は大臣とお話をしてもなかなか折り合わないと思いますけれども、その辺をおよくお考えをいただきたいというふうに思つております。

次に、法人課税のことをお話ししようと思つたのですが、大臣、いらっしゃいますか。これから入ります、遅くなりましたが。宗教法人課税のこととであります。

これも何回も質問あるいは答弁で出しているところでございますが、私は、宗教法人の非課税措置、

公益事業、非収益事業に対する非課税の措置といふのは、これは他の公益法人への措置と全く同様に、その非営利性と公益性によって非課税である。というのは当然正当な理由があると思います。また同時に、収益事業につきましては、業種、どういうものをやつていいかということが制限ある挙されておりまして、これも一定の歯どめがある。それから二七%の軽減税率がかかるつている。また、その収益事業から得られた収益については公益事業に使うことが義務づけられているというような、さまざまなる合理的な制約が加えられた中での収益事業、こういうことでござります。

ところが、これまた島村文部大臣のこの書物に返つて申しわけないのでですが、文芸春秋七月号で「私は、宗教法人といえども収益事業については特別に優遇する必要はない」と考へてゐる。普通法人の通常の課税額三七・五パーセントと同じ扱いにするべきではないか。」こう述べておられますのが、それは今でも変わらないのですか。お考へは変わらないのでしょうか。

○島村国務大臣 宗教法人につきましては、御高承のとおり、課税対象である収益事業については二七%の軽減税率が適用されているところであります。他の公益法人につきましても同様の措置がとられておるところではあります、宗教法人に対する税制上の取り扱いにつきましては、基本的には公益法人等、税制全般の中で議論すべき事柄であると私は考えております。

問題は文芸春秋の記事でございますが、これは一政党人として当時の考へを述べたところでありまして、文部大臣といたしましては、今そのようなことを考へておるわけではありません。

○船田委員 どうも人格を使い分けておられるようなどころがありまして、これはなかなか納得できませんところでございます。

それともう一つ、与党の関係者の一部には、収益事業を宗教活動に關するものだけに限定をして、それ以外の事業は別法人として行うべきだ、つまり、宗教法人に限つてであります、収益事

業を極端に制限をしていこうという動きがあるのをちょっと私も耳にいたしたわけあります。 よもやそういうことはないとthoughtしておりますが、収益事業、しかもそれは何でもやつていいということじゃなくて、きちんと合理的な理由によつて制限が加えられているわけありますが、その制限をさらに非常に強化しようというのは一體どういうことなのか。このことが法人の経営の基盤を壊すということにも当然つながりかねません。

もう一つ大事なことは、これは理論的なことであります。が、ほかの公益法人もそれぞれ合理的な理由によつてその収益事業を認められているわけですが、ほかの公益法人とのバランスの問題があると思うのですね。同じ税法の中で、法人税法の中で書かれているわけあります。これを宗教法人のみ取り出して、そしてそこだけ泣いてもらおうという話はやはり税法上のバランスを損なうことになりかねないと思いますが、大藏大臣はどうお考えでしようか。

○薄井政府委員 お答え申し上げます。

宗教法人法の世界の中での収益事業のお話と、それから税法の世界での収益事業のお話、二つあらうかと思います。御質問は税法の世界の中での御指摘だと思います。

これまでも申し上げておりますとおり、民法に淵源を持つ公益に関する団体として、法人税法上はこれらをすべて同様に扱つていいわけでございますが、どこに法人格の淵源を求めるかは別にして、各國ともいわゆる慈善とか公益に関する法人につきましては同じ取り扱いをしているのが通例でございます。

したがいまして、収益事業に課税するということにつきましては当然のことだと思いますが、特別に宗教法人だけ取り出して、これを厳しくするとかあるいは甘くするという例は各國にもないと承知しております。ただ、収益事業についての課税が二七%でいいのかというのは、これは税率三七・五までの間で近づいていくことは、当然検討

の余地のあるところだと思います。

また、収益事業の範囲が今は三十三ではございませんが、実情を見て、他の一般の企業と競合する分野が新たに出てきているということであれば、これは追加をしていくのが当然の方向だと思っております。

このように収益事業関連につきまして検討課題はたくさん残つておりますが、宗教法人だけを取り出して別扱いすることは適当ではないと思っております。

○船田委員 宗教法人の課税、公益法人の課税、非常に密接に関連をしておりますし、今、薄井局長からもお話をありましたようなバランスの問題、非常に私は大事だと思っておりますが、大蔵大臣はこの件について、宗教法人だけそれを取り上げていくのか、それとも公益法人全体の中で考えていくのか、その点についてお考えはございますか。

○武村国務大臣 今、政府委員のお答えしたとおりでございます。課税の考え方としては、民法法人全体の中で公益法人といふくりをしておりまして、その中で対応をしていく必要があるというふうに思っております。

もちろん、局長も申し上げましたように、税率とか対象、あるいは昨日も議論がありましたよなみなし寄附金、これについては差がついているわけであります。この問題や、さらには金融資産に伴う収益の課税等々抱えているわけでござりますが、基本的には、やはり公益法人というふうに思っております。

○船田委員 当然私の立場からすれば、この宗教法人、公益法人全体の課税のあり方、今にわかにこれをいじれ、あるいはいじるべきだという必要性は認めておりません。しかし、もし検討していくと、それが宗教法人だけを取り上げる、宗教法人だけをやろうというようなことではおかしいと思うので、公益法人全体の課税の中でこの議論をするという形でおやりになるならやればいい、

こういうふうに思います。

ただ、その際に、時間がないということで、宗教法人だけを取り上げて結果としてやるということは困るわけでありまして、やはり公益法人全體のバランスの中で、あり方の中でその課税のあり方を考える。だから、慎重に私は議論をちゃんとやるべきだというふうに思つておりますので、そのことだけは申し上げておきたいと思つております。

それから、最後に近くなつてしまいましてが、実は宗教法人審議会の報告には、「その他」の項目のところで、宗教情報センター(仮称)、これの設置について検討すべきである、こういうことが書かれております。こういう組織を「宗教関係者をはじめ、弁護士、宗教学者、心理学者、学識経験者など関係者が連携協力して、自主的に設置運営することについて、検討すべきである」、このように提案として述べてあるのですが、この点について法改正案の中には何も触れられておりません。これは一体どういうふうにするおつもりであるのか、今後第三者にゆだねて検討を続けられるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 宗教情報センターの設置について報告でも提言されているところでございますが、実はこの宗教情報センターは、国民の方々の間に、宗教について非常に关心も高い、あるいは宗教についてもっと情報が知りたい、あるいは宗教で悩んだときに相談に応じてほしい、こういったような希望のようなものがたくさんあると、いうことを私どもは感じておるわけでございまして、そういうことをもとに相談に応じてほしい、こういったことを私は宗教法人審議会の報告におきましたは、こういう宗教情報センターの設置を提言をしておるところでございます。

ただ、これは先生御指摘ございましたのですが、この宗教情報センターの具体的な中身といたしましては、相談に来られた場合に、この宗教は脱会について非常に厳しいようだから入らない方がいいですよとか、あるいはこの宗教法人が寄附を求

めるのは非常に高いからやめた方がいいですよ

といったようなことが、多分この相談の中身としては入ってくると思うのでございます。そういうことになりますと、明らかにこれは信教の自由の中になります。

したがつて、こういった宗教情報センターを法律でもって設置する、あるいは国あるいは地方公共団体の公的機関が設置をするということになりますと、これは信教の自由、政教分離の原則にまさに反してしまっておそれがあるわけでございま

す。そういうことがござりますので、いわゆる第三者機関といいますか、弁護士の方であるとか学識経験者の方であるとかボランティアの方であるとか、そういった形での、国や地方公共団体が直接かかわらない形で設置をすることが望ましいのではないかということ、審議会報告ではそういった呼びかけをしておるということございま

す。したがいまして、国としてこれを法律でもって設置をすることは、考え方としてとつていいところでございます。

○船田委員 つまり、あくまで関係者というか第三者というのをしようか、そういう方々にその設置を呼びかける、したがつて、政府としてあるいは文化庁として関与することではない、こういうことでござります。

もう一つ、これに関連をしまして、実はこれの予算措置のことなんですが、ちょっとこれはよく事実関係がわかりません。

平成八年度の文部省の概算要求の「主要事項」の中に、「宗教法人関連の必要措置」という項目があります。そこに二つの項目がさらに書いてあります。一つは「宗教法人行政の整備充実」、もう一つは「宗教と社会との関わりに関する調査研究の実施等」、この二つであります。

この点について、私どもの新進党で概算要求のことは、相談に来られた場合に、この宗教は脱会について非常に厳しいようだから入らない方がいいですよとか、あるいはこの宗教法人が寄附を求

どの機関として、宗教情報センターを設置したらどうかという審議が宗教法人審議会でなされてい

ます。そこで、そのための予算であるという説明をした、それで、そのための予算であるという説明をした、こう私は聞いております。

しかし、これは新規の要求であつて、額約六千四百万、こうおっしゃったと思うのですが、この時期は実は審議会の報告はまだ出でおりません。

今は宗教情報センターの前段の「調査研究の実施等」ということで予算を概算要求をされるという等は、これは少し文部省のフライングではないか、こう思つてはいるのですが、その辺はいかがなんでしょうね。宗教情報センターの報告はまだ出でおりません。

○小野(元)政府委員 お答えを申し上げます。平成八年度の文部省の概算要求の中で、御指摘のように「宗教法人関連の必要措置」ということの研究等についての予算もこの中に盛り込んでいます。概算要求は、先生御承知のように、翌年度に必要な経費について八月三十日までに大蔵省に対して要求しておくといふべきであるわけでございます。

この宗教情報センターについては、国民からの要望も非常に強いといいます。もちろん、当時宗教法人審議会の報告が固まっているわけではなかつたわけでござりますけれども、私どもとしては、行政としてそういった研究をしていくことはなお必要であろう、仮に報告に盛り込まれようと盛り込まれなかろうと、そういったことについて研究することは必要であろう

といふふうに判断いたしましたので、八月三十一日の時点でお算をお願いしたものでございます。

先ほど、法律の中に書き込んだものではないと、いうことでござりますけれども、どういう形で宗教情報センターが設置されることが望ましいのか、そういったことについていろいろと研究をしていきたいたいということがあつて、予算に盛り込んでいるものでござります。

○船田委員 私も概算要求の仕組みをわからない

ではありません。ですから、多少前倒しでおやりになることがあるのかもしれません、しかし、本当に注目をされているこの宗教法人審議会での審議、これがまだ続行中であります、決定をしたのが二十九日でございますから、これはやはりちょっと早過ぎるのじゃないかというふうに思うのです。ですから、ここは余り適切な対応ではない、こう考えておりますので、この点今後十分に気をつけいただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、今回の宗教法人法改正案、その提出の手続の問題、余りにも拙速であるという、我々これまで指摘をしたところでございます。それからまた、内容の面におきましても、信教の自由、政教分離の原則、このこととの関連で、なかなか我々としては納得し得ない部分というのを多々含んでいます。ですから、慎重には慎重を期して今後とも審議を尽くしていかなければいけない、このように思っています。総理に最後にお聞きいたしますけれども、この国会中に何が何でも成立をさせるんだ、そういう緊急性は私は全くないと考へてます。それで、この国会はもう既に平成七年度の第二次補正も成立させたという大きな役割も果たしたわけでありますから、この国会は間もなく閉じるわけでありますので、これは延長をしないでせめて継続審議ということで、慎重にまた舞台を改めて設定をしてやるべきではないか、これが一つです。それから、私どもの渡部政務会長から非公式であります御提案をしていいるところであります。が、宗教法人問題について、これは宗教法人法の今回の改正も含めてですが、宗教法人の問題について幅広くさまざまな角度から検討するため、与野党の間で協議機関を設置してはどうか、こういう提案をしておりますけれども、総理としてはこの点についてどうお考へであるか、御見解を聞かせていただきます。

○村山内閣総理大臣 補正予算も上げていただきまして、この国会に課せられた景気対策につきま

しては、皆様方の御協力もいたいたことにつけは心からお礼を申し上げたいと思うのです。

宗教法人法の改正も、これまでたびたび申し上げましたような背景と事情があつて、この改正が最小限必要であるということを前提にして国会の御審議をお願いしているわけですから、この国会でぜひ成立をさせていただきたいという私の考え方には変わりはございません。しかし、この法案の審議をどうやっていくかとか、どう扱うかということは、これは各党各派の考え方もあって国会

でお決めになることになりますから、それ以上のこととは申し上げませんけれども、政府がやはり提案をしている以上は、この国会で御成立をお願いを申し上げたいと言わなければならぬと思いま

す。それから、最後にございました宗教問題を審議することは申し上げませんけれども、政府がやはり提案をしてますから、この国会で御成立をお願いを申し上げたいと言わなければならぬと思いま

す。それから、最後にございました宗教問題を審議する機関をつくつたらどうか、こういうお話をあ

りますけれども、それもいつか御答弁申し上げましたように、各党でお話し合いがなされて、そしてそういう方向になれば、それはそれなりに尊重しなければならぬというふうに思っています。しかし、宗教法人法改正案の審議は審議としてこの国会で御審議をいただいて、何としても御成立をお願いを申し上げたいということは重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

○船田委員 もう私の時間でございます。この後、冬柴議員にお願いをするわけありますが、私どもこの問題、本当に慎重審議を今後も続けるべきではないか、これが一つです。

冬柴議員にお願いをするわけありますが、私が宗教学人問題について、これは宗教法人法の今回の改正も含めてですが、宗教法人の問題について幅広くさまざまな角度から検討するため、与野党の間で協議機関を設置してはどうか、こういう提案をしておりますけれども、総理としてはこの点についてどうお考へであるか、御見解を聞かせていただきます。

○越智委員長 次に、冬柴鐵三君。

○冬柴委員 新進党的冬柴鐵三でございます。

委員長に冒頭お願いしたいことがあります。昨日、共産党的正森委員から、ことしの九月十

四日に創価学会の池田名譽会長が、秋谷会長、野崎副会長ら創価学会最高幹部らもすらりと並んだ席で、いろいろなことを記者の前で話をした。その中には、目的は、「公明党をつくったんですから、それは変わらないですよ」、堂々とこういうふうなことを言つたというようなことをテレビの前で言われたわけです。しかし、ことしの九月十四日はもとよりのこと、参議院選挙、本年の七月二十三日以降、池田名譽会長がそのような席で会うた事実はない。こういうことが客観的事実として明らかなわけですね。

そうしますと、これはテレビの前で相当なけんまでこのようなことを言われました。そして、それを前提に非常に独断的な論理を展開されたわけですが、これもし本当に質問者もそういう事実がなかつたんだということをお認めになるので

あれば、この部分は議事録から削除されるか、あるいは、私の質問時間中で結構ですから、委員今ちょうど中座しておられるようですが、それも、このういう事実がなかつたことをこの席で明らかにしていただかなければ、それがそれなりに尊重されなければならないというふうに思いますが、これが無理であれば、せめてこの議事録の中ではつきりこの部分は削除をするか、あるいはこの席で委員が間違いであつたということを陳謝と訂正をすべきである、私はそのように思います。

どうか、理事会においてぜひその点を委員長において慎重に取り扱われたいと思いますが、委員長の重ねての御発言をいただきたい。

○越智委員長 理事会にて協議をいたしました。

○冬柴委員 それではもう一つ、やはり正森委員の席で委員が間違いであつたということを陳謝と訂正をすべきである、私はそのように思います。

どうか、理事会においてぜひその点を委員長において慎重に取り扱われたいと思いますが、委員長の重ねての御発言をいただきたい。

そこで、自治省にお伺いしたいのですけれども、新聞紙は我々も毎日、朝毎読と読ませていただきしておりますけれども、選挙期間中で当然選挙に関する報道がされているわけでありまして、一定の要件を備える限り、選挙期間中であつても選挙に関する評論や報道の自由が保障されていると思うの

けれども、参議院選挙はことしやつたんだ。(発言する者あり) ちょっと黙んなさいよ。参議院選挙は去年やつたんじゃない。ことしの平成七年の七月の二十三日にやられた。今私が指摘した、聖

新聞でいわゆる軍歌までの和歌で会員を鼓舞する、そして九月十四日、ついこの間ですね、きのう言ふんですよ。これはことしの九月十四日以

外何物でもないじゃないですか。一年違っていたのは、「選挙運動の期間中及び選挙の当日」におい

ては、「イ」として「毎月三回以上」、「号を逐つ

委員長、そういうようなことじゃなしに、問題は、テレビの前で、国民の前でこういうことを言われた。それについて違うんじゃないかということをこちらから言つたら、それに対して相当なけんまくでやられた。そういうことを、現認した国民の前で、ただ理事会で協議してどういう解決に

して定期に有償頒布するものであること。」「口」として「第三種郵便物の認可のあるものであること。」「ハ」として「当該選舉の選舉期日の公示又は告示の日前一年(時事に関する事項を掲載する報道、評論を掲載することができるというふうに規定をされております。

○冬柴委員 そうすると、昨日正森委員は、大変選挙法に反するような、公選法に反するようなことをおまでのところはやっているんじゃないのかといふ、そういう激しい非難をされましたけれども、どうも前提を勘違いをしていられたんじゃないのか。

それは、聖教新聞は日刊紙なんですね、日刊紙。それで、本日で一万一千五百八十二号、約四十年継続して発行している新聞であって、もとよりそろ高くなはりませんけれども、有償で頒布している新聞であります。そして、昭和二十六年六月十九日には第三種郵便物の認可を得て、行なわれた選挙の告示の日の六ヶ月ないし一年前からずっと継続して発行されていることは、これはもう言うまでもないことでござります。

そうすれば、この聖教新聞は公選挙法第百四十八条に言う「新聞紙」に当たり、選挙期間中選挙に関する報道、評論を掲載する自由を妨げられるものでないというその「新聞紙」に当たると私は思うわけですけれども、重ねて自治省の方から答弁をいただきたいと思います。

○谷合政府委員 御指摘の聖教新聞そのものについて、自治省として、現実にその発行形態がどのようなものか、そうした実態を承知をしておりませんので端的なお答えは差し控えますが、先ほど申し上げました一定の要件を具備する新聞紙でありますれば、選挙に関する報道、評論が掲載できることでございます。

○冬柴委員 そうすると、昨日の正森委員、四十分相當熱弁を振るわれたんですねけれども、その二点において相当大きな誤りがあったたいうことが私は明らかにされたと思うんです。そういう意味で、理事会で十分その点も踏まえた協議をしていただきたい、このように要望をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

文部大臣にお尋ねしたいわけですが、この法改正、文部大臣はたしか八月八日に就任されたと思ふんですけども、いつからこの法律改正といふものをおとりになる決意をして、そしてそのように具体的に事務方に命じられたのか、その点についてまず明らかにしていただきたいと思います。

○島村国務大臣 お答えいたします。

私の方から、法律改正云々ということは、例の宗教法人審議会の報告をいただいて、これを尊重する意味合いから法改正というものが生まれたわけでありまして、私が何か審議の経過の中で法改正云々を言った事実はありません。

○冬柴委員 百二十七回の宗教法人審議会というものが本年の四月二十五日に開かれているわけでございますが、この審議会が開かれるということですで、私はあらかじめ、まあ役所の方でありますからこの席で名前は申し上げませんけれども、私の会館事務所に来ていただきまして、宗教法人審議会が開かれるという報道があるけれどもどういう趣旨なのかという、そういうことについて御説明をいただきました。

そうしますと、四月二十五日に聞くことにしておる。そしてそれは平成七年、ことしの三月三十一日に前任者の任期が切れて、四月一日に新しい委員が選任をされた。この任期は何か二年らしいんですね。九年三月三十一日までの委員の任命が終わったので、その第一回を開いて、互選で会長を選ぶという目的のために開くのであります、このようなことを説明をいただきました。

そして、その際、当時もうオウム真理教事件が大変大きな騒ぎになっていた時期でもあります。

た。その件につき私の方からそういう問題を取り上げるのかということを聞きましたところ、この件について事務方から、時系列的に整理したものがで、これは新聞報道によるしか仕方がないんですけれども、これを報告をいたします、そして意見交換も行うことになります、このようなことをおっしゃいました。

そして、そのときにいろいろと宗教法人審議会について御説明をいただきまして、資料まで持つてきていただきました。宗教法人法が定める審議会の意見を聞かなければならぬ事項は別紙のとおりということで持ってきていただきました。十四項目だ。それで、その中には制度改正等を諮問を受ける明確な根拠規定はありませんということをおっしゃいました。ただ、宗教界の意見を聞く場としては非常に貴重であるので、自由発言、自由討論として制度自体を論議してもらうことは考え方されるけれども、審議会に諮問をして答申をいたたくというものは全くありません、こういうふうに言われました。

そしてまた重ねて、文化庁としては現行法の改正は全く考えておりません、このように私の事務所で役所の方から私に説明をいただきまして、どういう方が委員に任命されたか、そしてどういう事項が審議会としては審議する対象になっているのかというような説明もあるとしていただきました。そのほか、翌日行われる予算委員会で、ある議員がこの問題について質問をされるように通告を受けておりますけれども、その内容は憲法にそぐわない論議なので、私どもとしてはそのような対処をしたいと考えています、こんなこともいろいろ話ををして、全く改正の話はない、こういう説明だったのです。その点について文部大臣。

の発言ですから、その時点で法改正云々ということを言わないので当然だと思います。

○冬柴委員 それで四月二十五日当日ですね、その日は十時半から十二時半まで、昼食を挟んで第三回の審議会が開かれたそうです。

そういうことで、二時に、どのようなことが本当に話し合われたかを聞きましたところ、その際、三角哲生さんという方が互選によつて会長に選ばれて就任をされた。その後、オウム真理教についての逮捕者、逮捕事実等の報告をした後、懇談をした。

そのときに、重要なことは、委員から、オウム事件を機に宗教法人法改正を論及する向きがあるが、本筋ではないし、我々宗教法人審議会のマター、そういうものを審議する場でもないといつて発言があつて、これが大勢を占めました、このよううに文化庁の職員の方は私に説明をしていただいたわけですが、この点についてどうですか。第一回は、そういうことを審議する場ではないと。

○小野(元)政府委員 お答え申し上げます。

四月二十五日の審議会でございますけれども、これについては、前と謝野文部大臣からございつを申し上げております。その中で、宗教法人制度について、国会等で宗教法人制度をめぐつていろいろな論議が行われて、問題点が指摘されております、例えて申し上げますと、全国的な宗教活動を行ふ宗教法人の所轄のあり方……(冬柴委員「もういいよ、長いから。ちょっと短くしてください。そんなこと聞いているんじゃないんだから」と呼ぶ)はい。設立後の所轄による活動状況の把握のあり方等について、適切な検討を行つていただく必要があるというふうに申し上げております。

その時点では、宗教法人法の改正を必ずしも前提とするものではございませんというお話をされた後で、しかし、国民の広い関心も配慮する、だけ幅広く可能な限り権力的な御審議をいたださい。早期に考え方の取りまとめをお願いしたいということを申し上げておきます。

したがいまして、この会議が開かれて大臣からあいさつを申し上げた後、具体的なフリートーク等が行わたることは先生御指摘のとおりでございます。

○冬柴委員 大臣、今の話でわかるように、フリートークが行わたった中で、大臣のあいさつといふのは、これはもう文献として残っているわけでありますから、一言一句。その中で、今も言わなければ宗教法人法の改正を、必ずしもというふうに言っていますけれども、前提とするものではあります、そういうことに論及しているんですよ。そして、そういう話の後で、委員の中から、この審議会で論議をする、そういう事項ではないという発言があつて、それが大勢を占めた、こういふことを私は聞いています。その点について、そうであるのかないのか、文部大臣、それだけありますから、絶対しないということはまた違うわけです。

それからいま一つは、委員の大勢としてこの法改正を必要としないというふうになつたというふうには理解しておりません。それは、最初の時点がどうであつたか私は細かい点はよくわかりませんが、既に申し上げたように、五回の審議会、八回の特別委員会のいろいろな御審議の過程で、やはりこの点に問題があると取り込まれたものが報告されているところであります。

○冬柴委員 審議会でそういう発言があつたかどうかは、これは議事録にきちつと残っているわけですよ。

ですから、委員長、過般、九月二十九日の審議会の議事録の提出を強く求め、その際、全部を出せということもありましたけれども、特に委員の中から、この宗教法人審議会でこういう宗教法人法改正に論及することはできないんだ、先ほど言いましたように、この審議会の役割とというのは法に定められた十四の項目、その中には法改正は

含まれていないわけでありまして、そういうものを所掌事務とするこの審議会で、これはする事項ではないんだという発言があり、これが大勢を占めたという。私はこの耳で聞いて、ここへその日書き残した記録があるわけであります。非常に大事な向きでありますので、この日の第一回の宗教法人審議会の議事録をぜひ提出をいただいたい。重ねてお願ひいたします。処置をよろしくお願ひいたします。

○越智委員長 この問題につきましては、理事会で協議中であります。ただいま草川理事、片岡理事、お話し中のようであります。引き続いて協議をいたします。

○越智委員 この問題につきましては、理事会で協議中であります。ただいま草川理事、片岡理事、お話し中のようであります。引き続いて協議をいたします。

○冬柴委員 私が言つているのは、当初、一番最初から、これはこの委員会では審議する事項じゃないことが大勢を占めたとすることを立証したいわけでありまして、ぜひその点に問題意識を持つて、委員長、前向きに取り組んでいただきたいということを要請をしておきたいと思います。

○越智委員長 引き続いて協議いたします。

○冬柴委員 そこで所掌事務をすれば、法七十一条第一項に規定されています。文化庁で結構ですが、宗教法人審議会の所掌事務はどうなつていいのか、七十一条第一項を読んでいただいて結構ですが、それをお示しいただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 宗教法人法七十一条で、宗教法人審議会の設置及び所掌事務が規定をされております。

七十二条第一項では「文部省に宗教法人審議会を置く。」第二項で「宗教法人審議会は、文部大臣の諸問に応じて宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する。」という規定がござります。

○冬柴委員 今読み上げられたとおりでして、宗教法人審議会がやれるのはオールマイティでないのです。法に定められた事項、この法律に定め

る事項というのは数え上げれば十四あります。その十四の事項と、それに関連する事項について建議することができるということであつて、諮問を受けるのは十四だけなんです。そして、建議することができるということをお認めなされることは、その人数は別としても、文部省自身も書きました。

○冬柴委員 その十四に関連することであつて、法改正を含んでいないわけでございます。

そういう意味から、この宗教法人審議会が答申とも書かなかつた、あるいは建議とも書いてない、報告という言葉になつておりますが、それは

そういうきさつを如実にあらわすこの文書の肩書きですね。九月二十九日に島村文部大臣に提出された宗教法人審議会の結論は、報告ということに

なつてたと思うのですね。建議でもなければ答申でもない。それは、この法律の定めた権限に所屬されていないことを書いてあるからにほかなりませんが、大臣からその点についての意見を伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 法律の解釈の少し細かい点になりますので、私から答弁させていただきたいと思います。

○越智委員長 引き続いて協議いたします。

○冬柴委員 上げました建議事項、認証その他宗教法人審議会の調査審議事項について建議する

権限を宗教法人審議会はお持ちでございます。

今回の報告は、宗教法人制度についてのいろいろな検討をされたわけでございます。宗教法人の状況の把握のあり方、情報開示のあり方、設立後の活動

状況の把握のあり方、こういったもの等について審議いただいたわけでございます。

宗教学者の方、教育課長の岡田さんという人を呼んで、実務的な面をいろいろとレクチャーを受けられたようございます。ヒアリングを受けたよ

うと兵庫県の教育課長の岡田さんという人を呼んで、実務的な面をいろいろとレクチャーを受けられたようございます。その際、国学院大学の阿部教授

なりますので、十五分ですけれども意見を述べられたよ

うでございます。その際、国学院大学の阿部教授

なりますので、十五分ですけれども意見を述べられたよ

うでございます。その際、国学院大学の阿部教授

なりますので、十五分ですけれども意見を述べられたよ

うでございます。その際、国学院大学の阿部教授

なりますので、十五分ですけれども意見を述べられたよ

うでございます。その際、国学院大学の阿部教授

は全会一致が当然の話です。余りしつこくその内容はもうやりませんけれども、多くの異論があつたことは、その人数は別としても、文部省自身も

二、三名の異論があつたということをお認めなされたことは、その人数は別としても、文部省自身も

臣に移すべきで、移して監督を容易にするようにしなきゃいけないとか、あるいは財務関係をもつと明らかにしなきゃいけないとか、要するに本件の法改正の内容そのものを論文の中で、まあ私人の立場ですけれども、書いておられたわけですね。

大臣、一切九月二十九日までこの改正についてあなたがリーダーシップをとったことはない、このように冒頭おっしゃいましたけれども、そうではないのじやないです、この具体的な流れから見て。私は、兎明に、時系列的に今これを申し上げているわけで、これは真剣に、それがいいか悪いかは別ですよ、文部大臣になられたんだから、私の立場でこうすると言われるのだったらいけれども、それまでの論議は、少なくとも改正を射程に入れた論議はしていないということを私はつきりしたいわけです。どうですか。

○島村国務大臣 一政治家の考え方として申したことはいいながら、私自身には、例えば天下に名立たる文芸春秋にその文章が載つたりしている事実もあるわけですから、いろんな意味で恣意的な動きにとらえられやすいということも自分で考えまして、それで私は文部大臣就任のときに、当然に宗教法人審議会で御検討いたいでいることは聞きました。メンバーについても入手は極めて容易でありますけれども、その際、私は考えまして、それで私は文部大臣就任のときには、本当に親しい人でありますと、何かの機会に会つたときに、つい自分の考えが何か押しつけめいで出でますけれども、この際は一切遠慮すべきだという判断をして、それ以来全く電話も何も一切提出された、こういう経過があるわけです。

そういう経過も、まあ言う人に言わせれば、おれは反対したんだ、しかしその反対は聞いてくれなかつたといったようないろいろ意見が後からあらわれませんけれども、しかし、その審議会の委員長は委員長の立場で大方の意見としてまとめて文部大臣に報告された、こういうふうに聞いておりまますから、別にやり直さないかぬといふようなことはないのではないかというふうに私は思います。

同時に、そういう報告は、もちろんこれは審議会の報告ですから尊重しなければいけません。それ

のを扱うにしては、これは悔いを百年に残すような拙速な改正のように思われてならないわけです。もっと論議をする時間はあるじやないですか。

今ここでこういう重大なことを、審議会の権限

についても、私は、国家行政組織法八条で新しい

この改正のための審議会を設けて、もう一回真剣に、それこそ二年、三年かけて審議をした結果、その結論をもってやるというのも一つの方法だろうし、与野党協議も一つの方法だろうし、いろいろな方法、選択の余地はたくさんあると思うのですね。これを今提案したから、もう十三日まであとわずかですけれども、何が何でもやらなきゃならないというものではない。

その点について、これは總理にぜひ御答弁いただきたいのですけれども、村山内閣としてこういう重大な問題を、前回私は戦前の宗教弾圧の歴史をくるところでお尋ねをいたしましたけれども、どうして、こういうふうに急がれるのか、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○村山内閣總理大臣 これは見方、人の受けとめ方で違うのかもしれませんけれども、私は別に拙速にやっているとは思つていません。

これは四月から、お話をございましたように、

この審議会で文部大臣から制度問題についても検討してほしい、こういう要請をして、そしてその要請にこたえてこの審議会で議論をしてきた、そしてこの九月の二十九日にその報告がまとめられて提出された、こういう経過があるわけです。

そういう経過も、まあ言う人に言わせれば、おれは反対したんだ、しかしその反対は聞いてくれなかつたといったようないろいろ意見が後からあらわれませんけれども、しかし、その審議会の委員長は委員長の立場で大方の意見としてまとめて文部大臣に報告された、こういうふうに聞いておりまますから、別にやり直さないかぬといふようなことはないのではないかというふうに私は思います。

○小野(元)政府委員 現行法において備えつけ書類の提出義務等を課していない理由はなぜなのかな

何でここに定めていないのか、これを説明をしていただきたい、このように思います。

○大出政府委員 当時の立法趣旨等につきまして私つぶさに承知をいたしておりませんので、お答えを申し上げにくいわけであります。全体としては、信教の自由、それから宗教分離の原則というものを念頭に置いてそのような法制度になつてきています。

○冬柴委員 総理、この程度の改正だつたら問題ないとおっしゃつたけれども、重大な問題なんですが、今の法制度局長官の答弁は。

今までの現行法では、要するに宗教法人に対する行政規制というものはなるべくやめよう、そういうようなないわゆる信教の自由をあらかじめ制約するということは避けなきやならないといふ

の尊重した立場で、政府が責任を持つて、当面この程度の最小限度の改正をすることは行政上ある

とおもはるが、それは宗教法人のあり方として妥当ではないか、こう考えて皆様方に御審議を煩わしているわけですね。

したがつて、この改正案の中身が、果たして拙速で提出されている中身であるかどうかというこの方がむしろ大事であつて、その方の審議を真剣にしていただいて、そして是非を決めていただければいいのではないか、私はそういうよう思つてますから、別に手続が拙速であるとかい

うようなことは思つておりません。

○冬柴委員 法制局長官にお尋ねしますけれども、今文化庁からこのような答弁がありましたけれども、宗教法人法二十五条は、宗教法人に対する財務書類等の作成あるいはそれを主たる事務所に備えつける義務を定めながら、その写しを所轄庁へ提出するという義務を決めなかつた。決めていないのですね、現在

ですから、今度そういう改正を四十四年たつた後にしようとしておられるわけですから、なぜそういう提出義務を定めなかつたのか。また、宗教法人所轄庁はこの解散請求とかそういうことができるという権利を定めながら、その事前調査ができるという権利を定めながら、それの事前調査

改正で追加しようとしているのをなぜやめなかつたのか、その立法経過ですね。なぜ定められなかつたのか、その立法経過ですね。何でここに定めていないのか、これを説明をしていただきたい、このように思います。

○大出政府委員 総理、この程度の改正だつたら問題ないとおっしゃつたけれども、重大な問題なんですが、今の法制度局長官の答弁は。

今までの現行法では、要するに宗教法人に対する行政規制というものはなるべくやめよう、そういうようなないわゆる信教の自由をあらかじめ制約するということは避けなきやならないといふ

轄庁に提出したりすることは必要でない、こういふことになつてゐるんですよ。それを今度出す。

総理は、その程度のことはとこうおっしゃるわけでしよう。その程度じゃないんですよ。これが憲法の保障する宗教の自由と深くかかわりがあるから、いいですか、昭和二十六年の宗教法人法制定當時に非常に繊細にこの点に配慮をしてこういふ立法がされているんですよ。それで四十四年間、今日までこれで別に、それはオウム真理教というとてもないものが起きましたけれども、これがなかつたからどうだこうだといふことはまだないわけでありまして、どうしてこれが軽々にその程度のことはとこうおっしゃられるのか、私はわかりません。総理から一言、その点についてだけでも。

○村山内閣総理大臣 二十六年、この宗教法人法が制定されている当時の状況と現状とは、もうそれは宗教団体の活動も変わっていましますし、それから社会的な条件もうんと変わつてますから、しがつて、そういう変化しておる今の現状から考えた場合に、特にこれは、今お話をございましたようなオウム事件というようなものもきつかけになつてますけれども、しかし、そういう現状に照らして考えた場合に、認証した後、認証した行政庁がどんな状態にあるのかということも全然わからないといううんでは行政の責任が持てないんではないか。

ですから、私はたびたび申し上げておりますけれども、信教の自由と政教分離の原則というものはしっかりと守ります、それを守ることを前提にした上で、最低行政として責任の持てる範囲、国民の皆さん方が納得できる範囲のことはお互にきちんととした方がいいんではなかろうか、こういう意味で今度の改正案は出されておるんだというふうに御理解を賜りたいと思ひますし、それ以上ものでないことだけははつきり申し上げておきたいと思います。

○各務委員 ずっと一貫して、もう認証した後は所轄庁はその内容が全然わからないということを

重ねて総理も文部大臣も答弁をしていられますけれども、この八月二日に、先ほど言いました特別委員会で神奈川県と兵庫県の担当者から実務の実情をヒアリングしたときの内容では、全然わかつてないというようなことをだれも言つていてないんですよ。

どんな仕事をしているんですかということを聞いたら、規則認証事務が主ですけれども、その後、いいですか、その宗教法人が不動産を取得する。その場合には、登録免許が普通であれば千分の五十、大変高い登録免許税が所有権移転登記ですから要るわけですねけれども、これが登録免許税非課税証明書というものを文化庁の方から、あるいは所轄庁ですね、知事でもいいですけれども、所轄庁から受け取れば、登録免許税が非課税になるんですよ。そのためにこの下付を求めてくる。

それで、境内地が礼拝所かどうかということの要件確認のために、現場現認をする事務がたくさんある。その際にいろいろ協力を得て活動状況等も聽取しておりますと。そのほか、毎年名簿を作成するけれども、そのときに郵便が不着であれば、休眠法人であるかということも調査をしております。そして、宗教法人法八十一条によつて、代表者が欠けて一年以上たつてゐると、は礼拝所が消失して二年以上休眠になつていては、このオウムのよう、要するに八十一条一項一号と申しますけれども、その犯罪行為のやつは今回が初めてだけれども、それ以降の二号とか三号、四号、五号とあるんですが、そういうものについては自分の仕事としてやつております、そしてまたその際、任意解散の勧告とか合併の勧告などいうようなことを十分にその把握を努めています、こういうことを言つてゐるんですよ。

あなた、何にも知らないとおっしゃつていてるのは誤りであると思いますので、これはやはり認識を改めていただかなければならぬと思います。これはそういうふうに申し上げておきます。

重ねて総理も文部大臣も答弁をしていられますけれども、この八月二日に、先ほど言いました特別委員会で神奈川県と兵庫県の担当者から実務の実情をヒアリングしたときの内容では、全然わかつてないというようなことをだれも言つていてないんですよ。

どんなん仕事をしているんですかということを聞いたら、規則認証事務が主ですけれども、その後、いいですか、その宗教法人が不動産を取得する。その場合には、登録免許が普通であれば千分の五十、大変高い登録免許税が所有権移転登記ですから要るわけですねけれども、これが登録免許税非課税証明書というものを文化庁の方から、あるいは所轄庁ですね、知事でもいいですけれども、所轄庁から受け取れば、登録免許税が非課税になるんですよ。そのためにこの下付を求めてくる。

それで、境内地が礼拝所かどうかということの要件確認のために、現場現認をする事務がたくさんある。その際にいろいろ協力を得て活動状況等も聽取しておりますと。そのほか、毎年名簿を作成するけれども、そのときに郵便が不着であれば、休眠法人であるかということも調査をしております。そして、宗教法人法八十一条によつて、代表者が欠けて一年以上たつてゐると、は礼拝所が消失して二年以上休眠になつていては、このオウムのよう、要するに八十一条一項一号と申しますけれども、その犯罪行為のやつは今回が初めてだけれども、それ以降の二号とか三号、四号、五号とあるんですが、そういうものについては自分の仕事としてやつております、そしてまたその際、任意解散の勧告とか合併の勧告などいうようなことを十分にその把握を努めています、こういうことを言つてゐるんですよ。

あなた、何にも知らないとおっしゃつていてるのは誤りであると思いますので、これはやはり認識を改めていただかなければならぬと思います。これはそういうふうに申し上げておきます。

よく調べていただきたいと思います。

さて、私は、この憲法二十条の宗教の自由というのは、あらかじめ行政規制を加えることは違憲であると思っているのです。法制局長官、どうですか。

○大出政府委員

あらかじめ行政規制を加えると

いうお話をございましたが、ちょっとその趣旨がよくのみ込めませんのでありますけれども、憲法二十条とそれから宗教法人に関連したこの宗教法人との関係でありますけれども、宗教法人といふ一つの資格、法人格を与えられる、まずこういう前提がありまして、そしてその公共性にかんがみて必要な責務を果たしていく必要がある。そういう意味で、若干の規制というものは現行法でも既にあるわけあります。そういうことが許されないということではないと思います。

○冬柴委員

それでは、あらかじめ規制すること

は許されないと、いうことが意味がわかりにくいとおっしゃつたのですが、この憲法二十条というのには「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」明治憲法との差異は前回論じましたから繰り返しませんけれども、要するに無条件、絶対の保障だというふうに言われていると思うのです。法制局長官も前回私の質問に対して、内心の自由、要するに信仰の自由ですね、どの宗教を信ずるか信じないかという部分についてはもう絶対でござります、しかし、行為が外形にあらわれた場合には、それが他の法律に触れるというような場合には、これが制限される場合もありますという説明をしていただきました。

私の考えるのも全く同じなのですけれども、そういうものについても十分にその節発見することもあって、解散命令手続というものは、このオウムのよう、要するに八十一条一項一号と申しますけれども、その犯罪行為のやつは今回が初めてだけれども、それ以降の二号とか三号、四号、五号とあるんですが、そういうものについては自分の仕事としてやつております、そしてまたその際、任意解散の勧告とか合併の勧告などいうようなことを十分にその把握を努めています、こういうことを言つてゐるんですよ。

○冬柴委員

今法制局長官、重要な言葉を言われたと思うのですね。絶対であろうけれども公共の福祉という言葉が出ました。これは全く白紙概念

かいろいろな面が生ずると思うわけですけれども、そういうものをあらかじめ法律がこうであらねばならないというような定め方、これを私事前規制と言つておるわけですけれども、そういうものは絶対の自由という観点と大きくずれているのではないかと思いますが、法制局長官の明快な答弁をいただきたいと思います。

○大出政府委員 信仰の自由というふうに一口にいいます。二十条とそれから宗教法人に関連したこの宗教法人との関係でありますけれども、宗教法人といふ一つの資格、法人格を与えられる、まずこういう前提がありまして、そしてその公共性にかんがみて必要な責務を果たしていく必要がある。そういう意味で、若干の規制というものは現行法でも既にあるわけあります。そういうことが許されないということではないと思います。

○冬柴委員 それでは、あらかじめ規制すること

かいろいろな面が生ずると思うわけですけれども、そういうものをあらかじめ法律がこうであらねばならないというような定め方、これを私

事前規制と言つておるわけですけれども、そういうものは絶対の自由という観点と大きくずれているのではないかと思いますが、法制局長官の明快な答弁をいただきたいと思います。

○大出政府委員 信仰の自由といふうに一口にいいます。二十条とそれから宗教法人に関連したこの宗教法人との関係でありますけれども、宗教法人といふ一つの資格、法人格を与えられる、まずこういう前提がありまして、そしてその公共性にかんがみて必要な責務を果たしていく必要がある。そういう意味で、若干の規制というものは現行法でも既にあるわけあります。そういうことが許されないということではないと思います。

○冬柴委員 それでは、あらかじめ規制すること

は許されないと、いうことが意味がわかりにくいとおっしゃつたのですが、この憲法二十条というのには「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」明治憲法との差異は前回論じましたから繰り返しませんけれども、要するに無条件、絶対の保障だというふうに言われていると思うのです。法制局長官も前回私の質問に対して、内心の自由、要するに信仰の自由ですね、どの宗教を信ずるか信じないかという部分についてはもう絶対でござります、しかし、行為が外形にあらわれた場合には、それが他の法律に触れるというような場合には、これが制限される場合もありますという説明をしていただきました。

ただ、もちろんそう申し上げましても、その点についても慎重であり、合理的なものでなければなりません。要するに無条件、絶対の保障だというふうに言つて、これももちろん保障されなければなりませんわけでありますけれども、何かの公共の福祉の要請といいますか、そういうものがありますが、そのものについて、これももちろん保障されなければならないわけでありますけれども、何かの公共の福祉の要請といいますか、そういうものがありますが、そのものについて、これももちろん保障されなければならないわけでありますけれども、何かの公共の福祉の要請といいますか、そういうものがありますが、そのものについて、これももちろん保障されなければならないことは当然のことであろうかと思いま

す。

ただ、もちろんそう申し上げましても、その点についても慎重であり、合理的なものでなければなりません。要するに、臣民の義務に背かざる限りです。要するに、臣民の義務に背かざる限りとか、安寧秩序を妨げざる限りとか、同じ概念でですよ、公共の福祉なんて持つてきました。そこが新憲法と重大な違いがあるんじゃないですか。それが、これはその法律で取り締まることはありますから、結社の自由がありますから信者の関係とこれも保護する。トアリマスルガ、此ノ意味ハ

絶対ノ自由ヲ指スノデゴザイマセウカ」こういうふうに聞いているのに對して、金森徳次郎國務大臣は、「事柄ノ性質上、信教ト云フモノガ、ソレ自身ガ他ニ公益ト抵触スルコトアラウトハ思ハレマセヌカラ、實質的ニ於キマシテハ、略々絶対ノ自由ニ近イモノ」であると考えております、こういう答弁をしておられる。法制局長官ですか法律家の太先輩として私は議論させてもらつてゐるわけですけれども、この中には公共の福祉といふようなものの概念を持ち込む余地はないのじやないですか。

また、同じく帝國議会の金森國務大臣の答弁の

シテ、此ノ憲法ノ眼目トスル所ハ、左様ナ行キ道デハナイノデアリマス、」といふ非常に哲学的な、説得力ある言葉でこの二十条の立法理由を述べておられるのですね。

法制局長官、今、公共の福祉とバッティングする場合は、慎重ではあるけれども制限があり得るようなことをおっしゃつたけれども、この制憲議会における立法理由のるる説明されたところと相反するんじゃないですか。その点についてお尋ねをいたします。

○大出政府委員 ただいまいろいろ御紹介されま

ども、私はこれは誤りだと思はるが、そのように法曹の  
は誤りだ、そのように法曹の  
ります。

次に移りますけれども、文  
ての文部大臣とそれから所轄  
場、権限に違いがありますか  
すか。

○島村国務大臣　ありません

○冬柴委員　その違いがないで  
うに思います。その違いがな  
県にまたがつたものは、最初  
しません。

員として考えて  
ます。今回の立  
派大臣、所轄庁と  
のとしての知事の  
どのような認識

法の立場で、おはるに立派な御議論を頂いたことは、大変御苦労されていました。方々確実に進むようう

問題で、地方分権推進委員会が設けられ、大蔵大臣、それから総務省長官官房に、機関委任事務というのを進められているのですね。やはり機関委任事務の廃止をめざしておられます。そしてこれは改めてお聞かせください。

中には、結城安次議員の「醇風美俗ヲ害スル」ような場合が出てきた場合どう考へるんだというふうな問い合わせをしておられるわけですね。ちょっとと長くなりますが、精神ノ内部ニ基本ヲ持ツテ居リマスルモノノ自由ニ付キマシテハ「強ク取締リヲスル考ハ当初ハナカツタラウト思ヒマスケレドモ、現実ノ道行キト致シマシテハ、思ヒノ外ナル行キ遇ギ方起ツタ云フコトハ、御承知ノ処アラウト思ヒマス、ソレ等ノ経験ニモ顧ミ、又個人ノ本体ヲ尊重致シマスル見地カラシテ、此ノ改正案ニ於キマシテハ」ということは新憲法ですけれども、「相当ニ其ノ点ハ深ク考ヘタノデアリマスガ、要スルニ、人間其ノ者ガ十分ニ其ノ力ヲ伸バシテ行キマスル為ニハ、其ノ精神ノ内部カラ発露スル所ノ眞面目ナル道行キト云フモノニ」、庄迫ラ加フベキモノデハナイ、「詰リ根本ハ、宗教ヲ尊重スル、併シナガラ政治團体タル立場ニ於ケル國家ハ、是ト特別ニ緊密干涉ヲ作ラナイ、信教ハ信教トシテ伸バシメルト云フ立場ヲ執ツテ居リマス」「從来ノ思想カラズ追ヒ詰メテ來マスレバ、是ハ非常ニ不安心ナ、余ニモ自由ヲ認メタモノデアリ、場合ニ依ツテハキナ意味ニ於テノ人類ノ發展ヲ妨ゲルノデアリマセヌケレドモ、併シ之ヲ簡便ナル方法ヲ以テ取締ムルト云フコトハ、宗教ノ本質ニモ合ハナイシ、キナ意味ニ於テノ人類ノ發展ヲ妨ゲルノデアリマ

方、その考え方と私は基本的に少しも変わらないと思います。

人格を取得した宗教法人が、その後活動を広げた場合に、今まででは所轄を持つというようなこと、他府県にも活動拠点を持つというようなことになつた場合に、今まででは所轄をかえるという思想は全くなかつたわけですね。なぜならば、知事所轄しようが文部大臣が所轄しようが、そこに権限、地位に差がないわけですから、つけかえる必要は全くないわけですね。それを今回やらるということは、私はここに最も政治的な恩怨があるいは権力闘争のにおいてがするわけですか。

これはどうしてかというと、これだけでは何意味もないのですね。その次のいわゆる財務関書類の徴求とあわせて考えたときに、非常に重要な結果がそこに生ずるんじゃないんですか。文大臣、この質問についてどのように感じられましたか。

○島村国務大臣 あくまで実態に即したものでありますて、オウム真理教を例にとると極端におけ取りになるかもしませんが、例えば東京とお梨だけならまだしも、これが諫岡、熊本と広がっていきますと、仮に所轄厅である東京都が何か調べるといつても、現実的にはやりにくい。その意味ではやはり国が所轄するのは当然だ、私たちは常識的にそう考えます。

○冬柴委員 村山内閣で地方分権推進法が成立しました。私も議員提案で地方分権の推進に関する法律案というのを提出して、閣法が通りました。私の方は残念ながら相当な審議をしました

想に何がされえとの山大をつゝああとのけしるるのけ  
中ではありました。  
それで、財務関係書類の提出義務とあわせて特定宗教団体、そういうものを国家の、すなわち文部省の管理下に置こうとする、そういう考えがあるんじゃないんですか。文部大臣、それはどうですか。  
○島村国務大臣 私も地方分権には賛成ですけれども、この場合は、地方分権を進めるという考え方の方とはおのずから性格を異にすると思います。いわば國と地方の役割分担をきちんとする、こういうことでござります。  
○冬柴委員 同僚議員も非常に問題にしましたけれども、文部省に提出された財務関係書類といふものは、例えば予算委員会とか国会の場でいろいろな意味で集中的に提出を文部省に命ぜられた場合、守秘義務との間で大変苦労するということを言われましたけれども、その基準が全く、提出するのかしないのか、予算委員会なら予算委員会である特定宗教団体の財務関係書類を提出せよといふふうに強く迫られたときに文部省はどうされるのか、その点についてもう一度聞いておきたいと思います。  
○小野(元)政府委員 国政調査権によりまして本轄庁が保有する宗教法人の書類等について国会に提出することになるのかどうかという御質問でございました。

ざいますが、職務上の秘密に該当すると考えられる事項でございますと、国政調査権に基づいてそれらの事項について要請があった場合に、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかということにつきましては、守秘義務によって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益、これを個々の事案ごとに比較考量することにより決定されるべきものだと考えておるところでございます。

提出書類に記載された情報に関しましても、国政調査権に基づいて要請があった場合どうするかということでございますが、個々の事案ごとに判断すべきものであり、一概には言えないわけでございます。

私もといたしましては、宗教法人から提出された書類について、所轄庁が守秘義務により守るべき公益というは一体何かということをよく言われるわけでございますけれども、この所轄庁が守秘義務により守るべき公益というものにつきましては、宗教法人から提出されました書類に、非公知であつて実質的にも秘密として保護するに値するというふうに認められるような秘密が含まれる場合、このような職務上知り得た秘密を外部に漏らすということになりますと、宗教法人法上、書類提出を義務づける制度の趣旨、目的に反し、ひいては宗教法人の所轄庁に対する信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行を損なうおそれがある。このため、守秘義務を守ることにより宗務行政の適正な遂行を確保するというふうに考えております。

○冬柴委員 そこで、比較考量をずっと言われましたけれども、その言われている事実が非公知である場合にはといふことを言いました。裏返せば、ある程度の人が知っている事実であれば、これは財務書類も国会に提出を求められれば提出するということを裏づけることなんですね。

今回の改正案の中でもう一点見過ごしてはならないのは、財務関係書類について、これも異例な

話ですけれども、信者等の閲覧請求権というものを認めております。この閲覧請求権が認められる、信者であれば見られる書類を国会議員はなぜ見られないんだ、こういう議論になつたときにどうするんですか。その点についてこの均衡を破つてしまふんじゃないですか。あなたはそういうことだつたらすぐ出さんじゃないんですか。

○小野(元)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、所轄庁として守秘義務により守るべき公益があるわけでございます。その点については、先ほども御答弁申し上げましたように、秘密を守るということによりまして宗務行政の適正な遂行を確保するということが私どもとしては大切だというふうに考えているところでございます。

○冬柴委員 じゃ大臣、国会から、文部省は持つてあるわけだ、提出さずわけですからね。それを出しなさいということをここでいろいろ言われる。そうすると、守秘義務があります、こう言うわけです。そうしたら求める方は、それは信者ですか、あるいは利害関係人ですか閲覧請求できる書類じゃないか、もう公知に近い書類じゃないか、そういう信者が知り得る情報をなぜ国会が知ることができないんだ、こういう議論になつたときに、あなたたゞうされますか。

○島村国務大臣 あくまで仮定のお話ですから、やはりそれぞれのケースに応じて対応する、こういうことになると思います。

○冬柴委員 そういうことを有機的に考えれば、やはりその辺のケースに応じて対応する、こう現実に政治家がそれぞの見識を持つて言つていふ意見ですから、これは否定することもできませんし、また、コメントを必要以上にすることも私は差し控えなければならぬと思うのですね。

ただ、ずっとこれまでの審議の中で申し上げていますように、取り締まることを前提にして法律の改正をするものではない。あくまでも信教の自由と政教分離という、憲法で保障されている厳然たるものについてはしっかりと守っていくんだといふことを前提にして今の実態というものを考えた場合に、今置かれているいろいろな関係やら現状ということを考えた場合に、最低この程度のことをするによって、むしろ信教の自由と政教分離の原則というものは守られていくのではないかということを考えた場合に、私はこの程度の修正が必要である、当然だというふうに思つております。

○小野(元)政府委員 現行法では調査する権限がございませんので、きつちりした調査はございません。ただ、境内建物に関する書類につきましては、例えば小さなお寺さんや神社さんでございまして、境内建物というものは限られているわけでござされたのかどうか、その点についてもどうぞ、文部大臣。

一部自民党の議員の方は、これはオウム対策でないことは、オウムはもう警察で捜査が入つたんだだから関係ない。この対策は新進党対策であり、あるいはその後にいる特定宗教団体対策であり、統じて選挙対策だ、来るべき小選挙区の対策だということを公然と公器であるテレビの前でおつしやったんですね。どうですか。それほどこ

れはそういう見方もできるし、また当事者がそうおつしやるわけですから、そういうことを含むことの法案というものを総理はなお急いで、残り少ないこの国会で何が何でも成立させなければならぬという。それはどういうことなんですか。その点について。

○山内閣総理大臣 今度の宗教法人法の改正案について、それぞれの立場からそれはいろいろな見方はあると思いますね。あなた方は、拙速だ、やるべきではない、こういう意見を持つていて、同時にまた、これは特定の政党、特定の宗教団体を指してやろうとしているのではないか、こらいう意見をされる方もあります。また反対側からすれば、いやそんなことは絶対ないという意見もあるし、それから個人的には、いやそれは行き過ぎた宗教団体に対してはやるべきだ、こういう意見も述べる方がありますね。これはもうさまざまな意見が私はあると思うのですよ。

それは、あることを否定しようといったって、現実に政治家がそれぞの見識を持つて言つていふ意見ですから、これは否定することもできませんし、また、コメントを必要以上にすることも私は差し控えなければならないと思うのですね。

ただ、ずっとこれまでの審議の中で申し上げていますように、取り締まることを前提にして法律の改正をするものではない。あくまでも信教の自由と政教分離という、憲法で保障されている厳然たるものについてはしっかりと守っていくんだといふことを前提にして今の実態というものを考えた場合に、今置かれているいろいろな関係やら現状ということを考えた場合に、最低この程度のことをするによって、むしろ信教の自由と政教分離の原則というものは守られていくのではないかということを考えた場合に、私はこの程度の修正が必要である、当然だというふうに思つております。

○冬柴委員 次の問題に移ります。

財務関係書類を所轄庁へ提出をするという義務を新設されようとしております。それとともに、

は、財産目録にきちんと記載されておればそれで足りるというものでございます。

それからもう一つの財産目録、それから収支計算書等でございますが、収支計算書につきましては、御指摘ございましたように、私どもいたしました。小規模法人に対して、収支計算書につきましては附則で特例を設けていたところでござります。

○冬柴委員 私が聞いたのは、収支報告書のことなんか一言も聞いていないですよ。財務関係書類と境内建物についての書類、十八万四千の書類、そういうものを全部そういう弱小な法人にまで出さすという立法理由はどこにあるんだ。そういうものを提出させて何になるんだ。

それから、弱小な社寺といえども不動産を所有していられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

しておられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

しておられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

しておられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

しておられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

しておられるんですよ。そういう土地をめぐる地面師とか事件屋とか、そういうものが暗躍する場合だってたくさんあるわけですよ。そういうところへ、こういう弱小の宗教法人に対してまで信者

かることは御理解いただけだと思っています。

○冬柴委員 御理解いただきたいと言われても理解できないですよ、こんなもの。大変な行政の簡素化とか今言われているときに、一体十八万四千という日本国じゅうのものから、簡単だと言われけれども、これはそう簡単じゃないですよ。そういうものを地方であれあるいは文部省であれ、これを全部収集して何に使うんだと言つたら、た

めおくんだと言われた。何か事があつたら見るんだ。そのためにこれだけの義務を課すということは憲法上大変な問題があるんじゃないですか。法制局長官、どうですか。

○小野(元)政府委員 財務関係書類は所轄庁に提出いただくものでございますが、これは基本的に現在でも事務所に備えつけが義務づけられているものでございます。新たに追加されたものが収支計算書と境内建物に関する書類ということで、先ほど御説明申し上げたところでござります。

いずれにいたしましても、今回の法改正によりまして財務関係書類等の提出をお願いすることになりました。そういう意味で、それは目的に照らし合議的なものであるということであろうかと思います。

○冬柴委員 今の議論は憲法学者等がこれから議論されることだろうと思うけれども、私としては、これはいけない。こういうふうに思います。

それで最後に帳簿の閲覧請求権といふものは、商法でもあるんすけれども、これは多くのトラブルを呼んでいます。商法ではこういう手当てまであります。「不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金二処ス」。これは、この帳簿閲覧請求権といふものを行つてすることによって不正の目的、例えばそれでのか別の目的にしようとか、いろいろな人に通報しようとかいう

○島村國務大臣 先ほど境内建物については文化庁次長から御報告したところですが、今回新規に設けた書類をつくるといつても、特別そんなに大きな手間暇かかるような性質のものはありませんし、物理的にもそれを全部チェックすることなどできません。そこでそれを全部保管するのはどういう意味だとおっしゃいますけれども、一応持つておれば、何かの御指摘があつたときに所轄

の言う公共の福祉に、あなたのおっしゃる、僕はそれも反対だけれども、そういうことを制限するような理由になるんですか。どうですか。

○大出政府委員 備えつけ書類を所轄庁に提出をさせることとの理由といいますか目的といいますか、その必要性につきましては、先ほど文化庁次長の方から御説明があつたとおりであるかと思います。

宗教法人が宗教法人として法人格を子えられて、そして活動をするということでありまして、その適正な運営の確保という観点から見て、これらの義務が課せられるということであろうかと思います。そういう意味で、それは目的に照らし合議的なものであるということであろうかと思います。

○冬柴委員 今の議論は憲法学者等がこれから議論されることだろうと思うけれども、私としては、これはいけない。こういうふうに思います。

それで最後に帳簿の閲覧請求権といふものは、商法でもあるんすけれども、これは多くのトラブルを呼んでいます。商法ではこういう手当てまであります。「不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金二処ス」。これは、この帳簿閲覧請求権といふものを行つてすることによって不正の目的、例えばそれでのか別の目的にしようとか、いろいろな人に通報しようとかいう

ところが、今回の改正法では全くその手当をしないですね。これは、今からいろいろなそういう重い刑罰まで規定されているわけです。

○島村國務大臣 先ほど境内建物については文化庁次長から御報告したところですが、今回新規に設けた書類をつくるといつても、特別そんなに大きな手間暇かかるような性質のものはありませんし、物理的にもそれを全部チェックすることなどできません。そこでそれを全部保管するのはどういう意味だとおっしゃいますけれども、一応持つておれば、何かの御指摘があつたときに所轄

の言ふ公共の福祉に、あなたのおっしゃる、僕は人の事務所に備えられた各項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があるかないかと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。こうなつているわけですね。この条文を見る限りは、相当地ないと認められるのでないと認められる

利害關係人であつて前項の規定により当該宗教法の事務所に備えられた各項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があるかないかと認められる者から請求があつたときり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないかと認められる場合にのみ、この規定が適用をされ、そしてその宗教法人自体が認めるか認めないかということによつて、この閲覧ができるかできないかということを決めるんですね。

しかも信者の皆さん方が、自分が信仰する宗教法人の団体が現状どうなつておるかということを知りたいと言つた場合に、それは知るのは当然のことだと思いますし、その程度の透明度を高めていくことは、むしろ宗教法人自体のためにも私はいいんではないかというふうに思いますね。ですから、たびたび申し上げておりますように、信教の自由と政教分離というものの原則はしっかりと守るということが前提です。

それから、小さな、小さな、小さなと言つては語弊がありますけれども、事務職員もいよいよなどころでやるようなことは非常に迷惑だというようなことは、あり得ると思いますね。そういう点の配慮は、当然これからしなければならぬことだといふふうに私は思つています。

○冬柴委員 終わります。

○越智委員長 午後一時三十分開議を休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。それについて一言いただきたいと思います。それについて一言いただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 この条文を見ますと、今お話をございました、「宗教法人は、信者その他の

午後一時三十分開議 質疑を続行いたします。穂積良行君。

○穂積委員 近年、宗教団体をめぐってさまざま問題が生じております。国民の皆さんは、宗教あるいは宗教法人をめぐっての制度、さらには

税制上の問題などについていろいろと疑問を持つていらっしゃるのが実態だと思います。そういう中で、もう御承知のとおり、オウム真理教という驚くべき狂信的な集団が一連の事件を引き起こしました。そうした中で、宗教法人の活動内容をどのようにチェックし、国民の皆さんの不安を取り除いていかかということは大きな問題であること申すまでもございません。

そうした中で、実は、最近の世論調査によりますと、宗教法人についての法律について見直せといふ國民が八〇%以上、いろいろな世論調査がありますが、物によつてはもう九〇%近くの國民が宗教法人法をきちっと時代の要請に応じて改正すべきである、こういうような結果が出ているのは皆さんもお聞きになつたかと思います。

このようないわゆる世論の中で提案されました今回の宗教法人法の改正につきましては、新進党の皆さんはこちもご質問に立たれて、慎重審議あるいは改正は時期尚早というような意見を述べられました。私は、これをお聞きしていく中で、まことに奇異な感じを受けておるわけでござります。これは、文部大臣初め政府側から何回にもわたつてこの法改正の趣旨が述べられて、このようないわゆる世論の中では、これまでの宗教法人法をきちっと時代の要請に応じて改正すべきである、こういうような結果が出ています。

そのような中で、私も、いろいろと宗教団体をめぐること数年の事件等を取り上げながら、とにかく国民の皆様に安心していただけるよう、刑法その他諸法の発動はもちろんであります。されどもかくとも、宗教団体に法人格を与えて一定の社会地位を認める中で、税法上の恩典も与えているといふことこの宗教法人法の改正について、政府提案のような改正は、これはどうしても早くなし遂げるべきであるという立場でいろいろお伺いしたいと思っております。

宗教団体あるいは宗教法人の問題につきましては、申すまでもなく、憲法二十条の信教の自由の

規定、また、その前にあります第十九条の思想あるいは良心の自由の問題、さらには基本的人権について包括的に憲法が規定しております第十二条の規定などを具体的に見ながら、今後の基本的人権とそれから具体的な法制のあり方ということにについてまず見解を政府側に問いたいと思います。

法制局長官にお伺いします。

まず、憲法第二十条、信教の自由は、その前の条の第十九条、思想あるいは良心の自由を保障する規定の、何といいますか、二十条が言うなればさらに具体的に信教についてはというような関係で規定されていると私は理解します。そしてしかも、先ほど言いましたように、第十二条の基本的人権に関しては、特に重要な規定としてこの二十二条の信教の自由という基本的人権にもかかっていよいよ讀ませていただきますが、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、國民の不斷的努力によつて、これを保持しなければならない。」

という後に、「又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と規定されております。

こうした第十二条が、第二十条にも及ぶ基本規定が前段にあるといふこと、法制局長官は、信教の自由のもとに保障される権利は、それは乱用してはならない、そして常に公共の福祉といふことを念頭に置いた権利の使用といいますか、そういうような關係に立つというふうに考えますが、これにつきましてまずお答えいただきたいと思いま

ば総則的な規定でございますし、御指摘のように、それ以下にある基本的人権の各規定に対しても總則的な意味を持って働く、そういう趣旨の規定であるといふように理解をいたしております。

○穂積委員 それでは、その第二十条の、問題の「いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」というこ

とにについて若干お伺いします。

「政治上の権力」はどういう意味かということについて、他の委員からも質問がありました。政

府は従来からの法制局長官の答弁、政府見解どちら授けられて、正式な意味において政治上の権力

で規定されていると私は理解します。そしてしか

ら、先ほど言いましたように、第十二条の基本的

人権に関しては、特に重要な規定としてこの二十二

条の信教の自由という基本的人権にもかかってい

ると思うわけであります。念のため十二条を

ちょっと読ませていただきますが、「この憲法が

国民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努

力によつて、これを保持しなければならない。」

という後に、「又、國民は、これを濫用してはな

らないのであつて、常に公共の福祉のためにこれ

を利用する責任を負ふ。」と規定されております。

こうした第十二条が、第二十条にも及ぶ基本規

定が前段にあるといふこと、法制局長官は、信教の自由のもとに保障される権利は、それは乱用し

てはならない、そして常に公共の福祉といふことを念頭に置いた権利の使用といいますか、そういう

ことあります。

○大出政府委員 ただいまの御質問の第一点は、憲法二十条とそれから十九条の思想及び良心の自由との関係ということであつたかと思います。

いわば思想及び良心の自由というものの宗教面にあらわれたものが、憲法二十条の信教の自由のこともかくにも、宗教団体に法人格を与えて一定の社會地位を認める中で、税法上の恩典も与えているといふことこの宗教法人法の改正について、政府提案のような改正は、これはどうしても早くなし遂げるべきであるという立場でいろいろお伺いしたいと思っております。

宗教団体あるいは宗教法人の問題につきましては、申すまでもなく、憲法二十条の信教の自由の

規定によるものを行ふことを禁止しておられます。そういうふうにまず考えておるわけ

であります。

ただいま、いろいろな學説があるではないか、

こういふお話をございましたが、學説の中には、

ただいまのような意味での解釈をするもののか

に、宗教団体の政治上の権力の行使の禁止の趣旨

について、宗教団体が積極的な政治活動によって

政治に強い影響力を与えることを禁止したものと

解釈する、こういふ考え方の学説もございます。そ

れから、宗教団体が政治的権威の機能を営んでは

ならない、こういふ趣旨を示したものと解される、

それが、宗教団体に対する国民の一般的な見方も大きく変わつてあるといふこと

は暴力行為を伴う脅迫のようなことが間々あると

教に見られたように、これから脱会するというか離れるようになると寄つてたかつて、言うなればい

じめのようなこと、あるいはそれは場合によつて

一たん仲間に入れ信者にすると、あのオウム真理

教に見られたように、これから脱会するというか離れるようになると寄つてたかつて、言うなればい

じめのようなこと、あるいはそれは場合によつて

このようなことが、実は宗教団体に対する国民

の違法に当たる行為、その他諸法令に反す

るようなことを犯すことが間々あるというようなことが社会的には大きな問題だらうと思うわけであります。

こうしたことについて今後どのようにしていくかということだけですが、宗教団体というのは、今のような話に加えまして、大半の宗教団体なり宗教法人は、人間の心の平安を願い、立派な宗教活動をしているということでは社会的存在として今後とも尊重されなければならぬということは、この二十条の規定に基づいてそういう考へどんでもないことをやらかす。

具体的な例で申しますが、実は私の選挙区の賀川市で、ことしの七月初めに六人死体が発見されました。これは小さな宗教団体なんですが、悪靈をたたき出すというようなことだったのですよ

うか、棒でたたいて死なしました。それで、現在これは裁判が行われております。これについて、ひとつ警察庁からあるいは法務省からこの事件について簡単な御説明をいただきたいと思います。

またもう一つ、これは最近の話ですが、十月三十一日の夕刊には靈視商法の強制捜査が行われたという記事が出ました。皆さんもごらんになった

と、その事件について殺害が認められなかつたといふことで、暴行の態様についてはほぼ同様といふことでござります。

以上が須賀川関係でござります。

○野田(健)政府委員 お尋ねの事案については、

本年九月一日午後十時三十分ごろ、東京都東村山市本町所在の六階建て店舗兼マンションの一階ご

端緒だつたようございます。

そういうことで捜査が開始されまして、検察當局におきましては、本年の八月十六日から去る十一月六日までの間に、被害者四名につきましては殺人未遂、それから被害者一名につきましては傷害致死罪と、結局、計六名の死者に対しては殺人罪または傷害致死ということで起訴しておるわけでござります。

その公訴事実の概要でござりますけれども、殺人の関係について申しますと、祈禱師ほか数名が共謀いたしまして、殺意を持つて、被害者らに多次回、長期間にわたりまして、こもごも身体を手あるいは太鼓のばち等で殴打、あるいは足げにするなどの暴行を加えて殺害したというものでござります。なお、傷害致死の関係につきましては、その事件について殺害が認められなかつたといふことで、暴行の態様についてはほぼ同様といふことでござります。

○島村國務大臣 そういう事実が確認されれば、

そのような対象にならうかと思います。

○鶴橋委員 それから、宗教団体が自分たちに不利になるようなよそからの批判や何やといふものに對して、非常に反発していろいろな行動を起こすといふようなことで、これはどうかなというような問題が間々起こる、こういうことがあるんですね

か。

そこで、これはもう市販の週刊誌あるいは雑誌に取り上げられた話であります。最近の例で、これについて当局はどんなふうな把握をしているかをせひお聞きしたいことがござります。

○鶴橋委員 実は、私はこの雑誌の記事を見て思

い出したのは、申すまでもなくオウム真理教の坂

本弁護士拉致・殺害事件であります。

あの坂本弁護士は拉致された、そして殺された

ということが今日明らかになつたわけであります

が、あの当時、神奈川県警も拉致じやなしに失踪

事件という名前でどうも捜査をしたんですね。と

ころが、その数日後、あのオウム真理教の、バッジですか、ブルシャといふんですか、それが見つ

かつた。そういうことで、どうもオウム真理教の

しわざではないかといつて疑われ、そして何

年もたつてから、今日その事実関係が明らかにな

りつつある。

片や東村山市でも、墜落といいますか、落ちて

亡くなつた後、後で妙なものが別のところで見つ

かつたといふ話があるでしよう。これについて書

察はどういうふうに把握していますか。

○野田(健)政府委員 まず、坂本弁護士事件につ

いてでありますけれども、事件発生といいますか、届け出を受けましてから、弁護士一家が何らかの

犯罪被害に遭つてゐる可能性が高いものとして、

事件発生後でありますけれども、十七日に、失踪

事件という名前であります。百二十名からの搜

査本部を設置して捜査を開始した。そして、ブル

カについて答弁願いたい。

○則定政府委員 初めに、須賀川市で発生いたしました祈禱師らによります殺人・傷害致死事件等の概要でございますけれども、これは本年七月の上旬に、信徒といいましょうか、信者でありました被害者が入院しておりますところを親族の訴えによりまして事情聴取が行われた。警察当局で行なわれたわけですが、その訴えによりますと、祈禱

料や供養料名下に金品を騙取した詐欺容疑事件であります。

現在、愛知県警察が、本年十月三十一日から十一月一日までに満願寺の僧侶ら五名を通常逮捕し

て捜査中でございます。

○鶴橋委員 実はこのような、普通の人からはと

でもない、宗教という名前で暴力的なあるいは

第一類第十号 宗教法人に関する特別委員会議録第五号 平成七年十一月七日

シヤもあつた、あるいは坂本弁護士がオウム真理教被害者の会の救援活動をしていたというようなこともありまして、オウム真理教の関与についても初期的段階から視野に入れて捜査を推進していくという状況にござります。

ありますけれども、かぎですね、キーホルダーつきのかぎが、階段の二階の踊り場のところにあります、焼肉店のいつもお絞りを入れているケースの中から発見されたという状況にありますて、

在捜査中でござります。

とを言われておりますが、私は、捜査当局はそういうことはかりそめにもあつてはならない、これは宗教団体であろうが法人であろうが一般の人であろうが、公平なる、公正なる法の執行をすべきものだと思ひます。

○深谷國務大臣 委員御指摘のよう、宗教団体だから手を緩めるとか、そんな思いが検査の過程にあつてはならない。これは当然のことであつて、い。

す。また、今日までそのようなことで捜査を逡巡したということは全くないと私は断言申し上げます。

折々の捜査の報告を聞いておりますと、少なくともまだ週刊誌に出たような状況の証拠というものはございません。鋭意努力をして、捜査を徹底するよう指示をいたしております。

○總務委員 それでは、これはしっかりとやっていだきたいという要望で終わらせていただきま

先ほど法制局長官に確かめましたが、宗教のものとに行われる行為であつても、法治国家の上で公序良俗に反するようなこととか、特に具体的に刑法に触れるようなこととか、あるいは、目に見えるような、傷害罪になりかねないようなことをやつたり、あるいは、本当に効くかどうかわからないようなものを売りつけて金員を巻き上げるといったら、これは詐欺的なことになると思うのですが、そのような傷害罪あるいは薬事法違反とか、場合によつては医療法違反とか、そのような行為を宗教の名のもとに行つようなことを放置していくのかということがあります。

そして、先ほどちょっと例示として挙げました詐欺罪に該当するようなことがあつたら、こういうようなこと今まで宗教団体あるいは宗教法人の名のもとに勝手放題、自由勝手にやつていいということには決してならないと私は思うのです。こうしたことを含めて、今後、宗教法人法を踏まえた適正な宗教法人とのかわりを行政は持つていくべきではないかと思います。これについて文部省、いかがですか。

○島村国務大臣　宗教法人法が予定している宗教法人の活動というのは、まさに宗教活動を通じて人々の心を安んじ、社会の安泰に貢献するといつて、これらに反する行為はもともと我々の予定するものではありません。おのずから宗教法人自身の活動の中にも、そういう良識ある運営というものが期待されることは当然だと思います。

○櫻積委員　こういう時に国民にとつても大変心配をかけるようなことがあり得る宗教団体、これは繰り返しですが、大半の宗教団体は立派なつの社会的機能を果たしており、憲法上も信教の自由のものと保護されているということを踏まえつつも、こうしたことから我々は目をそらすわけにいかないこんなふう思います。

私自身は、人間の社会と切つても切れない宗教というのものについて、将来どのようになつていく

か、人知が進み、科学的な世界觀というものがより多くの人によって保有されるようになつた場合どうなるかということは軽々に言えないと思いますが、それにしても今後、國民それぞれがこうした宗教問題をどう判断するか。そのときに予断を持つて、必ず宗教に入信しなければならないぞとか、そのようなことに通ずるような教育などはあつてはならないと思うわけです。

そこで、きのうの質疑を聞いておりまして私が気になりますのは、人間の能力を超える、あるいは人知を超えるとか、あるいは超自然力とか、そういうようなものの存在といいますか、それに対する畏敬の念というような表現だったと思うのですが、そういうものを学校教育、特に公立学校教育などで教えるとすれば、これは非常に難しい。宗教を信じてもいいし、信じなくてもいいというのが信教の自由だと私は思つていますから、その辺について、文部省当局はもう一度きちんとした考え方をここで御説明願いたいと思います。

一つは、やはり国民の多くの方々は、宗教団体が宗教法人法によって法人格を与えられて、それによって他の公益法人と同様に税法上の恩典を受ける。ところがその税法上の恩典たるや、今の状況で本当にいいのか、国民から見てどうも納得できないようなことが重なっているということだと思います。

これについてはもう何回か質問もされておりましたが、宗教法人に対する課税については、営利事業は他の公益法人と同様に二七%の法人課税というようなことでの税制になつてゐるわけですが、それも、問題は、無税で寄附お布施といいますか、それを受けた金で、要するに営利事業に該当しない、宗教団体の目的だという位置づけのもとに受けた寄附金を膨大に蓄積して、その資金力を背景に日本の政治を乗っ取ろうとしているような宗教法人が現にあらわれつつあるといいますか、これらとの問題について、これはこの国会でまだまだきちんととした議論をしなければならないと思うわけであります。それが一つ。

それから、その税法の問題にも関連はするのですが、それども、特に冒頭に法制局長官にお伺いした、政治上の権力を行使してはならないということとの関係なのですが、実際に例えば六百万人前後といえれば、人口の比率では二十人に一人、一億二千五百萬の約二十分の一といふことですね。そのような信者を擁する宗教法人あるいは宗教団体が、選挙にそれこそめちゃくちゃに精を出して、その宗教団体の目的が那辺にあるかも問題なのですが、それで特定政党の議席をふやす。その上で、その特定政党が多数を占めれば、実際に我が国の政治権力はその政党によって奪取されるというお可能性があるわけです。おそれといいますか、その人であります、今後この問題については本当に、憲法との関係も含めまして詰めていかなければならぬと思うわけであります。

時間が参りましたので、今申しました税法絡みの話については、具体的に同僚議員からこの後質問をしていただくことにいたしまして、私は、きょうの段階ではここで一たん質問を終わらせていただきたい

○越智委員長 次に、熊代昭彦君。

○熊代委員 引き続き宗教法人法の一部改正法案及びその関連事項について質問させていただきました

いと存ります。

初めに、私の立場を申し上げさせていただいたいと存ります。通常私は口がいいのですけれども、ここに立ちますと急に口が悪くなりますので、本法案に対しても口をきわめて悪いことを言う思

いますので、立場を表明しておきたいと思うのですが、置かれた制約下では、大変に大きな一步前進であるというふうに評価できる改正であると思

います。しかし、置かれた制約というのはいろいろござりますけれども、例えば、審議会の委員十五人中十一名が宗教界代表者であるということでございまして、審議会制度というのはどうもこのであつていいのかという、前向きなのか後ろ向

きなのかということを考えなければいけない時代になってきたと存ります。

宗教界の代表ですから、神のような心を持つて公平無私にやつていただきたいジェントルマンばかりであるというふうにも思えますし、あるいは猫のような気もいたしますし、この辺が難しいところですが、最初にいただきました答申、一步大きな前進であるということでございますか

人の方がそうじやなかつたんだと言つてきたので、どうも猫にかつおぶしの人もいるのかなといふような気もいたしているわけございますが、いずれにしましても、審議会の委員の方といふのを考えなければいけないというふうに思います。改正案では、五人ふやしまして二十人の委員に

するというのは一步前進ではござります。しかし、人間でもありますから誘惑もあるうございます。

二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方がいらっしゃるということでございまして、

二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方方がいらっしゃるということでございまして、

二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表

二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方方がいらっしゃるということでございまして、すべての方が神のような心で公平無私にやつていただければ差し支えないわけでござります。しか

し、人間でもありますから誘惑もあるうございます。二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方方がいらっしゃるということでございまして、すべての方が神のような心で公平無私にやつていただければ差し支えないわけでござります。しか

し、人間でもありますから誘惑もあるうございます。二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方方がいらっしゃるということでございまして、すべての方が神のような心で公平無私にやつていただければ差し支えないわけでござります。しか

し、人間でもありますから誘惑もあるうございます。

二十人にしましても、やはり十一人宗教界の代表の方方がいらっしゃるということでございまして、すべての方が神のような心で公平無私にやつていただければ差し支えないわけでござります。しか

し、人間でもありますから誘惑もあるうございます。

量に浸透させて、やがて国家権力を掌握することを目標にする宗教団体に対しても認証を与えるのかどうか。例えばの話でございますが、文部大臣にお伺いしたいと思います。

○小野(元)政府委員 宗教法人法で、設立の場合には規則の認証を行うわけでございます。

第十四条第一項で、所轄庁は申請に係る事項について審査するわけでござりますけれども、その一つは、これは重要な点でございますが、「当該団体が宗教団体であること。」ということで、この「宗教団体であること。」という中身としては、もちろん宗教団体としての実体を備えている、しかも、先ほど申し上げましたような公益活動を行なうのが宗教法人でございますから、そういう実態を十分審査をしていただく。そして、規則が法令にのっとっている、さらには手続が法令にのつとっているといったような条件をすべて備えているという場合に、規則を認証するということをやつておるわけでございます。

もちろん、この認証の段階におきまして、著しく公社の福祉を害するようなことを行つていては明らかになつておるようなことがございまして、当然認証するには至らないわけでございまして、それは解散命令請求事由にも該当するわけでございますので、その時点で認証するといふことはできないというふうに考へておるものでございます。

#### ○熊代委員 認証は法律的に言えば確認である、

要件に合つていれば必ず認めるということのようですが、しかし、その目的も、恐らく内規を持つておられて、それに該当しないものは認めないんだという趣旨だらうと思います。

そういうことで、公益目的はまあまあ一応認証といふ言葉の範囲内で確認的にお認められる。しかし、他の公益法人とは著しく違うわけですね。他の公益法人というのは許可になつておりますので、原則的に禁止で、特に認めたときに許可するということですから、公益目的の審査の度合いも大いに違うと思います。

そういうことで、他の公益法人と横並びで税法を考えるということですが、横並びも結構でござりますけれども、横並びでないのも考えられるだろうという気もいたします。

ところで、税法上、公益法人、宗教法人は非常に多くの特典を持っております。例えば、既にこれはこの特別委員会で大いに議論されましたので

練り返すことになりますけれども、法人税法で、普通の法人は三七・五%であるのに、どんなに大企業のよつた大きな大きな法人であつても二七%，しかも二七%のみなし寄附が与えられる。これを掛け合わせますと税率は一九・七%になるわけですね。

それから、地方税がまたこれに乗つかつておりますので、法人事業税、法人住民税、それぞれこの制度に乗つかつておりますと、これを国税ペースにしますと、法人事業税で八・八%になるといふことですね。それから法人住民税で三・四%。全部で三一・九%。普通の株式会社でありますと五六・〇%払わないといけないのを三一・九%。何と二四・一%も税額が軽くなるということです。

さうします。これに加えて固定資産税も公益部門は全部免稅といふことでございまして、非常に優遇されている。

それで、そのもどでオウムのようにサティアンをどんどんつくるとか、最大の宗教法人でありますので名前が挙がるのをお許しいただきたいと思いますが、創価学会さんも日本全国に文化会館、婦人会館、創価青年会館、ちょっと資料を取り寄せたみましたら、この袋いっぱいに名前の一覧と登記原本が入つておりますけれども、両方合わせてですけれども、つくつておられるということでござります。他の法人も追随しておられる。国民は大変にいぶかしく、不愉快に思つておるところでござります。

ところで、そういう現状の中、税務調査でござりますけれども、宗教法人法は今回の改正によつても立入検査はできない。質問のために立ち入るときには同意があればできるということでお伺いしたいと思います。

ざいますが、立入検査そのものはできないということがあります。税務調査上は立入検査をしていらっしゃるのかどうか。

立入検査ができるならば収益部門の状況を把握されるわけですから、収益部門かどうかの判断を

するためにには公益部門も知らなければならないと

いうことで、これまで最大の宗教団体であります

ので例にとらせていただきますが、創価学会さん

についてその資産の状況を把握されると伺い

ます。朝までテレビで、すべて大蔵省さんにお知

らせしていると答えられた人もいらしゃるよう

でござりますけれども、その資産の状況をお伺い

したいということでござります。我々が内々にい

ろいろ聞いたところでは、創価学会さんは不動産

資産九兆円、流動資産一兆円というような堂々た

るお力を持つておられるというようなことでござ

いますが、こういう数字につきまして、大蔵大臣、

御見解をお伺いしたいと思います。

○若林政府委員 お答えいたします。

国税当局といたしましては、常日ごろからあらゆる機会を通じまして課税上有効な資料等の集積に努めておりまして、課税上問題があるという場合には実地調査を行うなどいたして、課税の適正化に努めております。

そこで、宗教法人の場合につきましても、収益事業を営む法人でござりますとか源泉徴収義務のある法人を的確に把握いたしまして、また、課税上必要があると認められる場合には、損益面、資産面の画面から深度ある調査を実施いたしております。ただ、このような調査等によつて把握いたしました事実関係につきましては、これは個別の事柄に当たるということで、從来から答弁を差し控えさせていただいております

○武村国務大臣 すべての税の特典を廃止すべしということには、まあ論議は当然あつてかかるべきかもしれません、私はうなずきません。少なくとも宗教活動そのものは非課税であつていいと

いふふうに思つております。

問題は、民法三十四条で公益法人の根柢が規定されていますが、このことを前提にいたしまあそういう話でござります。

○熊代委員 今の御答弁は、知つておるけれども答弁は差し控えさせていただくという趣旨だと理解いたしまして、大間違だとも言わなかつたことをひとつ御理解いただきたいと思います。

それで、これは事柄をはじめて考えていただかなきやいけないと思うわけでござりますが、公益の特典を公益法人に現在のように激しく与えることとが妥当であるのかどうか、しかも政治活動もやつておるわけですから、公益と判断したとしても税法上

なきやいけないと思うわけでござりますが、公益であるということについて極めて緩い判断しかで

それで、これは事柄をはじめて考えていただかなきやいけないと思うわけでござりますが、公益であるということについて極めて緩い判断しかで



これを防ぐために政教分離の原則ができたわけでございまして、法制局長官が言われたような、これが国教だと宣言するような古典的なものはもうあり得ないわけですね。もっとダイナミックにとらえなければいけない。宗教が政党を支配している、その政党を大きくして政権に近づいていける、その政権を裏で操る、そのことによつて迫害していく、これが政教分離、信教の自由の侵害であるということをございます。

オウム真理教はそれを暴力でやろうとした、サリンでやろうとした。創価学会さんは合法的な選挙でやろうとしているということでございます。しかしながら、ナチズムも合法的な選挙で出てきたということも想起しなければならない、というふうに思います。

そういうことでございまして、先ほど東村山市との問題が出ました。国のレベルではまだそこまで行つておりませんけれども、しかし、大きな危険もあると思います。東村山市では既にそのおそれが現実になつてているのではないか、そういう疑いを抱かせるところでござります。

亡くなりましたが、事件死された朝木明代市議は、同市では市議会、市職員、それに警察署職員に創価学会の方の比率が相当に高いということを批判し、業者との癒着あるいは採用における癒着を批判しておられたということでございます。先ほど船田先生から権威のある雑誌であると御評価いたしました文芸春秋の十一月号に載つております。

私が特に問題にしたいのは、人が事件死した場合に、どこか水に落ちておぼれ死んだというようなときにも、まず他殺を疑つてとことんそれを調べる、そしてそれをつぶして初めて初めて自殺という結論に達するのです。ところが、この東村山署は、特に副署長さんといふふうに言われておりますが、直ちに自殺説を出して頑張っている。署長も警視庁もなああ主義で、正義を明らかにする情熱に欠けているのじやないか、そんなふうに思われます。

アメリカではこういう場面ではFBIが出てくる。ところが、日本はそのFBIがありません。だからこれは警察庁が出ていただく場面であります。国家公安委員長、この問題について今後の対応、これまでの対応、特に素早く自殺説を打ち出してしまったというのは、私は捜査のイロハを中心のことであると思ひます。この点に力点を置いて御答弁をお願いしたいと思います。

○深谷國務大臣 東村山市議の転落事件につきま

しては、週刊誌や月刊誌、各マスコミが報道いたしました。週刊誌や月刊誌、各マスコミが報道いたしました。私も、このようないいマスコミの報道がござりますから極めて深い関心を持ち、関係者にその経緯について詳しく、しかも何度も聽取をいたしております。

今、東村山署の副署長が直ちに事故死と断定したとおっしゃいましたが、私に対する報告に関しても申し上げれば、この副署長は広報担当でございまして、見通しについて記者に聞かれたので、事件性は薄いと説明しているのでございまして、格別直ちに事故死と断定したわけではありません。現に、現在も自殺、他殺いずれか断定をしない状態で捜査を一層進めているという状況でございま

す。

○深谷國務大臣 委員の御指摘は全くごもっともでございまして、信頼される警察、そして徹底し

て捜査、国民の期待にこたえた結論を出せる警察

になるように一層育成してまいりたいと思ってい

ます。

ただ、委員、FBIの問題について触れられた

のであります。州制度といつたような、日本と

全く地形も違いますし、制度が違います。あわせ

て、連邦犯罪捜査はFBIがやりますけれども、

通常の刑法違反についてはそつFBIは担当しな

いで、そして市とか州の警察が行うということに

なつております。ここいらの点につきましては、

アメリカの制度と日本の制度は制度が本質的に違

うということを御理解いただきたいと思うわけで

あります。

いずれにいたしましても、国民の治安を守つて

いくということは最も大事なことでございまし

て、今まで日本は治安がよかつたと言われた。事

件がなかつたからだ、こうおっしゃいましたけれ

ども、確かにその一面はござります。

宗教団体に名をかりた集団がテロ、暴力事件を起こすなどと

いうのは、少なくとも今までの視野になかつたの

であります。サリンなどといつもので人を殺すな

どといふことも、全くこれは世界も含めて想像の

世界になかつたのであります。時々刻々とさまざま

な問題が起つてくる。そういう一つ一つの苦

難を図るべきだと大変高い御要望が出ております。

これにこたえて、こうした実情に合わせるための

必要最小限の改正を行おうとするものであります。

組織の上司が敵と絡んでいるようなそういう可能性だつて、麻薬の時代とかいろいろな可能性も出でまいりました。アメリカ的な犯罪社会に入つてきました。この段階で新しい困難に向かつて毅然と立ち向かつていただいて、やはり日本の警察は世界に冠たる警察であつたということをぜひ御立証いただきたいと思います。

最後に御答弁を国家公安委員長にお願い申し上げます。

私は、ちょうどオウムが大量殺人というか、あ

の発端になりました松本サリン事件がありまし

たとおっしゃいましたが、私に対する報告に關し

て申し上げれば、この副署長は広報担当でござい

ます。

○小川委員 質問の機会を与えていただいてあり

がとうございます。ただ、既に多くの方々が質問

をされておられまして、極力重複をしないよう

にいたのですが、先ほどの穂積議員等々の質問

等にもまた新しいことが出てきております。多少

重複する可能性があることをお許しをいただきた

いと思います。

本件の事案に関しては、あらゆる条件を視野に入れて捜査を進め、適正な措置がとられるよう指導してまいりたいと思っています。

○熊代委員 ぜひよろしく国家公安委員長の御指導をお願い申し上げたいたいと思います。

本件の事案に関しては、あらゆる条件を視野に入れて捜査を進め、適正な措置がとられるよう指導してまいりたいと思っています。

○熊代委員 ぜひよろしく国家公安委員長の御指導をお願い申し上げたいたいと思います。

日本の警察は、世界に冠たるすばらしい警察で

あると言わせてまいりました。しかしながら一部に

は、これまで余り事件がなかつたから世界に冠た

る警察に見えたのじやないか、そういう辛らつな

ことを言う人もおります。それから、警察に対し

て辛らつなことを言えば警察ににらまれる、そう

いうことで辛らつな言葉を控えた人もおります。

しかし、そういうことではやはりいけないと思

うのですね。謙虚に聞いていただきまして、アメ

リカ映画みたいな社会にだんだん入つてしまいま

す。

○島村国務大臣 お答えいたします。

宗教学法人法は、御高幸のとおり、昭和二十六年

に制定されたものであります。それ以降の社会状

況の変化あるいは宗教法人の実態の変化等につい

ては、委員よく御承知のとおりであります。結果

どといふことも、全くこれは世界も含めて想像の

世界になかつたのであります。時々刻々とさまざま

な問題が起つてくる。そういう一つ一つの苦

難を図るべきだと大変高い御要望が出ております。

これにこたえて、こうした実情に合わせるための

必要最小限の改正を行おうとするものであります。

宗教法人法は、宗教法人の規制、取り締まりの

ための法律ではございません。したがいまして、オウムのような事件の再発を、宗教法人法の改正だけでこれを防ぐことができるかと言えば否であります。今回の改正も、直接的にそのことを目的として改正するわけではございません。

しかしながら、今回の法改正がなされますならば、これは宗教法人の管理運営の側面における透明性が高まりますし、毎年度所轄庁に財務関係等の書類が提出されることになりますので、宗教法人の事情がある程度把握できる、いわば実態把握ができるということから、宗教法人の不適切な運営の防止に資することは期待できる、私はこう考えております。

さらに、悪質な犯罪が起きたような場合には、所轄庁が所定の手続を経た上で宗教法人から報告を求め、また質問することが可能となりますので、裁判所に解散命令を請求するなど、所轄庁はその責任を現在より適切に果たすことができるることは事実だろう、私はこう考えております。

○小川委員 今大臣から詳しく御答弁をいただきました。もちろん宗教法人法の改正だけ、第二のオウムといいますか、似たような事件の再発を防止できないことは確かでありますけれども、たゞ、宗教法人法は宗教団体に法人格を与える基本的な法律でありますから、何か法に不備があれば、信教の自由を侵さぬ範囲でこれは断固として改正すべきだ、こう思うわけであります。

もう一度ちょっと御確認を申し上げますが、第二のオウムを起こさぬということを直接の目的にはしていないが、情報収集等により、そうしたことが起こらないような形、事前の情報の入手もあら程度可能である、国民の皆さんのが望んでおられる第二のオウム事件のような防止にもある程度のところは役立つ、こういうふうに理解してよろしくゆうございましょうか。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

○島村国務大臣 さきの予算委員会あるいはこの宗教法人に関する特別委員会でも再三申し上げたところでございまして、私は、そういう意味では

これからは法律上の対応のしやすい環境ができる、そう考えております。

○小川委員 この宗教法人法の改正というの、率直に言いまして、一部の宗教法人あるいは宗教團体からの反対というのもあるわけです。現実に見ますと、確かに今までよりは、例えば宗教法人が今まで提出しなくてよかつた書類を国へ提出しなくちゃいかぬですから、多少手間がかかるとか、あるいは一部の宗教法人にとっては所轄が都道府県から國へかかる、そういう手続等の手間がかかるとか、そういった多少の不都合はそれがあろうかなと、私もその点は理解できるわけであります。

しかしながら、我々政治家としては、国民のために政治を行い、あるいは法律をつくり、改正をしているわけであって、一部の利害関係者のためにそれを行っているわけではない、こう思うのですね。したがいまして、こういう宗教法人法のようないくつかの基本的性格を決める法律に今回のオウム事件を通じて不備があつた、こういう場合にはやはり断固として、国民の七割、八割の人もそれを望んでおられるわけですから、法律を改正すべきだ、私もこう考えているわけですけれども、大臣の御所見をもう一度確認をしたいと思います。

○島村国務大臣 おっしゃるとおりでございました。國民の法改正を求める声というのは圧倒的な多数を占めています。しかも、あらゆる角度のマスコミの調査が、これが一致してそのことを指摘していることも我々は重視すべきだ、こんなふうに思います。

また、オウム真理教の事件で、いわゆる宗教法人に対する見方が厳しくなったからこれに便乗するとか、あるいはさきの参議院選挙が云々というような心ない御批判をする向きもないではありませんが、これも委員御存じのとおり、本年の四月二十五日に前文部大臣からいわば検討を御依頼申し上げて、先ほど總務委員だつたと記憶しますが、その構成が極めてアンバランスじゃないか、利害

関係の立場の方が多過ぎやしないか、こんな御指摘もあつたその構成であるにもかかわらず、五回の審議会、そして八回の特別委員会を開きました。特に二回の審議会を経た後の特別委員会はまさに整々爾々といわば審議が行われて、その間、議論が沸騰し暗礁に乗り上げるなり何が決裂するようになりますと、確かに今までよりは、例えば宗教法人

が今まで提出しなくてよかつた書類を国へ提出しなくちゃいかぬですから、多少手間がかかるとか、あるいは一部の宗教法人にとっては所轄が都道府県から國へかかる、そういう手続等の手間がかかるとか、そういった多少の不都合はそれがあろうかなと、私もその点は理解できるわけであります。

しかしながら、我々政治家としては、國民のために政治を行い、あるいは法律をつくり、改正をしているわけであって、一部の利害関係者のためにそれを行っているわけではない、こう思うのですね。したがいまして、こう考えているところでございました。國民の法改正を求める声というのは圧倒的な多数を占めています。しかも、あらゆる角度のマスコミの調査が、これが一致してそのことを指摘していることも我々は重視すべきだ、こんなふうに思います。

また、オウム真理教の事件で、いわゆる宗教法人に対する見方が厳しくなったからこれに便乗するとか、あるいはさきの参議院選挙が云々というような心ない御批判をする向きもないではありませんが、これも委員御存じのとおり、本年の四月二十五日に前文部大臣からいわば検討を御依頼申し上げて、先ほど總務委員だつたと記憶しますが、その構成が極めてアンバランスじゃないか、利害

でも、八十六条にきちっとそのことは書いてあるわけでありまして、「他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」これは当然書いてあるわけでありますから、当然きっと今後いろいろな法令の適用を厳格にやっていただきたいと思うのですね。

先週来の本委員会の質疑の中で、宗教法人あるいは人間性善説に基づいて解釈をしておられる、それが当然のことであります。しかしながら、宗教のものの目的、教えというものは大変どうぞ、しかも、その特別委員会も五名対三名ということです、宗教法人関係者の数が多いわけでござります。そして、決まったことを我々は受けとめてこの行政のルールにのっとた、極めて適切な運営の中に今回の法改正、いわゆる法律上のいろいろな不備な点を補うということをございますから、これはせひとも御理解をいただき、またそうさせていただきたい、こう考えているところでございます。

○小川委員 今大臣がお述べになった特定の宗教法人をねらつたものではないとか、あるいは参議院選挙の結果で影響されたことはないというお話を、これは当然のことだと思います。我々与党側でも、また私ども自由民主党でも、この四月の段階から、オウム事件を契機に宗教法人法というものはどうだろかというのをはじめに検討をしてきたわけでありまして、そのようなことを、政府提出の法案でありますから、政府に言われる

ということは、私どもまた同じように大変心外な感じがしているということを一言つけ加えさせたいただきたいたいと思います。

さて、そうした中で、この宗教法人法の改正だけでは、これは第二のオウム事件というものはなかなか防止できない、現行法の規定をもつと厳しく適用すべきだ、こういう意見も非常に強いわけであります。そのことは私も確かに、いろいろ本委員会の議論を聞いておりましても、多少はやはり宗教であるという遠慮があつたのじやないかなというようなニュアンスも感じているところでござります。

また同時に、しかしこの宗教法人法によりまし

ても、八十六条にきちっとそのことは書いてあるわけでありまして、「他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」これで、その中で私がいつも気になっていることは、架空転入の問題があるんですね。これは、それで、その中で私がいつも気になっていることは、架空転入の問題があるんですね。これは、それは、架空転入のときなんかに、要するに今まで住所のなかつた人が突如転入ってきて、大量に転入してきて選挙をやる。何かオウムが選挙に出たときもそんなんようなことをやつたとかいうようなわざも聞いたことがあります。

そこで自治省に伺いたいのですが、こういつたような選挙のときの架空転入というようなものについて、過去にそういう事例があるんでしようか、それで法律上それは違法なのかどうか、その点に

ついてお伺いをしたいと思います。

○深谷國務大臣 選挙になつたら架空の転居をして大量の票を掘り起こすといったような風評があります。まことにけしからぬことだと思います、事実であればですが。

委員御承知のように、選挙人名簿の登録というものは、当該市町村に住所を有して住民基本台帳に三ヵ月以上記載されている、これが最も大事な原則でございます。ですから、その選挙人名簿への登録が適正に行われているかどうかについて、我々は、適正に行わなければならぬというのを各市町村の選挙管理委員会にはきちんと指導をしてまいりたいです。

まだまだそういう風評が残っているということにかんがみ、私たち一層、これから選挙に当たつて各選挙管理委員会に、それらの不当な事実のないように、また大量に一定期間に移動するような場合には十分に監視するように、これからも指導してまいりたいと思っております。

○小川委員 確かにうわざというようなことで、今大臣から過去にそのような例があつたかどうかの御答弁はいただけなかつたんですけれども、それはそれといたしまして、私どもが聞いていますのは、これは各市町村の選挙管理委員会がきちつと動いてくれなければ証拠はつかめないわけあります。が、特に宗教法人についてはなかなか嫌がつて実際にやらない、こういうような話もよく聞くわけでございます。

今大臣からお話をございましたとおり、もう既にそういう転人が始まつておるといううわざも出でているわけであります。今後、各市町村選管、関係選管に厳しくその点については監視をするよう、ぜひ大臣からもう一度御指示をお願いしたい。また同時に、そのような事実があつたときには、これは今度は警察の問題にならうかと思うんです。選挙違反という問題になつてくると思うんです。ですが、その点についても、そのような事実をつかんだときにはきちっと取り締まりが行われるよ

うに、国家公安委員長としても御指示を願いたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

○深谷國務大臣 ただいまの小川委員の指摘は全くそのとおりでございます。法律に決められた、事実ではおわかりにくいと思ひますので、簡単に

有権者がその地域に三ヵ月住んでいるというこことを原則として、そして正しい選挙行動を行うとしたします。

あわせて、刑罰法令に触れるようなことがありましたら、これはもう警察で厳正に対処するわけになりますから、そのことについてもおさおさ怠りないようにさせてまいりたいと思っております。

○小川委員 呼ぶ者あり) いやいや、当面結構ですから、文部大臣が戻られる間、私が質問を続けてまいります。質問者がいいと言つてはいるから、いいでしよう。質問者がいいと言つてはいるんですからね。

○小川委員 まず、事務局に質問をさせていただきたいと思います。先ほどから……(発言する者あり)

許可とか認可とか、そういう言葉がいっぱい出てくるわけでありまして、これはなかなか国民の皆さんにはおわかりにくいと思ひますので、簡単にもう一度その違いについて文化庁から説明をいたさきたいたいと思います。

○小野(元)政府委員 〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

この認証と申しますのは、法律で定める要件を備えているかどうかということを所轄庁が審査をいたしまして、所定の要件を備えているというふうに認められた場合に行われるものでございまして、いわゆる確認行為であるというふうに從来から解されているところでございます。この認証を得ることが宗教団体が宗教法人としての法人格を得るために要件というふうになつてゐるわけでございます。

そのほかに、許可とか認可とかいう言葉がございますけれども、許可は一般的に禁止の解除といふふうに言われておりますし、認可は、第三者の法律行為を補完して、補充してその効力を完成させる行為でございまして、そういう許可や認可とは違つて、認証というのは性格上も違うんだということになつてゐるわけでございます。

○小川委員 許可とか認可の説明についてもなかなか難しくて、果たして正確にどちらられるかどうかという問題はあるわけですが、いずれにいたしましたても、じや、認証というのは、それが行われた場合にそれを拒否できるケースというのはあるんですか。

というのは、この第十四条三項にも拒否できるらしきことが書いてあるわけですが、第三項で、文部大臣所轄の場合には、認証を拒否する場合に宗教法人審議会の意見を聞いてすることができる。都道府県の場合には、それじゃどうなるのか。そして、都道府県というのは自分の判断で拒否ができるのか、また全然拒否できないのか、そして

過去にそういうケースがあつたのかどうかというようなことについて文化庁からお聞きしたいと思います。

○小野(元)政府委員 この認証でございますけれども、当該団体が宗教団体であること、それから手続が宗教法人法十二条の規定に従つてなされていること、こういった要件をすべて備えているということが必要なわけでございます。

過去にこういつたものについて認証しなかつた例というのはあるのかと、いうお尋ねでございますけれども、現実問題いたしましては、宗教団体から認証のお話をある場合に、所轄庁といたしまして、基本的に認証のために必要とされているお話をするわけでございます。したがいまして、うな方が来られた場合には、それは無理ですといふお話をするわけでございますので、現実に認証をしなかつたという例は、非常に少ないわけでござりますが、全くないわけではございません。

不認証の例といたしましては、ある宗教団体が、宗教法人を申請してきた団体が、法の二条に定めます宗教団体であるということを確認できません。

このことと不認証にした例がございます。これは、文部大臣所轄のものにつきましては、不認証にするときには宗教法人審議会に意見を聞くということがあります。宗教団体だから認証すべきでないという意見があつたと聞いているのですね。それが結果的に不認証にしたと聞いているのですね。それが結果になつておるわけでございますけれども、そういう手続を経て不認証にする例は、非常に少いございますけれども、ございます。

○小川委員 オウムが東京都に認証を申請したときに、都議会等から、既にいろいろな問題のある宗教団体だから認証すべきでないというかなり強い意見があつたと聞いています。それが結果になつてしまつた。それによつてこの事件が起きた局、その要件を欠いていないということで認証をされてしまつた。それによつてこの事件が起きたとかどうかは別にしまして、そういう実例があるわけであります。国民の皆さんの現在の願望とい

うことから考えれば、やはりそのような問題のある団体の認証への申請というものは慎重に検討をして審議をするべきではないか、こう考えるのです。けれども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○小野(元)政府委員 オウム真理教でございますが、これにつきましては、平成元年三月一日に東京都知事に對して規則の認証の申請書が出されたわけでございます。東京都知事はこれを審査いたしまして、認証のための要件を備えているといふことで、同年の八月二十五日に認証したものでござります。

ば認証すべきでないというふうに考えておるわけですが、ございまして、この認証につきましては、今後とも法に定める要件を適切に、厳格に運用していくという必要があるとういうふうに思つてゐるところでございます。

○小川委員　ぜひ第一のオウムのようなものが認証されないような形、これは信教の自由に触れるることはできないわけですから、その点はしっかりと見ていただきたいと思います。

さて次に、都道府県管轄から国への管轄へかがむる宗教法人があろうかと思うのです。これは前か

○小野(元)政府委員 オウムにつきましては、現在、解散命令請求を検察官と東京都がやつておるわけでございまして、地裁段階では一応解散命令が出たわけでござりますけれども、即時抗告が行われたところでございます。

したがいまして、これにつきましては、高裁の御判断がいつの時点でいただけるかということがあるわけでございますけれども、恐らく私どもとしてはそう遠くない早い時期に出していくだけれども、そういうふうに期待いたしておりますので、オウム自身に関して、この法改正に伴つて國の所管になら

法人と被包括法人の関係が解消したときには改めて認証しなくちゃいけないという規則があるわけですね。それから同時に、包括法人と被包括法人ではなくても、似たような場合、例えば本山川から破門になつてるとかなんとかいうときには規則が全然変わってしまうんじゃないかなと思うのですが、そういうときにもやはり自動的に国の認証になるんでしょうか。

○小野(元)政府委員 規則の変更については認証という手続がもちろんあるわけでございます。万

ただ、この過程におきましては、先生御指摘もございましたように、いろいろな意見があつたわけでございます。実は、三月一日に申請書を預かってから、五日間にこれを受理するということになつたわけでございます。

そして、その後も苦情等についての事実関係の確認の調査あるいは法的要件の審査等を行つてきましたわけでござりますけれども、この時点におきましては法令違反等の事実が確認できなかつた。したがつて、規則認証の要件を満たしているということで、八月二十五日に宗教法人の規則を認証したこと、反して著しく公共の福祉を害する、いわゆる解散命令請求の事由に該当するようなものが認証の時点で明らかにある程度わかつておるというような点で明確にある程度わかつておるということになります。そこで、このことからみると、命令の発出がござりますけれども、申請の時点では、いろいろな苦情が寄せられておつた。家族がオウム真理教に入信し帰つてこない、会いに行つたけれども、申請書について書類上の不備がないといふことを確認いたしましたので、同年の五月二十五日にこれを受理するということになつたわけでござります。

○小野(元)政府委員 都道府県知事所管の法人が、ういう御質弁をいたいでいるわけですが、これではただ何にも書類等は要らないのですか。具体的にはどういう手続があるのでしょうか。

○小野(元)政府委員 今回の法改正に伴いまして文部大臣所管になる場合の手続の問題でございますけれども、境内建物をに関する書類といいますかそういったものを、この法が公布になりました時点で通知等で各法人にお願いをいたしまして、よその県に境内建物を持つていらっしゃる法人についてはその旨を所轄庁を通じて文部大臣に申し出てほしいということです、境内建物に関する書類を把握させていただく手続ということがござります。

そういう手續を経た上で、法が施行になりますした時点で所管が知事から文部大臣に移るというものですございます。もちろん、これは改めて再認証を行うということではございませんで、そういうふた条件を確認した上で、その時点で東京都から文部省に所管が移るということになるものでございます。

○小川委員 それはわかるのですが、例えば認証の取り消しや解散命令請求の事由に該当すると明らかになつているような法人、例えばオウムだつてまだ解散されてないわけですから、今度は国に所轄がえになるということはあり得るわけですね、理論的には。こういう場合、じゃ、オウムもやはり認めてしまうのですか。

るということは考えていないところでござります。  
○小川委員 オウムの場合はそうでしようけれども、将来似たようなケースの場合に、やはり自動的に所轄が国へかわるのですか。  
○小野(元)政府委員 このたびの法改正に伴いまして所轄が知事から文部大臣に移るという場合でござりますけれども、そのこと自体は、認証は既に行われて法人格は得ておるわけでござりますので、それが移管することに伴つて新たに認証を再度行うとか、あるいはさまざまな書類を出していただくということは基本的には考えられないところでございます。  
なお、法改正後、境内建物に対する書類等を出したいたくわけでござりますけれども、もしまして、ういった点で書類が不足しておるというようになつた時に、それがまた書類をお出しになつたまゝに認証は既に行われているものでございまして、知事の所管の法人から文部大臣所管になりますので、知事の所管にいたまゝに認証は既に行われているものでござります。  
○小川委員 ちょっともう少し質問したいのですが、時間もありますので。  
それでは、都道府県の認証で宗教法人として活動して、「これから國の所轄になるときにもう持っている宗教法人の規則が全然前と変わっている」というようなケースはどうなんでしょうか。例えば第二十六条に規則の変更というのがあって、包括

一 現在分事房管の法人が 実際の規則と知事の  
ところで認証を受けた規則が違うというようなな  
とがございましたら、それは、恐らくこれは手続  
の問題になると思しますけれども、既にあらかじ  
めそういうことがはつきりわかっているのであれ  
ば、現所轄庁の時点におきまして規則の変更の手  
続をとつていただいて、その上で文部大臣の法人  
になつていただくというのも一つの方法かと思う  
わけでございます。

いずれにいたしましても、所轄がかわることに  
伴つて再認証といったようなことは必要ないわけ  
でございますけれども、もし以前から若干そそう  
いった届け出が足りない、あるいは規則をもつて  
改正すべきであったというようなことがござい  
したら、それはその時点で、個別の事例として現  
所轄庁である知事と相談して対応するということ  
にならうかと思うわけでございます。

○小川委員 認証の問題はその程度にしまして、  
次に、財務諸表、収支報告等の提出義務の問題を  
少しお伺いしたいのです。

当然信教の自由というのは絶対に守らなければ  
いかぬことは確かであります。しかし、その中で  
お金の問題というのは、私はお金というのは世俗化  
の話だと思うのですね。宗教は心の話である。本  
当に昔はお金なんかなくても皆さん布教して歩い  
たわけだし、現在でも私の知つている、宗教法人  
でなくて小さな宗教団体ですが、小さな個人のう  
ちへ集まつてお茶一杯で人々に話をし、布教して

いるところだつてあるわけですね。ですから、お  
てもう必要がある、こう思つわけです。  
特に宗教法人としての資格を持つていれば、こ  
れは余計当然だと思うのですが、残念ながら現在  
お金の問題について、大多数の宗教法人はしつか  
りやつておられるけれども、オウムに見られるご  
とく、まことにおかしなところもあるわけですね。  
何か億という金が古い金庫に入つたまま捨てられ  
ちやつたり、そういうむちやくちやなどころもあ  
るわけあります。  
しかし、現時点までの宗教法人法では、いろいろ  
な規定がありまして、そういう收支報告等は  
産目録等の書類は事務所に備えつけの義務がある  
わけでござりますけれども、これを所轄庁にお出  
しいただくということはないわけでございますの  
で、そういった意味で、毎年の財務状況といいま  
すが、そういったものを把握する手段はなかつた  
わけでござります。  
○小川委員 そういたしますと、今度は收支報告  
等を出してもらうということなんですが、これは  
どの程度といいますか、何かフォームか何があ  
るのでしょうかね。  
それで私が一番質問したいのは、要するにオウ  
ムが、収益事業だけではなくて、もちろん贈附も  
含めて、本来宗教活動に使うべきものをサリンを  
つくるのに使つておった。それが全く把握できな  
かったわけですね。今度の改正によりまして、こ  
れは全部把握するというのは無理にしても、そ  
ういうものがある程度把握できるのかどうか、そ  
ういう改正になつておるのかどうか、その点をお伺  
いしたいと思います。

○小野(元)政府委員 今回の法改正に伴いまし  
て、財産目録、収支計算書等の財務関係の書類を  
毎年度提出していただくことになるわけでござ  
ります。

いいますけれども、これらの書類は宗教法人の管理運営に関する事項を客観的に記載したものでございます。所轄庁として宗教法人法の適正な運用を図る上で必要最小限の情報であるということとお願いするものでございます。

これは法律が成立いたしました暁には、例えば現在でも、こういったさまざまな財務関係書類の参考様式等は研修会等でお示しをしておるところでございますけれども、現在お示しをしている例でつくりていらっしゃるところもたくさんあると思ふわけですが、さるに通知や研修会等におきまして、こういった様式等についての趣旨も徹底をしてまいりたいというふうに思うところでございます。(発言する者あり)

○小川委員 私の質問に関係ないことを言わないでください。

わかりました。それでは、もう一度ちょっと確認をしたいのですが、多少なりとも第二のオウム事件の防止には役立つ、こう解釈していいわけですね。

○小野(元)政府委員 今回お願いしておりますのは最小限度の法改正というものでございますけれども、毎年度こういった財務関係の書類をいただくということで、ある程度の宗教法人の実情が把握できるということがございます。その意味で、もし第二のオウムといったことでございますけれども、現状よりは適切な対応が可能になるというふうに考えているところでございます。

○小川委員 そこで、ちょっと税の問題についてお伺いしたいのですが、国税庁いますね。税金の問題について、かなり国民の皆様が宗教法人と税金の関係というものについて関心を持っておられるわけなんですね。

それで、ここにちょっと資料があるので、申告件数が一萬五百八十四件、所得金額が四百三十六億円、こうなっているわけですね。宗教法人全体としては十八万三千八百九十七件あるわけですけれども、この十八万件のうち収益事業

点につきましては、我々といたしましてはそういった資料、情報、届け出の内容等いろいろ調査いたしまして、やはり実地調査する必要があるというものに限つて調査をしておるのが実情でございます。

○小川委員 それは国税庁から具体的な話は聞けないとは思いますが、常識的に考えて、今申し上げましたように巨額の収益を上げているんじやないか、あるいは巨額の資産を持っているんじやないかと言わわれている割には大変に所得金額、申告金額が少ない、そう思いますので、今後しっかりと税務調査はやっていただきたいと思います。

ちょっと文部大臣に最後に、この法律の成立に関しまして本当に御苦労を重ねておられます御抱負というかをお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいたいと思います。

○島村国務大臣 私どもは国民に対して責任のある政治を進めるというのを基本に置いておりますから、国民の皆さんからこれだけ厳しい御批判と御要請がある中で、本年四月から慎重な御審議をいただいて、その御報告もいただいたところでありますし、我々の判断に間違いがあるとは思いませんので、これにのっとっての、最小限度ではあります、法改正はこの国会で成立をさせていただきたい、こう考えておるところであります。

○小川委員 ありがとうございました。終わります。

○鷲智委員長 次に、奥石東君。

○奥石委員 昨日も質問をさせていただきましたけれども、続けてお願いをしたいと思います。私は、きょう午前中の論議をお聞きをし、これから私が質問をしようとする問題点を明らかにしていただいたように思うわけであります。

と申しますのは、午前中、この現行法が成立をした昭和二十六年にさかのぼつて、しかも憲法二十条の信教の自由をめぐつて論議をされいました。法制局長官の答弁もあつたわけですが、その中で、信教の自由というのは二つの側面を持つ、信仰の自由という内心にかかるものは絶対

的なもので、ここをとやかくできないだろうといふ、そういう確認が一つできだと思うわけあります。

もう一つ、外部に出てまいります宗教上の行為というものについては、場合によつてはある程度規制をされ、制約をされてもやむを得ない性格のものだという位置づけを私どもは確認し合つたというふうに思うわけであります。

さらに、今回、現行法は認証制度をとっているわけですから、この認証制度の本質についても論議をされたというふうに思うわけであります。と申しますのは、認証と許可、認可の違いも明確になつてまいりました。

そうしますと現行法の性格と現行法の限界といいますか、問題点がこの辺で明らかになつてしまつて、しかも公共の福祉という問題をめぐりまして、この判断をどうするかということがずっと論議をされてきたというふうに思いますので、そういう視点からきのうの残りの部分を御質問させていただきたい、こう思つておるわけあります。

最初に、宗教法人法に規定されました宗教団体であれば宗教法人になれるというのが現行の認証制度ということですから、そういう条件さえ整えば認証されるというそのよさと、またそこに出でくる問題点、それが浮き彫りになつておるわけすけれども、もう一つ、この宗教団体が真に公益的の存在、公共的存在であるかどうかをどうやって見るのが、だれがどこでどのように判断をするのかといふことが大事になつてくるのだろう、こう思ひますけれども、その点について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○島村国務大臣 先生御高承のとおり、また昨日もお確かめのあったところですが、宗教法人法では、宗教法人となるためには法に定める宗教団体の要件に該当しかつ、団体の規則あるいは設立の手続が適法であつて、所轄による規則の認証を受けることがまず必要であります。この認証は、法律で定める要件を備えているかどうかを所轄庁

が審査し、所定の要件を備えていると認めた場合に行われるものであります。現実の問題としては、その要件が備わつてないと認証しなければならないというのが現実であります。

認証制度のあり方につきましては、問題がいろいろ複雑でございますが、検討にはかなり時間がかかることから、宗教法人審議会において優先的に審議すべき三つの項目としては挙げられておらず、今回の審議会の報告では触れられていないところであります。したがつて、この問題は今後開催される宗教法人審議会において慎重に検討されることになる、こう受けとめております。

○奥石委員 そうしますと、昨日から私が、大変心配になります。こう申し上げた点については、まあ早急に結論の出せる問題ではないし、それだけに大事な問題なので今後の審議会にゆだねたいということですから、その部分は今後検討していくことですか。

○島村国務大臣 先生がおつしやつたとおりであります。

○奥石委員 そうすると、現行法ではその公益性、公共性といふのはなかなか明確にできない、そういう限界を持つておる法律のままだということが確認できるというふうに思ひますが、この点はどうですか。

○島村国務大臣 法改正とは言つけれども大変生ぬるいではないか、もつと思い切つた徹底した改正を行つべきではないか、こういう御指摘もたくさん承るところであります。

しかし、私は再三申し上げておりますように、これは政治的な恣意に基づくものじやございませんし、いわんや私が大臣として自分の希望を何か申したところでもありません。あくまでいわば所轄のあり方と情報開示のあり方、そしてまた活動報告の把握のあり方の三点に絞つて、一部委員の報告等はござりますけれども、少なくも主要な改

正点はこの三点に絞つて御検討いただいた報告に基づいての改正でござります。

そういう意味では、これすべて我々は十二分なんだ、こういうことで納得しているわけではございませんが、ただ、これはあくまで恣意的なものでございませんので、今回の法改正もちゃんと行政のルールにのつとつた経過を経てのものだということをぜひこの際申し添えておきたいと思います。

○奥石委員 私が再三申し上げますのは、今度の法改正、ポイントは三つあるわけですから、それにつけて改正をする、必要最小限の改正だとこう強調されても、これに反対する方々は信教の自由を侵すものではないか、再三そういう反論をしてくれるわけですから、ここをあえて私は明確にしておきたい、そういう意図で申し上げているわけであります。

したがいまして、この問題は、四十四年間ずっと何にもしなくて、論議もされなくて来たとも思えないわけであります。と申しますのは、昭和三十三年に宗教法人審議会で論議をされているやに思ひわけですから、きょう改めてその内容と、どうして論議がされなかつたのか、国会まで上程をされなかつたのか、その状況や時代背景があつたのかどうか、そんな点についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○小野(元)政府委員 昭和三十二年の宗教法人審議会の答申でござりますけれども、これはかなり幅広く認証、公告、責任役員制度の建前等々について議論がございまして、具体的な三十三年の答申といたしましては、「宗教活動の定義を明確にする」あるいは「宗教法人となることができる宗教団体の基準を設ける」「合併に関する規定を簡素化する」「公告制度を改善する」「役員制度を改善する」等々、かなり幅広い分野についての答申でしたわけでございます。

この三十三年の答申は、昭和三十一年に文部大臣の諮問がございまして三十三年に答申が出てい

るわけでござりますけれども、この答申を具体的な法改正に移す作業の段階におきまして、宗教界のさまざまな御意見、社会状況に対する認識と

正に至らなかつたものでござります。

○奥石委員 大体当時の審議会の中身についてのさまざまな御意見であり、精神であるから、公共の福祉という概念については入つてくる余地がないわけではありません。されば、先ほど、また昨日、こういう話もありました。きょう午前中も、この現行法は、そういう立場の精神にのつとつて信教の自由を尊重するといふのが法律の理念であり、精神であるから、公共の福祉という概念については入つてくる余地がない、そういうお話をありました。しかし、そうでもないわけではありません。と申しますのは、昭和三十三年に宗教法人審議会で論議をされているやに思ひわけですから、きょう改めてその内容と、どうして論議がされなかつたのか、国会まで上程をされなかつたのか、その状況や時代背景があつたのかどうか、そんな点についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

この現行法もその一つであるかもしれない。完全な無欠な法律がないとしても、できるだけ完全な法律の精神に基づいて御検討いただいきたいと思います。されば、この法律の信教の自由の二つ目の側面があつたから、きょう改めてその内容と、どうして論議がされなかつたのか、国会まで上程をされなかつたのか、その状況や時代背景があつたのかどうか、そんな点についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○小野(元)政府委員 先生の昨日の御論議から従来、宗教団体であること、それから規則が法令に適合していること、手続が法令の規定に従つて踏まえまして、規則の認証につきまして、認証自体の条文は変えていないわけでござります。さればほど采答弁申し上げておりますように、とついて大臣、どうお考えですか。

○小野(元)政府委員 先生の昨日の御論議から従来、宗教団体であること、それから規則が法令に適合していること、手續が法令の規定に従つて踏まえまして、規則の認証につきまして、認証自体の条文は変えていないわけでござります。

しかし、私は再三申し上げておりますように、これは政治的な恣意に基づくものじやございませんし、いわんや私が大臣として自分の希望を何か申したところでもありません。あくまでいわば所轄のあり方と情報開示のあり方、そしてまた活動報告の把握のあり方の三点に絞つて、一部委員の報告等はござりますけれども、少なくも主要な改



実は、この決議の後でございますが、幾つかの

国からいわゆるカルト宗教についての調査報告と

いたものが行われたというふうに聞いています

けれども、信教の自由との関連もございまして、どこの国においてもカルト対策の

ための具体的な法令といったものは施行されていません。というふうに聞いているところでございまして、

この国においてもカトリック対策のための具体的な法令といったものは施行されていません。

○奥石委員 これは法的な拘束力があるものではない、そして欧洲各国でもそれによって基準をつくるところはまだない、こういうお話です。

事が信教の自由、宗教という特殊なものであると

いうことからなかなかつくりにくい。その事情は

各國、世界共通だ、こう思うわけですから、やはりこういうものをを目指していこうという動き

が世界の中にあるわけですから、我が国でもそれ

に応じた対応が今後必要だろう。今つくらなければ

ならないというふうに私は申し上げているので

はなくして、今後こういう問題について検討をして

いく用意があるかどうかをお伺いしたいというふ

うに思います。

○小野(元)政府委員 この問題につきましても、

私どもとしては、信教の自由といったものとのか

なり深い関連もあるわけでございます。先ほど来

御答弁申し上げておりますように、カルト対策の自由

ための法令を制定しておるという国はまだないわ

けでございまして、私どもとしては、こういった

ものの方があのうかということ等について研究

をしてまいりたいというふうに思っております。

○奥石委員 先ほどから次長に御答弁をいただき

てあるわけですが、この問題を設定していく場合

に、この議会でも次のようにきちんと信教の自由

の点について配慮をしている、こう思うわけであ

ります。例えば、この十三項目の基準をつくった

理由ともどれるわけですが、次のようにうたつて

おりまます。「今回の場合、宗教的信条の妥当性が

問題なのではなく、むしろ新たな信者を獲得する

ために用いられる方法及び新たな信者が受ける処

遇の適法性が問題であることを確信し」こういう

ものをつくったんだと。

信教の自由というから、宗教という名のもとに

いろんな犯罪を起こす宗教団体をどう防止してい

くかという点について、そういう配慮をしながら、

ある程度の基準がなければなかなかそういう問題

が解決されていけない。その悩みの中から出てき

た問題ですから、我が国でもこれは参考にし、た

うですが、ぜひこういう問題についての研究や組

織というものを考えていただきたい。昨日、私は

総理にもそのことを申し上げたところあります。

このEC決議の問題については、このくらいに

したいというふうに思います。

そこで、私はきのうから、現行の宗教法人法の

問題点、それから改正をされます問題点を考慮を

してまいりましても、個々の宗教団体が本当に公

益的存在かどうかということを判断する問題がど

うしてもひっかかるてしまう。

法人格を与える場合に、午前中からありました

よう、許可、認可、これはこの法案の本当に本

質にかかる問題ですから、これを許可制度にす

る、認可制度にすると言つたら大変な騒ぎにもな

ります。認め制度にすると言つたら大変な騒ぎにもな

わない、こういう現実は先生がお認めのとおりであります。

オウム真理教事件を契機として、国民からもい

わばその改正が強く求められているところであり

ますが、その意味で今回の法改正は、信教の自由

と政教分離の原則を遵守しつつ、宗教法人制度の

適正な運用を確保するため、宗教法人審議会の

報告も踏まえて、所轄庁の変更、備えつけ書類の

提出、閲覧請求権、報告徴収、質問権について必

要最小限度の改正を行おうとするものであります。

なお、先生のお気持ちからすれば、この際抜本

改正をするべきではないかという御指摘もよく理解

できるところであります。あくまで基本を変え

ないという前提での法改正でござりますので御理

解願いたい、こう思います。

○奥石委員 その点は幾ら論議しても、この時点

でそれ以上お願いをするわけにはまいらないとい

うふうに思いますから、私は、じゃ二、三、細か

い改正をされた場合の問題点、そういうようなこ

との側面から御質問をさせていただきます。

一つは、認証制度を許可制とか認可制にしてみ

たり、この現行の法律でも認証制度をさらに厳格

化すると任意団体があえて、そういう宗教団体が

ふえて、かえつて野放しになってしまふ、そういう

懸念をされた意見もあると思うんですけれど

も、オウム真理教の場合でも、上九一色村の第七

サティアンはいつの間にか礼拝所からサリン工場

に移つていた。このことを外からは知るすべがな

かつたということで今回の法改正、こういう事態

にどうするんだということもなろうかというふ

うに思うわけです。

改正案は、午前中も出たかと思うのですが、毎

会計年度終了後四ヵ月以内に、所轄庁にその境内建物に関する書類を提出しなければならないとい

法はそれないか、こういうお話をあつたわけです。

こういう事態は、会計年度が終わって四ヵ月以内になんということではなくて、その施設や組織が変わった時点で届け出制にするというようなことはできないわけですか。

○小野(元)政府委員 本日の御論議でもあつたわ

けでございますが、私どもの考え方といたしまし

ては、例えば県所管の宗教法人がほかの県に境内建物を新たに設けるといった場合には、これは所

轄の異動が伴うわけございますので、そういう

た事態が発生した時点で速やかに現所轄庁を通じて文部大臣に報告をいただきたい、というふうに思つてゐるわけでございます。

ただ、それ以外に、例えば既にもう同じ県の中

に境内建物があつて、もう一つ違うところに境内建物を設けるという場合でございますが、これにつきましては会計年度終了後四ヵ月以内に境内建物に関する書類という形でお出したいただければ、

その時点で私どもとしてはその情報が把握できる

ということと、そのような考え方を持つていて

ころでございます。

○奥石委員 もう一つ、午前中も論議があつたと

思うのですが、報告書類の国会提出の問題、これ

は調査権との問題が一つ指摘をされた、こう思つ

われます。

第二十五条関係、信者その他の利害関係者に對

する閲覧のところですけれども、正当な利益があ

ると認められた「信者その他の利害関係人」、そ

の「利害関係人」というのはだれを指すのか、こ

んな論議もあつたかと思うわけです。国政調査權と守秘義務との関係で論議されていると思うので

すが、例えばこの二十五条の「利害関係人」には弁護士会等は含まれると解釈できなわけですか。

○小野(元)政府委員 これは、正当な利益があり、不當な目的がないという前提がかかるわけでござりますけれども、利害関係人として私ども一般的に考えておりますのは、債権者や保証人など法人

と取引等の契約関係にある方、それから法人の行為により損害をこうむった方、それから包括、被包括関係にある宗教法人等がここで言う「利害関係人」に含まれるのではないかと思うわけでござります。そういう意味で、弁護士の方で、例えば法人の行為により損害をこうむった方の代理人というような形であれば、それは入り得るのではないかというふうに考えております。

○興石委員　あえて私がその質問をさせていただいたのは、これからそういう事件が起きますと必ず今の現行制度では裁判所に申し立てて解散命令の請求をする。だから、裁判所を通すという一つのステップがあるわけですから、ここにかかるつてその信者の代理人である弁護士さん等がきちんと入る、入れる、そういうことではないとの処理が正確に行われない、そう思いましたのであります。

そこでオウムの場合ですが、解散命令が出て事が終わったんではなくてこれからが、信者やの五十三人の甲府の中央児童相談所へッドギアをつけられて行ってしまったあの子たちは今どこで何をしているのかな、そういうことを思うと、心が大変痛むわけあります。親の宗教上の都合で、ああいう教団というところへ入れられて、しかも自分がおふろへ入ることさえもわからない、そんな人間をつくってしまうという恐ろしさ、そして、あの五十三名の児童だけではなくて、それ以外にも教団にはいたはずであります。今その子たちはどこで何をしているのか、

これは、児童相談所というところを通ったといふことから、文部省ではなくて厚生省という管轄に入ったわけですけれども、厚生大臣に、ああした子供たちは今どのようになっているのかということをまずお伺いし、あの子供たちの心のケア等の問題についてどう対処されていくつもりか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○高木俊(政府委員)　オウムの関係の子供たちでございますけれども、これまで児童相談所におきまして百十二人、児童を一時保護いたしました。

その中で親族へ引き渡しました児童が五十六人でございます。それからまた、養護施設等の児童福祉施設に入所措置をとりました児童が五十一人ござります。

なお、まだ一時保護を行つておる児童が今五人でございますが、これら五人につきましては、杜会適応の問題等々もございますし、今児童相談の中でもそういった意味での適応が速やかにできるよういろいろなケアをしておる、こういう状況でございます。

○奥石委員 そこで、今回の一時保護という扱いをしたその問題で御質問をしたいというふうに思ひます。

これは、児童福祉法の二十五条とか三十三条というようなところを適用してあの子たちが一時保護をされたというふうに思いますけれども、一時保護という概念から一体それはどのくらい保護をしておくとということなのか、そういうものが法律的に明確になつてゐるのかどうか。それは問題が大変、そんな期間で解決できるような問題じやないわけですから、そういう期間は区切られていない、こう思ひますけれども、いつまでも児童相談所というところに置いておくわけにはいかない。施設の限界というものもありましょう。そういう点について。

またもう一つ、この子供たちを就学をさせなければならぬ。未就学、そういう問題が出てくるわけですね。そうすると、ここで文部省と厚生省とのかかわりが出てくるわけであります。あいう極端な例でない場合に、これは一時保護をすべきかどうか、または就学をさせるか、こういう判断が両者で行われなければならないということもありますけれども、そういう点の連絡調整等はどういうふになつておるのか、ちょっととお伺いをしたく思います。

○高木(俊)政府委員 児童相談所長が一時保護をした場合の期間につきましては、これはいつまでということにはなつております。これにつきましては、処遇が決定されるまで適切な一時保護の

状態で対応するということです。しかし、そういった中でいわゆる児童の就学の問題がございます。そういう意味で、就学年齢の児童につきましては、できるだけ速やかに就学できるような措置を講じていくことが必要であるというふうに考えておるわけでござります。

そういった意味で、今回の一時保護をされました児童につきましても、就学年齢の児童につきましてはおむね今円満に学校に通つておる子供が多いわけでありますけれども、一部、地元の教育委員会の関係あるいは学校の関係あるいは地元の地域との関係、そういった中で話し合いをまだ進めておるというようなケースもございます。いずれにしましても、この問題につきましては、児童相談所それからまた地元の教育委員会とも十分連絡をとりながら、また厚生省、文部省との間でも緊密な連絡をとりながら、適切な対応をしていくということで努力しているところでございまます。

このため、文部省といたしましては、それぞわの子供が生活する場所の教育委員会や学校、児童相談所等が連携をとつて、一人一人の状況に応じて細やかな配慮を行い、円滑に社会復帰ができるよう、関係省庁と連携しながら指導を行つて いるところでござります。

○奥石委員 よく言われることに、縦割り行政の弊害、こういうようなこと、それから縦張り争いというような話もあるわけですが、こういう不幸福感な子供たちが自分の意思と反してそういう処遇に遭つたときには、どこでも嫌がるわけですね、蓮に。うちの管轄じゃない方がいいと。

また、もう一つ素朴に今国民の皆さんのが心配されているのが麻原教祖自身の子供の扱い。あいにく世にもまれな凶悪犯罪を起こした人間の子供といえども、一個人の人間としてやはりこれから大変な十字架を背負つて生きていかなければならぬとい。この子たちのケアについても考えていくべきだ、当然だろう、私はこう思うわけであります。

そういうことも含めて、ますます複雑多様化するこの時代を迎えて、一昨日以来、心の空白があるり、心のよりどころを求める、そんな願いが大きくなれば二十一世紀は宗教の時代だ、そんな言葉を使う人もいるわけであります。

もちろんの問題も出てこようと思いますが、また、心のケア等の充実を図るためにも、先ほどお話をありましたケースワーカーの人員不足も大変嘆かれて いる実態であります。そうした点を踏まえて、厚生省として、厚生大臣として今後どのようにこういう問題について取り組んでいくか、その辺についてお話をいただきたいというふうに思います。

○森井国務大臣 御存じのとおり、オウム関連施設の中で百人に余る児童が保護を要する状態になつておつたことが警察からの通報で明らかになつたわけでございます。

当時の報道を私も鮮明に覚えておりますけれども、信者である親が一時保護をしております児童相談所に押しかけてハキマして、何とか返せとハ



とマスクでもやられたのですよ。これはもう全くの間違いなのです。どうです。

まあ、これはもういいです。これはもう完全に  
言っていることが、こう「う」と言うことと  
よって破防法の適用ということを言おうというう

○東中委員 清算が結了したら全部消滅するので  
人格を失って、あとに任意団体としての行動力は  
になりますね。

いに考えておられるのです。その問題があるのです。それでは、これについて関連して法務大臣にお聞きします。

○小野(元)政府委員 清算人が清算を結了するところにありますと、まさに法人格は消滅するわけですが、それでも、宗教法人にいた人々、そういうふた人々がまた任意に宗教活動を行うといふことは不可能ではないわけでございまして、その意味で、宗教団体といいますか、宗教活動をさしておきたいと思います。

法務大臣は、十月十一日の衆議院予算委員会で、次のように答弁をしておられます。宗教法人法に基づく解散命令の効果として、それは主としては、人格を消滅させること、裁判が確定いたしますと法人格が否定される、財産整理が行われる。法人格は喪失をいたしますけれども、任意団体としての活動ということは制約がございません、こう言つておられるのです。

らに引き継ぎその人たちが宗教活動と全くかかわら  
りなく行うということは可能であるという意味で、  
宗教団体としての宗教活動はできないことでは  
ない」ということを御答弁申し上げているところ  
でございます。

ます少し間違ひたしのでさがお人柄を御測定されること、裁判が確定いたしますと法人格は否定されれる、こう言っておられます、なるほど宗教法人は解散によつてなくなりますけれども、それはすぐ清算法人としてあるのだというのは、民法の

元信者ですね、要するに解散された元信者。もう解散になつてゐるのだから、清算しかないのですからね。元信者が、今度は信者が寄つて何か別のものをつくる。それは信仰の自由がありますからつれますよ。それはオウム真理教とは違つたのですよ。オウム真理教の方はもう解散されてなくなつてゐるので。清算法人としてしかないのです。

○宮澤国務大臣 人はあるのでしょうか。法人はなくなってしまううえで、どうですか。  
いうのは、これは間違いですね。どうですか。  
もしれませんが、宗教法人としては消滅をいたしましたけれども、おつしやいますように清算法人になりますけれども、おつしやいますように清算法人としての法人格をして、清算の間、権利義務の主体としての法人格は持つものだ、私はそう思います。

ところが、同教団の任意団体として、信者が集まつて新しい別の任意団体をつくるかつくらぬかといふことじゃなくて——それはあり得ると思ひますよ、信仰の自由があるのだから。それを、同教団の任意団体としての活動が継続されると言つのです。だから教団の活動が継続され、こう言つてゐるのであります。これはもう明らかに間違いなのですよ。だつて今の説明も、教団だった人々が宗教の活動をやるのは、これは自由が保障されておる。当たり前ですよ。そんなこと書いてないので

○東中委員 任意団体といえば団体なのです。社  
体というふうに考えてもいいのではないかと思いま  
す。

○宮澤国務大臣 一つの社会的実体としての団体  
を認められました。それから、「法人格は喪失され  
いたしますけれども」しかし、今言われたよ  
うに法人格は清算法人として残りつているのです。  
それで、「任意団体としての活動」ということは  
制約がございません。ここで言っている任意団  
体というのは何ですか。

会的実体の活動といえば、これはもう団体じやないのです。法的性格がうんと変わるのであります。この点についてはあなたは、この十月十二日の段階での答弁ははつきりこう言つてゐるのだが、この間、十一月二日のこの審議ではこういうふうに言いかえていますよ。「先刻も申し上げましたけれども、宗教法人法に基づく団体の解散ということになりますれば、法人格を喪失して、しかし、おっしゃいますように、事実上の団体活動というものは残り得るわけであります。」「残り得るわけでありまして、残らないかもしれない。そして、団体の解散ということによって、事実上の団体活動、これは団体の活動じやないのです、任意団体が活動するというのじゃないのです。事実上の団体活動が残り得る、あるいは残らないかもしれない。

こういうふうに言われているのですが、この發言はこの宗教特別委員会での發言ですから、これが一番正しいのでしょうかね。

○宮澤国務大臣 私がどういう言い回しを申し上げたか、今はつきり記憶をいたしておりませんが、申し上げました趣旨は、宗教法人としては解散をする、それから、先ほどちょっと私の言い方が舌足らずであったかもしないということを申し上げましたが、清算法人としては残つてまいります。しかし同時に、一つの、何と申しますか、人間の集団、グループとして、社会的な実体としての団体というものはあり得るのだし、その活動というものもまた存続し得るものである、こういう趣旨で申し上げたと思います。

○東中委員 それで、これについて破防法を適用するというのですね。宗教法人法で解散をされたオウム真理教、それは清算法人になつておる。清算法人になつておるのですから、そうしたら破防法をこの段階で、裁判所の宗教法人法による解散命令が確定して清算法人になつてゐるときに破防法を適用するというのは、破防法の団体解散指定法をやる、こういう趣旨のことを言つていましたね。どういう団体に対してやるのですか。

○宮澤国務大臣 今も申しましたように、社会的  
実体ということを申し上げたのですが、こういう  
ふうに私は理解をしているわけでございます。  
先ほど東中議員もおつしやいましたけれども、  
法人格のない宗教団体というものがあつて、任意  
団体としてのものがあつて、それが宗教法人法に  
よつて人格を得て宗教法人法に基づく団体になつ  
て、それで今度はその団体が宗教法人の資格を喪  
失するということは、一番初めのものとの任意団体  
としての宗教団体といつものに戻るのである、そ  
ういうことではなかろうかと思います。

○東中委員 どうして残るのですか。オウム真理  
教は八九年に、それまでは認証されていなかつた。  
だから任意団体だつたわけでしよう。それだけ  
だつたら大がかりな第七セティアーンとかなんとか  
というような不動産も持てないし、だから法人格  
を得る認証を得たわけですよ。認証を得ることに  
よつて、先ほど一番最初に申し上げたように、そ  
の宗教団体は、法人格を得た宗教団体は財産を所  
有することができる、維持運用することができる、  
そして事業を行うことができる。

これは宗教団体なのですよ。ただ法人格を得て  
いるか得てないかだけなのです。得た宗教団体  
なのです。それが解散されたのです。宗教団体が  
解散されたのです。もとの任意のものが起つて  
くる、これはもう珍論ですよ。とともに法律的に  
考えてみたら、何を言つているのだということに  
なりますよ。

それで、私、今聞いているのは、だから破防法  
の適用を考えているというのでしょうか、慎重に嚴  
格に証拠を集めて、どの団体に対しても、何という  
団体を破防法の対象にするのですか。

○杉原政府委員 議員御指摘の団体の意味でござ  
いますが、破防法の第四条の三項に破防法で言つ  
る團体の性格を規定しております。「この法律で「團  
體」とは、特定の共同目的を達成するための多数  
人の継続的結合体又はその連合体をいう。」こう  
いうふうに規定しております。

この意味は、破防法の対象となる団体というの

は、必ずしも法人格を持つた団体に限らず、一定の共同目的を達成するための多数人の継続的共同体ということであれば足りるわけでございまして、今問題になつております宗教法人法による解散命令が確定をして、そして宗教法人としての資格を喪失した後においても、社会的実体としてのオウム真理教という団体が存続する限りは破防法の対象になり得るというのが法律の解釈であります。

○東中委員 オウム真理教は既に宗教法人法で解散されているんです。ところが今度は、同じオウム真理教に対して解散指定を破防法でやるんです。

か。そんなことできやせぬのですよ。何とかして破防法をこの際適用したいということで言つているんです、あなた方は。(発言する者あり) 物を知らぬで、黙つてなさいよ。

総理に聞きました。宗教法人オウム真理教、オウム真理教という名の宗教団体、それは人格を持つておろうが持つてなかろうが、これはあるわけね。上九一色村にいろいろ持つている。それから礼拝堂も持つっている。東京にもいろいろある。

そこで活動している。この団体は、既に裁判所の解散命令によつて、宗教法人法による解散命令にようて解散されてしまつて、宗教団体そのものが活動が一切できなくなつたということは、一番最初に、見える前に文部省の方は答弁しているわけです。

それは、法人でなくなつたけれども別のがあるというのじゃなしに、宗教団体そのものがなくなつてしまふんですね、解散されて。それでそれは清算団体になつていています。そうしたら、

その施設における信者なんというのは、清算の過程で皆退去させにやいかぬです。これは清算事務の中に入ります。財産の確認と、それから退去させておきたいというふうに思つたって、やりようがないですよ。だから指導として、そういうことをおまえ一体何を解散するんだ、解散指定をする相手は何だという点についてどう思われますか。

総理の意見を聞きたいです。

○杉原政府委員 多少細かい問題になりますので、私がかわつてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、宗教法人としての資格はなくなりましても、現実にそこに社会的事実としての宗教団体というものがなくなるかどうかは、それは先生が今御指摘になりましたようにわかりません。しかし、これは事実関係でございまますので、その前提をどういうふうに見るかはここではおくとして、一般論として申し上げましても、宗教法人は解散になつても、任意団体としての宗教活動はこれは許されるわけでございます。

それで、可能性としては、オウム真理教というものが一定の信者と一定の結合体ということで存在し、そしてお布施あるいは勧説その他の活動を続けるということがあり得るわけでござりますから、そういうものに対しても私どもは破防法といふものを検討する必要があるというふうに考えております。

○東中委員 もうああいうへ理屈を言う人がおるからね。だから、すつきりますよ。団体規制だけだ。でも、このオウム真理教という団体は解散されて清算法人になつているんです。しかし、破防法ではやっぱりオウム真理教というのがあつて、それに解散指定をやる、これはもう全然話にならないんです。既に解散されてしまつていてる宗

教法人に対して、残党がおるかもしだれぬといつて、その解散されているもののものを引つ張り出してきて解散指定するなんというのは、これはナンセンスですよ。あり得ないんです。これはもう総理として、慎重に、そして厳格にと言うてこられましたね。だから慎重に、厳格に言つてみたら一体何をやるんや。

あのときはまだ宗教法人法による解散命令が出

てない段階ですが、私はもうこの問題は初めから、五月段階から、宗教法人法で解散すべきものだ、

破防法なんて適用は全くもつてのほかだ。そこか

ら一月ほどたつてからやつと解散請求をした。そ

れで四ヵ月たつて決定が出た、こういう段階です

よ。だから、破防法はもう今や使いようがなくなつ

てるんです。いかに弾圧をしたい、存在を残し

ておきたいというふうに思つたって、やりようが

ないんですよ。だから指導として、そういうこ

とおまえ一体何を解散するんだ、解散指定をする相手は何だという点についてどう思われますか。

総理の意見を聞きたいです。

○杉原政府委員 オウム真理教という社会的実体としての宗教団体でございます。

○東中委員 宗教法人としてのオウム真理教は、

社会的実体としての宗教団体としてのオウム真理

教でもあるわけですよ。それ全部を含めて解散し

ているんですよ。それで、もうそれは清算法人に

なつてます。その清算法人を今度は解散指

定の対象にするのか。これはできないですね。ナ

ンセンスなんですよ。だから法務大臣も、事実上

の団体活動というものは残り得るというだけのこ

となんです。その前は、任意団体としての活動と

いうことがあると言つていたのです。それをこの

委員会になつてからはもう明らかに、僕が聞いて

おつて明らかにばつと変えたんです。説明がつか

なくなつてます。

だから總理、もう時間ですから、そういうこと

が問題になつてゐるので、単なる嚴格、慎重だけ

じゃなくて、相手がもう解散しておる団体につい

て解散指定のというようなことを言つて、公安調

査署がしゃしゃり出て破防法の存在性を証示しよ

うとしているというのが実情だと思いますので、

最後に總理の意見だけ聞いて、もう時間ですから

終わらざるを得ないのです。總理の見解を言つてください。

○村山内閣總理大臣 宗教法人としての法人格が

なくなるわけですね。(東中委員「そんな」とない

と呼ぶ) いやいや、それはその命令……(東中委員「宗教団体がなくなるのです。宗教団体の話で

す」と呼ぶ) 団体は解散させられるんですからね。

しかし、信者は残つていくわけですよね、信者は

その信者が、あるグループならグループをつくつ



います。そして、この中で宗教法人の所轄のあり方、認証後の活動状況の把握のあり方、情報開示のあり方、この三点に論点を絞って、これらを優先的に審議をして「こう」ということで、原則として二週間に一回開催ということで来たわけでござります。

その中で、いわゆる調査権というものにつきましては、当初四月二十五日、それから第二回の六月六日の時点から、所轄庁による宗教法人の活動状況の把握のあり方ということの中で、調査権等を含めていろいろな意見交換が行われてきたところでございます。

おっしゃつたですね。その調査権というのは非常に大事なことなんですよ。私も質問するに当たっては、ちゃんと調べてここに立っているわけですよ。六月二十日、七月三日、二十四日、八月一日、この四回、調査権の議論はされてないですよ。されてあるとしたら、この中に入っているわけでしょう。あなた、ちゃんと重要な点は網羅されているとさうき答えたじやないですか。

○小野(元政府委員) 調査権について議論があつたところです。

それでは申し上げます。  
まず、これの百二十七回、四月二十五日のところで、例えば二の三の「宗教法人設立後の所轄庁による活動状況の把握の在り方」の部分でござります。

それから次が六月六日でございますが、上から  
ら……（石田（勝）委員）「特別委員会と言つていいる  
んだよ、私は」と呼ぶはい、六月六日の特別委  
員会　失礼しました、これは総会でございまし  
た。第四回の特別委員会、八月一日の部分、それ  
から九月五日の総会の部分、それから二十二日の  
総会の部分、それから二十九日の総会の部分、い  
ずれも調査権等について審議が行われておりま  
す。

○石田(勝)委員 私は、この第一回の特別委員会、六月二十日、七月三日、二十四日、八月一日、この宗教法人審議会特別委員会での四回にわたっての質疑の中で、調査権についての議論をされたことがこの中に入っていますかと聞いているわけですよ。あなた、最初網羅されていると言つた下さい。ちゃんと答えてください。

○小野(元)政府委員 特別委員会の審議についてもこの概要に入っているわけでございますが、例えれば六月二十日のところをごらんいただきたい——失礼しました、ここはちょっと入っておりません。例えば第三回の七月二十四日でございますが、この七月二十四日の一番下から「番目の丸」をごらんいただきたいのでござりますが、「認証録」といいますか證事摘要でございますが、調査権時には財産関係の調査がある。その持続はあるようと思う。法人格の継続を判断する範囲内での調査権はあるのではないか。」七月二十四日の議事録といいますかあるんじゃないかということが指摘をされております。

それから八月一日の第四回の特別委員会でございますが、これにつきましても、二の②のところです、「宗教法人に関する事柄でも、ここまでではこの目的で調査できるという線引きを行わないと」と宗教法人の公益性が担保できないのではないか。」という部分につきまして調査権の議論がなされております。

それから次に、特別委員会の八月十七日の一枚目をごらんいただきたいのでございますが、「所轄廳による調査等」というところで、ここではかなり詳しく書いてござります。「所轄廳による調査等」で「調査目的を法律である程度具体化した方がよい。」必要があると認めるときというだけでは曖昧ではないか、これは一般的調査権を設けることについて、たゞ所轄廳が必要だからということだけではあいまいではないかという発言でござります。

それから三番目の丸は、「信教の自由、聖なる部分には絶対に触れないという条件を付けて、認

証時の調査権をある程度持つてもらうことになれば、所轄庁による調査というのは解決するようと思う。」という意見がござります。  
それからその後の丸でも、「認証時点では何も問題がなかつたが、反社会的な方向に偏向していったとき、全然調査ができないのは、むしろ問題

題があり、そういう時に調査し得る自己主張をしていくと、多く方がいいのではないか。」という意見がございました。

が調査についてござります。九月五日の総会でございますが、九月五日の一番下のところに「認証時には所轄庁は調査を行う。この調査権は継続性があると考えられる。」とも言ひております。

それから、その次のページの三つ目の丸でも、「今まで白紙でおかけた調査権を修正し、提出された書類の疑義を除くための質問としたものである。」という議事がござります。

それから九月十八日の特別委員会でござますが、この十八日の「その他」のところにも、「十九、二十、二十一至の周囲で調査権などをも

然のことである。調査権の規定は、七十九、八十二条の条文の安易な発動の歯止めになる。云々で調査の部分がござります。

そして、最後の一ツ前、九月二十二日につき、「認証後の活動状況の把握の在り方」について、報告徵収及び調査について論議がなされており、す。

そして最後に、二十九日のところについても

調査権、報告徴収・質問について意見があるわけ

○石田(勝)委員 いや、六月の二十日、七月の三日、二十四日、八月一日の間ににおいて、この調査権についての議論がされたかどうかということなんですよ。最初の方は言つてないんだよ。九月の

それで、七月三日の第二回の宗教法人特別委員会まで、審議会で議論された調査権の意味というのは、所轄庁に宗教法人備えつけの資料を提出させる権限そのもの、それから宗教法人が所轄庁に提出した資料のチェック、この二つなんですよ。そして、私が聞いた七十九条から八十二条、いわ

ゆる所轄庁が宗教法人そのものを調査する立入調査あるいは質問権の意味というのはなかつたんですね。七十九条から八十一條に限定した所轄庁の調査権という考え方方は全く話しかわれてなかつたんですね。私は八月の十七日以降の話は聞いていない。聞いていないのに、ぐだぐだ九月の何日とかと言つていまつたけれども、そんなことを言つてゐるんじゃないんですよ、私は。

それで、第五回の宗教法人の特別委員会の冒頭で、その資料の一、「審議の概要」にこれが出てくるんですよ、八月の十七日に突然。そして、この資料の中で、第一回から第四回の、以上の四回の……（発言する者あり）黙つて聞きなさいよ。

「以上四回の審議で出された意見に基づき」となつてゐるんですよ。だから、以上四回の審議で出された意見に基づいて出したなんですが、これは、どうなんですか。(発言する者あり) 黙つて聞きました。

○越智委員長　お静かに願います。——静かに願  
います。

○小野(元)政府委員　特別委員会は六月二十日に  
第一回を開きまして、いろいろ審議をいただいた  
わけでござります。

実はこの調査権につきましては、当初、認証後  
の活動状況の把握のあり方ということで、二十条  
条に関連する部分について的一般的な調査権とい

七十九条、八十一条、八十二条に閲連する、宗教法  
人がやや問題を起こした場合についての事実を把握する観点での調査といった観点での、七十九条から八十二条までのいわゆる限定的調査権といふことで次の議論が進められたわけです。  
そして、最終段階に至りまして、調査権といふものについては質問権と検査権というのがございましたので、検査権についてはいかがなものかという審議会の委員の先生方のお考え等もございましたので、最終的には報告徴収・質問権といふことで九月二十九日の最終の報告に至ったわけござります。  
もちろん、この過程におきましては、それについてどういう形にすべきか、あるいは信教の自由を守るためにどうすべきなのかというさまざまな議論がございました。そういう経過を踏まえまして、九月五日、九月二十一日、さらに九月二十九日と、総会ではこの三回いわゆる調査権等についても審議が行われたわけでございまして、その過程で所轄庁の権限を絞り込むべきだということで、必要最小限のものとして報告徴収・質問権が最終的に残ったといいますか、最終的に報告の中に入つておるということござります。  
○石田(勝)委員 だから、今次長がおっしゃったように、六月の二十日から四回にわたっては一般的な調査権についての議論だけだったんですよ。七十九条から八十二条の調査権については二回までには議論としてされていないんですよ。そこのこところをもう一回明確に答えてください。  
○小野(元)政府委員 実はこの一般的調査権と申しますのは、法人認証後その状態を調査できるということでございますから、ある意味では幅広く調査ができるわけでございます。七十九条、八十二条、八十二条は非常に限定した事態についての調査権でございます。したがいまして、幅広い議論

○石田(勝)委員 それは違うんですよ。七月の二十四日に読売新聞の朝刊で、宗教法人審議会は、宗教法人の反社会的な行為が認められる場合、これを調査する権限を所轄庁に与える方針を固めたと報じたんですよ。その日、ちょうどこの午後、第三回の特別委員会が開かれて、読売の報道に対し、審議会の委員から、こんなことは決めていない、どういう筋からの情報でこういう記事になつたのか、こういう反発が出たんですよ。そのとき文化庁側は謝つているんですよ。佐々木課長が謝っているんです。

宗教法人への立入調査権の話が出たのはこのときが初めてで、この日の審議では、調査権について、所轄庁への報告という問題についての議論どまりだったんですよ。立入調査権についての議論にはなっていませんでした。それが正確なんですよ。どうなんですか。

○小野(元)政府委員 審議会における審議でござりますから、資料を提出をいたしまして、委員の方々のいろいろ御意見を賜るわけでございます。その過程で、もちろん決まっていないわけでございますから、その時点ではこのことについて報告は、例えば方向が決まればマスコミに対しても御報告申し上げるということはあるかもしれませんけれども、そのことを審議はいたしましたけれども決まっていないということを、毎回そのことを報告するということはございませんので、したがいまして、審議の概要としてはこのページに書いてあるとおりでございますけれども、ずっと調査権については資料を差し上げてそれぞれ議論をしておるわけでございます。

もちろんそれに対しては、一般的の調査権を設け

○石田(勝)委員 次に移りますが、「政令で定める日の考え方について」の中で、「法改正に伴い所轄庁が変更する宗教法人の数が多いため」とありますね、この報告書の中にもあります。その複数の県にまたがって活動をする宗教法人の数については一体どのくらいになるのですか。

○小野(元)政府委員 この点につきましては、この委員会でも御質弁申し上げておりますけれども、正確な数字はわかりませんが、私どもとしては、およそ数百であろうというふうに現時点では考えております。

○石田(勝)委員 そうすると、これまで、設立申請された団体が宗教団体であるかどうか、所轄庁はどういうふうに確認していたのか。これは都道府県も含めてどういうふうに確認していたのか。現地へ行って確認していたのかどうなのか、それもちょっとお答えいただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 認証の時点では、現地に向いていて確認するということもございます。

○石田(勝)委員 認証のときには現地へ行って確認するわけですよね。そうすると、宗教法人の数、今現在文部大臣の所轄が三百七十三、それに数百の団体ということになりますから、約千近くか千以上になるんでしょう。そうなりますと、今回の法律が通った場合に、文化庁の事務量というのほどのくらいふえるんだ。どのくらいの人が必要となつて、予算がどのくらいかかるのか、そしてやるべき法令協議はやつたのかどうなのか、その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 何件の宗教人が文部大臣のところに新たに所轄になるのかということはつきりわかりませんので、これだけの事務が必ずあるということは言いたいわけでございません

そういうつたこともありますので、さらに、今宗教法人をめぐるさまざまな問題というのも調査等も行う必要が出てきておりますので、事務量の増大に伴います定員増というのも八年度予算でお願いをしておるところでございます。

○石田(勝)委員 八年度予算は五名なんですね。そうすると、五名プラスすれば足りるということなんですか。

○小野(元)政府委員 これは予算要求でございますから、大蔵、総務庁がお認めいただかかどかということがござりますけれども、一応私どもとしては五名ということで、当面この人員で対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○石田(勝)委員 文化庁の宗務課の昭和六十三年三月三十一日の文書では、「設立の認証に当たつてその団体が」、宗教法人法第二条、これは宗教団体の定義であります、「宗教団体に該当するかどうかについては、礼拝施設については、現地において確認を行うこと、信者については、適切な方法により確認を行うこと、さらに、宗教活動の実績が相当年間にわたるなど宗教団体としての実体を有しているか、および永続する見込みがあるかどうかにつき、十分確認すること、にも留意して審査する」となっているけれども、仮にオウム真理教のように、認証時にトラブルを多く抱えてあるかどうかについていろいろ資料をいただいたり調査をしたりということで、この観点について調べるんですか。

○小野(元)政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、認証の時点におきましては、当該団体が宗教団体であることというのを非常に私ども重く見ておるわけでございまして、宗教団体であるかどうかについていろいろ資料をいただいたり調査をしたりということで、この観点につい

では認証の大重要な要件だと思ってるわけでございます。それ以外にも、手続が法令のつとつてますかどうか、規則にのつとつているかどうかといつた点は十分考えていかなければいけないと思うのでござります。

なお、御指摘ございました、仮にオウムのような著しく公共の福祉を害する行為を当初の時点から行っていることがわかつている場合であれば、これについては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、認証の時点で不認証ということにすべきだというふうに考えております。

○石田(勝)委員 どうやつて調べるんですかと聞いてるわけです。文部省が向出くんですか。

○小野(元)政府委員 宗教団体として過去どういふうにやつていらっしゃったのか、あるいは境内建物等をどういうふうにお持ちなのか、そういったことについて、必要があれば現地まで行って調査をするということは当然でございます。

○石田(勝)委員 宗教団体としてどうやつていたとか、そういう実情調査、例えばこういうふうなオウムのような不良団体の場合、地元県の学事課とか、まあその県によつても違いますけれども、そういう最寄りの県の方が事情はよく知つてゐるんじゃないですか。

○小野(元)政府委員 これは当初から文部大臣所轄法人ということで申請があつた場合でございまして、文化庁の事務としてこの認証の事務を行つたこと、島村文部大臣とか各委員から質疑をされきましたところであります。

○石田(勝)委員 ちゃんとしっかりと答弁していただきたいと思います。

この委員会においても、宗教法人審議会の議事録が基本となつて今回の改正案に至つたわけですね。それで、文化庁の事務としてこの認証の事務を行つたこと、島村文部大臣とか各委員から質疑をされましたが、神奈川と兵庫でござります。訂正いたします。神奈川と兵庫でござります。

○石田(勝)委員 「神奈川が一番多かつたんだろう」と呼ぶ失礼しました。ちょっと間違えましてごめんなさい。

○石田(勝)委員 ちゃんとしっかりと答弁してましたことから、その私的な事柄を公開されない権利というふうに私どもは理解をいたしておりまして、これは個人のみならず、法人に対しても適用されるというふうに解釈してます。あつたのかなかつたのかと私はその前にお尋ねしたところでござります。

○石田(勝)委員 だから、その私的な事柄を公開されない権利というのは、その審議会の最中にあつたのかなかつたのかと私はその前にお尋ねしたところでござります。

○小野(元)政府委員 審議会の中におきまして、具体的に、例えば一般的には公開されていないような宗教法人がトラブルを起こした事件の内容、あるいはある宗教法人がより多くの信者を得るための手段として行つて活動の内容が評価を交えて紹介されるということもあるわけでございますし、宗教法人制度に関しまして、委員の方々がみずから所属する宗教法人の考え方についての内情を述べられるといったようなこともあつたわけでござります。そういう点、何点か、今回の二十九日の審議会を、あれだけこたつた中で、七人の委員が反対していく打ち切つて、それでおなかつたからこれは直ちに再開しますけれども、改定案では、収益事業を行わない宗教法人で、一回計年度の収入の額が算入されないとお伺いしたいと思います。

○小野(元)政府委員 このたびの宗教法人審議会

れども、なぜ東京都の意見を聽取しなかつたのか。

本来東京都の意見を聽取すべきではないのか。

そういう大問題の発生した所轄の県でありますから、東京都の意見を聞くべきだつたんじやないか、私はそう思いますが、なぜ東京都はされなかつたんですか。

○小野(元)政府委員 私どもも、東京都からヒアリングすることも実は検討したわけでございまして、ただ、オウム真理教の事件に関しましては、文化庁としては、個別に東京都といろいろ照会をしたり御相談をしたということをございまして、ある程度の資料なり情報がわかつておりますので、宗教法人をたくさんお持ちの県、愛知県が一番多くて九千三百八十、次が兵庫県の九千一でござりますけれども、数の多いところから、しかも宗教関係の事務を一生懸命やつておられるというふうに思つておりましたので、参考になるというふうに判断いたしまして、愛知、兵庫からヒアリングを行つたところでござります。(石田(勝)委員)

かから、審議を公開しないという考え方方に立つてこられまでの議論が進められてきたものでござります。

○小野(元)政府委員 まさに、中立、公正な発言を確保するという観点

で、審議を公開しないといふうに考

えたものでござります。

○小野(元)政府委員 ブライバシーとは何だという御指摘でございま

すが、ブライバシーの権利というのは、私的な事

柄を公開されない権利というふうに私どもは理解

をいたしております。これは個人のみならず、法人に対しても適用されるというふうに解釈してます。がございまして、適当ではないというふうに考

えたものでござります。

○小野(元)政府委員 ブライバシーとは何だといふうに考

えたものでござります。

○小野(元)政府委員 まさに、中立、公正な発言を確保するという観点

で、審議を公開しないといふうに考

えたものでござります。

ついて審議会を開かなかつたのですか。

○小野(元)政府委員 まず第一点目の、額の範囲をなぜ法律で決めないのかという御指摘でござりますが、これにつきましては、社会経済状況の変化あるいは宗教法人の実態等を踏まえまして、宗教関係者の意見も聞きながら適時適切に定めるということが妥当である。法律に金額を明示するとということではなくて、一たん法律に金額を明示いたしますと、その額を改めるためにはまさに改正が必要になるわけだとござりますけれども、こういった適時適切に定めるということが妥当だというのが一つでございます。

それからもう一点は、法律の委任でございますが、収入額が寡少であるというふうに委任の内容が法律上明確になつておるという点があるわけでございます。私どもいたしましては、額の範囲を定めるに際しましては、宗教法人の収入の実態、規模の小さい宗教法人の運営の実態、それから宗教法人の事務処理能力の実態等を総合的に勘案いたしまして、もちろん文部省の方で案をつくって、宗教法人審議会の意見を聞いて決めるということになつておるわけでございます。

それからもう一点、九月二十九日の総会が終わつてからの御指摘でござりますが、これはもう一度早急に審議を行つべきだという御意見がございましたけれども、この報告が法律になつて改正ということになりますれば、まさにこの額の範囲を決めるということも必要になるわけでござりますので、そういうことも含めて、そういうことはやる必要があるということを私は申し上げたといふふうに記憶しておりますところでございます。

○石田(勝)委員 これは順序が逆なのですよ。本来この法律案を出す以上は、そういう額を審議会で語った上で出してくるのですよ。これこそ仮つて入れるに記憶しておりますところでございます。

○石田(勝)委員 これは順序が逆なのですよ。本来この法律案を出す以上は、そういう額を審議会で語った上で出してくるのですよ。これこそ仮つて入れるに記憶しておりますところでございます。

それで、経済状況の変化や宗教法人の実態を踏まえながらとおっしゃつていますが、この政令で定める日の考え方について、改正法は、公布日から起算して一年を超えない範囲でとか、周知のた

めの期間とかおっしゃつていますが、経済状況の変化や宗教法人の実態を踏まえながらといつたつて、一年以内といつたらそんな経済状態が変わつますので、そのように考えておるところでございます。

それならば、ちゃんと審議会で審議を踏まえて、骨ちやうのですか。そんなことはないはずですよ。

それから改正案としてこちらに提出してくるのが順序なんですよ。本当に仏つくつて魂入れず、骨抜き法案を出して我々に審議しろといったって、

その額が一番気になつておるわけですよ、宗教法人の人は。だから審議会の委員が直ちにやりなさいと言つて、それでやりますと言つたにもかかわらず、その額も決めないで提案してきた、そういう審議会あるいは法案の出し方、これは順序が

全く逆じゃないですか。文部大臣、どうなのですか。文部大臣。(発言する者あり)

○越智委員長 お静かに願います。お静かに願います。

○小野(元)政府委員 この額を決めるにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、社会

経済状況の変化や宗教法人の実態を踏まえながら、宗教関係者の意見も聞いて適時適切に定める、

金額は文部大臣が定めるということになつておるわけでございます。

そういうことで、社会経済状況の変化等に適切に対応できるということで、「文部大臣が定め

る額」という条文の規定にさせていただいている

ところでございます。

そういうことで、社会経済状況の変化等に適切に対応できるということで、「文部大臣が定め

る額」という条文の規定にさせていただいている

ところでございます。

○石田(勝)委員 審議会を開かできないというの

は、審議会の委員はもう小野さんのことなんか信

用してないですよ、本当に。もう懲り懲りだと。

反対を押しつけて一方的に決めたでしょう、三角

さんとあなたたちが。それで審議会を開いたら、

また紛糾してえらいことになるから、だから開け

ないのでしょう。それから、二十九日の議事録も

そのままに出さなければいけないからできないので

出せないのでしょう。聞けないのでしょう。どう

いのですが。

○島村国務大臣 こういうケースは別に珍しいこ

とではないと私は承知しております。

せていただいているわけでございまして、この法律をお認めいただければその額も決めることになりますので、そのように考えておるところでございます。

○石田(勝)委員 なぜ今決めないのですか。それじゃ、なぜ開けないのですか。

文部大臣、宗教法人審議会のメンバーの増員についてもここで議論されましたよ。今度二十人に

するのですよね、十五人から二十人に。学識経験者をふやす、こういうふうに文部大臣御答弁され

ていますけれども、宗教界の人たちはもう懲り懲りだからふやさない、こういうことなのですか。

そういう意味ですか。

○島村国務大臣 宗教法人審議会の構成について

は、いろいろ御批判を受けたところですが、私どもは今までそれそれにすぐれた方がこれを御担当いただいた、そう考えております。

ただ問題は、これからいわば宗教団体の実態も

どんどん変化していくでしようし、複雑にもなつてまいりますから、いろいろな角度から検討する、

こういうことになりますと、やはりいろいろな意味の学識経験者等にさらに委員に加わっていただ

く必要がある、こういうふうに考えます。

○石田(勝)委員 宗教界の人が、実際に檀家を

持つたり信者を抱えたり、いろいろな実態は一番よくわかっているわけですよ。やはりそういう人たちを入れる、そういう人たちの意見も聞くとい

うのも大事なのですよ。

それで文部大臣にお尋ねします。先ほど次長ばかり出てきて、私は大臣に聞いているのだけれど

も、次長が聞いていないのに出できちゃつて。先

ほどから言つていてるように、寡少の額の審議会を開いて法案として出す、これこそ仮つくつて魂入

かつかつ議事録にきちんとものを残さなければ申

す。したがつて、私もどちらかといえばメモを見

いかと私聞いているわけですよ。本来はその額を

審議会で決めて、それで法案として出してくるの

ではないですか。これは逆ぢやないです。

○島村国務大臣 裏めでいただぐのは大変あります

たいことでございますが、やはり法律改正ですか

ら、それは非常に重要な問題と受けとめておりま

す。したがつて、私もどちらかといえばメモを見

るのは嫌いなんですけれども、やはり正確を期し

かつかつ議事録にきちんとものを残さなければ申

す。したがつて、私は聞いてないのですよ。そんな難し

いことじやないです。

○島村国務大臣 裏めでいただぐのは大変あります

たいことでございますが、やはり法律改正ですか

ら、それは非常に重要な問題と受けとめておりま

す。したがつて、私もどちらかといえばメモを見

るのは嫌いなんですけれども、やはり正確を期し

かつかつ議事録にきちんとものを残さなければ申

す。したがつて、私は聞いてないのですよ。そんな難し

いことじやないです。

○石田(勝)委員 だから、質問通告があつたとか

ないとかという議論ぢやなくて、要するに、寡少

の額は本来審議会で決めて法案として出すのが通

常じやないですか。今回のあれは逆じやないんですか。それで文部大臣の御見解を伺っているところなんですよ。だから、質問通告があつたとかないといとかじやないんですよ。通常の一般論で聞いているわけですよ。

○島村國務大臣 耳にたこができますけれども、實は審議会五回、して恐縮でござりますけれども、實は審議会五回、特別委員会八回開いて、しかもその間は非常に皆さん熱心に、夏休み返上で御議論いただいてこの案をまとめていただいた。もし額を決めるのが先であるという専門家あるいは御関係の皆さんの御意見が圧倒的であるならば、順序はそうなつたのではないかと思考いたします。

ういろいろなものをお願いするのが無理だといふところに對して特例を設けるということも、そういう今御指摘のような方々に対する配慮で考えられてゐると思ひます。

○石田（勝）委員 だから先ほど、島村文部大臣に私も同じことを聞きますが、寺院の、要するにお寺さんの代表ですね、上村総長さんとかそういう方が、そういうことにも気になるから審議会を直ちに開け、こうやつたわけでしょう。それも含まれているわけですよ。

しかし、この間の審議会の丁寧なやり方ばかり

したというのが一つ。  
さらに、異例と申し上げるのは、全部一任をして、会務を總理する会長、皆さん互選なさつた会長がまとめられた報告について後で抗議の行動が行われたこと、さらには、その七名の方が云々などおっしゃいますけれども、その七名の中の三名の方は何と特別委員会のメンバーであったということ、こういう事はちょっと私自身にはなかなか理解がしにくいところであります。

○石田(勝)委員 いや、審議会の委員は、全部は言ひませんけれども、七名の委員は二十九日にして審議会が打ち切られると思ってなかつたんですよ。思つてなかつたから、こういう算少の額云々たの問題もいろいろ審議会で当然議論されるべきだなうと思つていたわけですよ。それを一方的に打方に打つて

○島村国務大臣 私は現場におりませんのでそのときの経過は存じませんが、正直言いますと、九月五日の日に、それまでの特別委員会、たしかが一回の中間報告をいたしまして、その後二回特別委員会が開かれて、二十二日が総会ということです。さりますから、いよいよそこでお決めいただくなるかな、それまでの経過に照らしてそう考えておつ

○島村国務大臣 これも再三申し上げましたように、私はこの審議会に一切、口出しをしたり、何か方向の希望を出したり、直接間接を問わずそういうことを慎んできました。そういう意味からして、中側の情報はよくわからないのですが、記者ブリーフの後、特別委員会はこういうなことまで終始しましたという概略の話は、少なくも就任以来、就任以前の問題とあわせていろいろ聞きました。

そういう過程で、もし審議会の運営の中にありますいは中身の問題で何か皆さんのお意見のそこを争うことがあれば、そこで紛糾してしかるべきだつたと思うのです。ところが、この審議会、特別委員会を通じて十三回の中、いわば紛糾といいますが、少しくその意見が割れたのは最終段階でありますまして、私とすればむしろ大変に意外な感じが

したというのが一つ

寺と大きなお寺、檀家数が本当に数十とかあるいはそれより小さい、大きいお寺は千軒も二千軒も持っているお寺もあるわけがありますが、特に東京都と地方とでは格差は確かにあります。

しかし、お寺の住職さんが、お寺の収益だけではとても食べていけないということで、学校の先生をやつたり、あるいは市役所に勤めてたり、そ

のほかの仕事をやりながら住職を兼務しているわけですね。こういう小さなお寺なんかが、先ほど言ったような寡少の額について、自分のところは

ひつかかるんだろうかひつかからないんだろうか  
ということを大変心配しているわけですよ。そういうことともあって寡少の額については示すべき

だ、こういうことなんですね。  
収支計算書の作成、その場合はお寺さんが帳簿をつねなければいけない。財産目録に収支計算書

を添付して所轄庁に提出をする、これが二十五条の第四項ということと、しなければいけなくなるつゝやうと、その又は十章書類を公開するといふ

れですが、その取扱説明書を公開してみると、  
になると、そのお寺にA檀家、B檀家、C檀家  
がある中で、その檀家が幾らお布施を出したかと

かそういう話が、公開するしない、そういう問題の中では必ず出てくるんですよ。文部大臣、出てくるるんですよ。今出てこないと言うが、出てくるる

これは何でかと、例えば、特に仏教の場合は戒名というのがありますよね。何々院何とかです。

居士とつく場合と、そうでない人の場合もある。それによつて、どこどこさんちがお布施幾らだつたからう完弓居士がつたんだとかつかなへんだなど

か、そういうトラブルが必ず出てくるんですよ。そうすると、そういう中で、その檀家の内で収支を

報告の内容を明らかにしろという話が出てくる。そういうことになると、お寺さんとしては統率がとれないで非常に困る。

た  
る  
る  
た  
だ  
お  
金  
を  
も  
ら  
つ  
た  
か  
ら  
つ  
け  
る  
と  
う  
こ  
と  
じ  
や  
く  
て  
、  
お  
寺  
に  
対  
す  
る  
貢  
献  
だ  
と  
か  
、  
あ  
る  
い  
は  
社  
会  
的  
な

第一類第十号 宗教法人に関する特別委員会議録第五号 平成七年十一月七日

ながらお寺さんはつけたりするわけですよ、ただのお金だけじゃなくて。ところが、そういういう戒名をもらえないかた人なんかからそういう問題点を提起されて、じゃ、その收支内容を報告しろとかそういう話に発展してくるんですよ。そういう問題も発生していく。そういうことも、先ほど言つたように、うちのお寺はひつかかるのかひつかからないのか、こういうことを心配されるわけです。

私は、時間がないからもう一つ聞きますが、国税局次長来ていると思いますが、葬儀の際にお寺さんにお布施を出しますよね。そうなるとお寺さんの収益を税務署が見に来るわけですね。そのときの根拠づけとして過去帳を見せろという話が出るわけですね。そうなると、お寺の住職は出せません、国税局というか税務署は、いや過去帳を見せてほしい、こういう話で、トラブルが今まで幾つか発生しているんですよ。そういう点があつたのかどうなのか、まずちょっとお聞きしたい。

○若林政府委員 お答えいたします。

宗教法人に対する課税といつしましては、収益事業を行つてある場合は法人税の課税があるわけございます。また、給与等の支払いを行つておる場合には所得税の源泉徴収義務ということがあります。そういう話でござります。そのため、給与等の支払いを行つておる場合については、収益事業と非収益事業の間の経費の区分でございますとか収益事業と非収益事業を通じて源泉所得税の課税、そういう問題が適正に行われているか等をやはり我々としては見る必要がある。そういう意味で、場合によつては非収益事業の内容についても見せていただくことがあります。

そういう場合において、今委員御指摘のように、何かトラブルがあつたかと云うことでござりますけれども、宗教法人の非収益事業部門の調査におきましては、必要なことについておむね我々協力をいただいておるという理解をいたしております。なお、こういった調査の過程で、一般法人の場合についても同様でござりますけれ

ども、中には調査に着手いたしましたときに必ずしも十分な御理解が得られないというようなケースも聞々あります。いざれにいたしましても、調査の必要性を十分御説明をして、最終的には御理解をいただいて調査をさせていただいているのが現実でございます。

○石田(勝)委員 時間がないので先に行きますが、公安調査庁は来てますね。

解散された場合に、信者の一部が地下に潜行してしまい、解散の効果は期待できないという声があります。これは慎重派の方からこういう意見がある。

それから、一度破防法が適用されてしまうと、それが波及して、労働組合だとそのほかの団体にも適用されるおそれがある、慎重派の方々からこういうふうな反対論を述べる方がいるわけでありますが、その点について公安調査庁から御見解を伺いたいと思います。

○杉原政府委員 破防法の解散指定が行われますと、まず、公然面の活動といいますか、表向きの活動ができなくなるわけですが、それに

よりまして、その活動資金を得ること、あるいはその主張を広く一般に宣伝すること、あるいは全国的に組織の意思統一を図ること、こういったことが著しく困難になるであろうと考えられます。

次に、一部の信者が地下に潜行して非公然の活動を行う、こういうことが予想されるということをございますが、非公然の活動を行う、つまり犯罪その他何かよからぬことを行うためには、そのための人員と活動資金が恐らく要るであろう。これららの資金を確保するためには、例えば一般信者による公然面での支援活動、そういうものに頼らざるを得なくなるであろう。ところが、破防法の解散の指定が行われることによりまして、こ

きるであろうというふうに考えております。

○石田(勝)委員 オウムのようないい忌まわしい犯罪集団には効果がある、こういうことあります。全国各地でオウム信者の裁判が行われていますけれども、例えば十月の二十七日の報道によりますと、教団を脱会せずにと、こう公判で

述べているのが教団被告百二名のうち二十名もいるのです。これはマインドコントロールが解けます。これは慎重派の方からこういう意見がある。それは慎重派の方からこういう意見がある。それから、一度破防法が適用されてしまうと、それが波及して、労働組合などから御見解を伺いたいと思います。

○杉原政府委員 破防法の解散指定が行われますと、まず、公然面の活動といいますか、表向きの活動ができないくなるわけですが、それに

よりまして、その活動資金を得ること、あるいはその主張を広く一般に宣伝すること、あるいは全国的に組織の意思統一を図ること、こういったことが著しく困難になるであろうと考えられます。

次に、一部の信者が地下に潜行して非公然の活

動を行う、こういうことが予想されるということ

でございますが、非公然の活動を行う、つまり犯

罪その他何かよからぬことを行うためには、そ

ういうあれなんですね。それで、約二ヶ月たつわ

けであります。もう最終判断の時期に私は来て

いると思うのですね。最終判断の時期に来ていて、

今公安調査庁が言つたように内容も十分それなり

の内容は整つて、こういうことがありますか

ので、この手続には幾つかの段階があるわけ

です。したがつて、その段階で例えば破防法適

用手続きを開始します、こういうことを官報に公示する、これは公示というのですか、公示するといふことです。私は、この破防法の問題については、一貫して言つてはいることは変わらないんですよ。これは基本的人権にかかる問題だから、法と証拠に基づいて厳正に、慎重に扱うべきものだといふことです。私は、この破防法の問題については、一貫して言つてはいることは変わらないんですよ。これは、こういう委員会と

○村山内閣総理大臣 これは、こういう委員会と

規でございますけれども、同時に、国民の基本的

いかという御質問でございました。申し上げるま

でもなく、破防法は、国の安全を確保するために

暴力主義的な破壊活動を行つた団体を規制する法

規でございますけれども、同時に、国民の基本的

人権にもかかる問題でござりますので、法と証

拠に基づいて慎重に検討をいたしております。

そして、オウム真理教の麻原彰晃なる人物は全

く反省をしていないし、あの弁護人の解任あるい

は再任騒ぎから見るよう、これは裁判逃れとい

うことと断ぜざるを得ないし、全く反省している

様子もないし、こういう犯罪集団、これは宗教團

体と言つてはいるけれども、こういう犯罪團体に対

して、私は一刻も早く、先ほど公安調査庁がおつ

しゃつたように破防法を適用して息の根をとめ

る、こういうことをやらないければいけないと思う。

それに対して総理はいろいろ、何か聞くたびに、私も予算委員会を通じたり、あるいはこの宗教特別委員会で今までの委員の意見を聞いています。

おりますから、前段においてはやはり慎重に検討して、厳正にやる必要があるということを終始一貫申し上げていいわけです。これは変わりがないんです。誤解のないようにしてほしいと思うのです。

今裁判もされているわけです。

これは刑法に基づいて犯人が逮捕されて、まだ逮捕されてない犯

人もありますけれども、やがて公判も開かれます。このオウム真理教の全容というものが明らかになつてくると思いますし、オウム真理教という法人は解散命令が出て解散をされると思います。そうした事態の推移を見ながら、やはり慎重な判断をする必要があるのではないかと私は申し上げているわけです。

○石田(勝)委員 私は、もう最終判断の時期が来

ている、そういう時期が迫っている。先ほど法務

大臣も詰めの段階に来ていて、だから総理大臣

として御決断を聞きたい、こういうことを申し上

げたわけです。

それで、今回宗教法人審議会の議事録、それから国政調査権と公務員の守秘義務との関係、あるいはその政府統一見解、それから附則二十三項に言う適用区分の基準額、この寡少の額、これら三点を新進党として資料要求いたしましたけれども、一切その資料に対する回答は出できませんでした。

今までの審議を踏まえても、そういう資料、例えば寡少の額だとかそういう基本的な額が出てない状況で、これははつきり言って、私はもつと政府も出した以上は誠意を持つて答えるべきだろうと思うのですよ。

○越智委員長 時間ですから短くしてください。

○石田(勝)委員 要するに、余りにも不誠意ですよ。私は、こんなことじやこれから審議なんか続けられないと思いますよ。もっとやはり誠意を持って答えるべきだと思いますよと申し上げて、

私の質問を終わります。

○越智委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四分散会

平成七年十一月十五日印刷

平成七年十一月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F